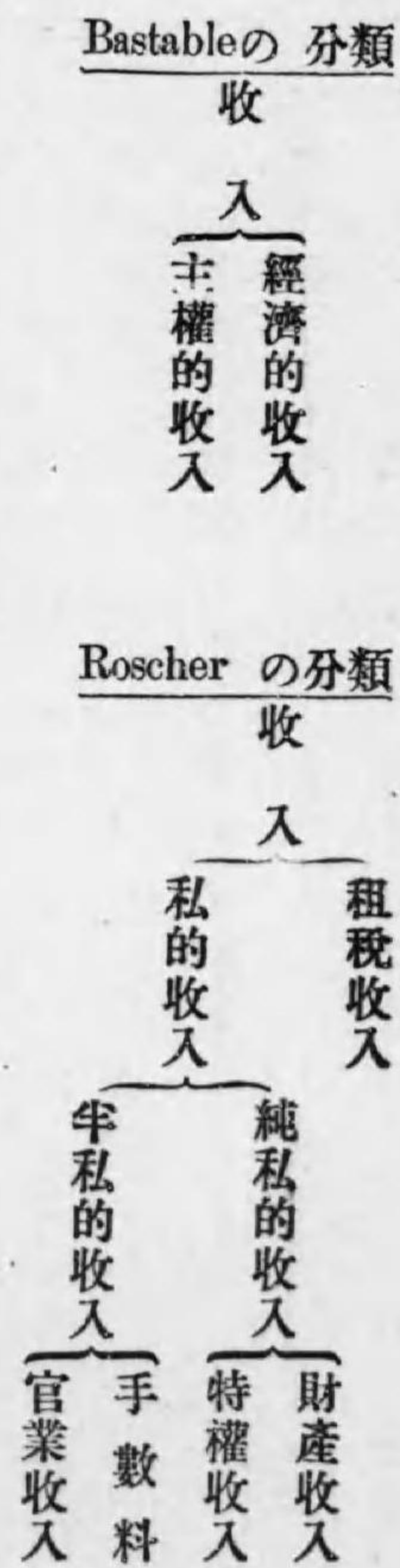


立の位地を與ふるの價值あるや否や、假りに其價值を認むるとするも特權の内容は複雑にして悉く之を私權收入に屬せしむべからざるのみならず寧ろ公權的收入と爲すべきもの多し手数料に關しては兩氏の分類全く反對なるが今日の一般は租税と同列に置くものにして、スタイン氏の如く經濟的収入とするものは極めて稀れなり

第二、公收入及私收入 (Public and Private Revenue)

此分類は收入に對する國家の態度及資格の異同に依れるものにして行政法的觀察とは稱し難しとするも形式的の分類に屬するや争ふべからず而かも此は「アダムスミス」氏の提唱せる所にして氏の説に依れば君主には二様の資格態度あり一は君主が人爲的人格即ち法人たる資格にして以て財産を有し營業に従事することを得るの態度なり之に依る收入は君主一身上の收入なるが故に君主の私人的收入と稱すべく之に反して其二是君主が主權者として其服從的臣民の歳入に對し負擔を命令することを得るの態度なり此資格に依る收入は即ち租税なりと云ふに在り英の「バスターブル」氏及獨の「ロツシエル」氏の如きも

之に均しき分類法を採れり即ち左の如し



「ロツシエル」氏の分類は收入の性質別に依るの外に收入行爲を律すへき主義別を加へたるの形跡を認め得べし純私的収入は收益主義に依り半私的収入は非收益主義即ち公益主義に依るへきの意を示めすものなり故に手数料及官業收入を純粹の私的収入とせず多少收益を公益の犠牲に供すへき半私的収入と爲せるなり然れども主義及理想より云へば如何なる收入と雖も公共收入なる以上は皆な社會全般の共同幸福即ち公益主義に依りて律せざるべからずして特に收入中に斯る區別を存するの理なし要は事實に基く收入の經濟的性質に依りて分類するの外なし然るときは手数料の如きは租税と同列に置き官業收入

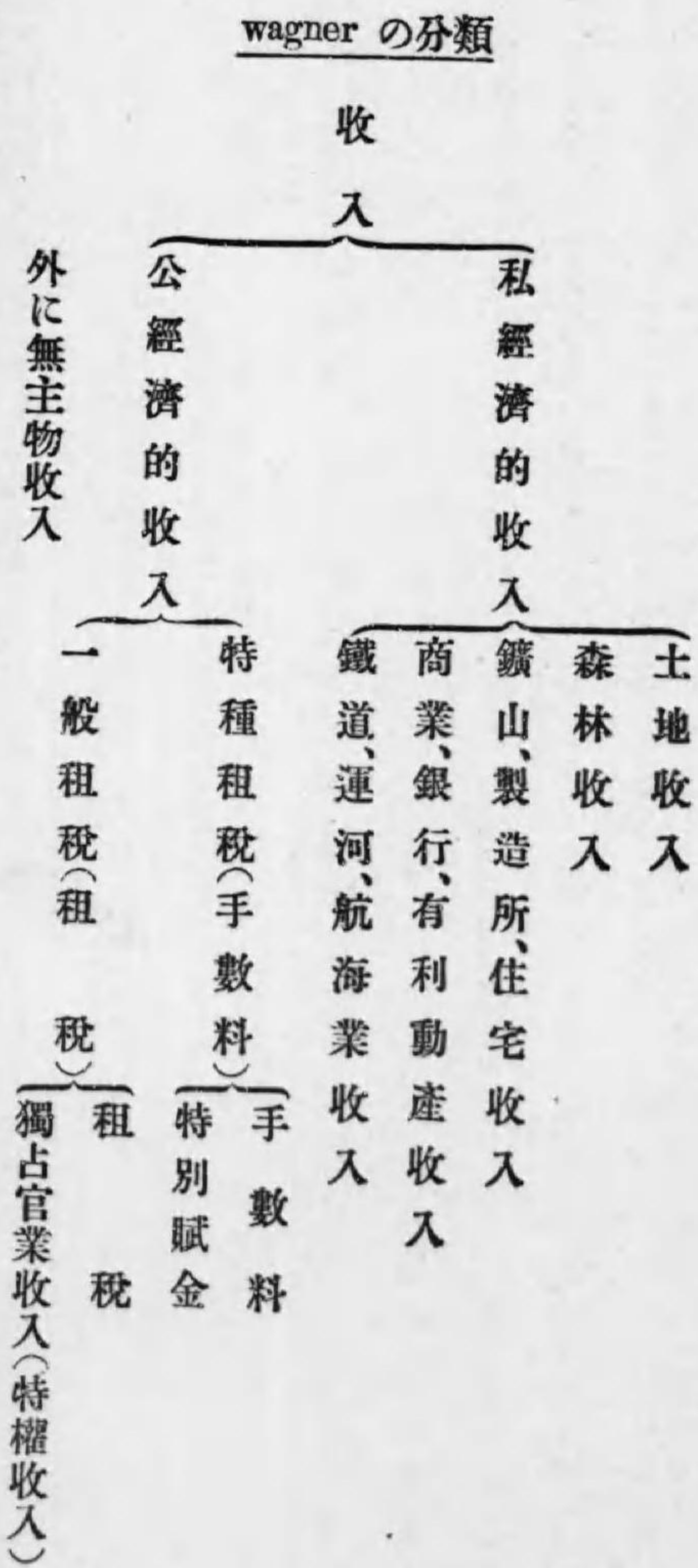


は財産収入と同類たらしめ特權收入は之を分解して其の所屬を分定するを以て至當とすべし

第三、公經濟的収入及私經濟的収入 (Staatwirtschaftliche u. Privat wirtschaftliche Einnahmen)

此分類は収入の經濟的本質及主義の區別に依るものにして獨逸の「ワグナー」氏主として之を提唱し近代獨逸學者多數の贊唱する所なり「コンラード」及「エルスター」氏の如きも此分類に依りて立論し居れり「ワグナー」氏の財政學に依れば公經濟的収入とは公共團體が其國家的職分を盡さんが爲め自ら収入の方法及金額を決定し強制的に他の各個經濟より徵收する収入の謂にして詳言すれば國家の財政高權 (Finanzhoheit) に依り國家又は國家の委任を受けたる自治團體が法律の規定に依り強制的に他の各個經濟人の所得の一部を一定の場合毎に徵收するものなりと云ふなり之に屬するものは租税及手数料にして特權收入は專賣益金として租税に含まれ特別賦金は手数料に類屬す之に反して私經濟的収入とは國家的團體が各個經濟人と均しく自由なる交易競争の渦中に在りて

私經濟上の普通原則に従ひ自己の財産及企業より收得する収入の謂にして官有財産及益業 (Privaterwerb) 収入の如き之に屬すべし但し普通官業収入と見做さるゝ郵便電信道路及富籤収入は之れを手數料及租税に屬せしむるを至當とすと云ふなり即ち左の如し



特權收入に關して「ワグナー」氏は是れ君主の獨占權に基く收入にして現時の專



賣官業收入なるが此の君權たるや公經濟制度の必要條件にして准租稅なるが故に之を公經濟的收入に屬せしむべく少くとも私經濟的收入に屬せしむべきものにあらずと論じ、ラウ氏等の之を經濟收入に編入したるを非難せり然るに「ヘルド」氏及「ロツシエル」氏は特權收入の起因を以て君主の土地所有者と主權との結合的結果にして公私混合のものなりとの論に依り前掲の如く私法的又は私的収入に屬せしめたり此の如く公私の區分甚だ不明なるが爲め「コンラード」氏は此れを理由として特權收入に別個の位地を與へ公共收入を三分して公經濟的收入、私經濟的收入及特權收入の三種となせり

惟ふに「ワグナー」氏の分類は卓越にして周到なり行政法的の形式觀よりも經濟學的の性質觀に重を置きて收入の行爲を標準に、其の性質を區分し且つ經濟的原則に依る收入の主義を標準に加へて收入の系統を定めたるものなり公法及私法の「法」を拔去りて之れに代ゆるに「經濟」を以てし公經濟及私經濟と爲したるは實に之れが爲めなるを知るべし然れども氏が「アダム、スミス」氏其他の分類法を襲蹈して公と私との法理的形式の區別を存するは氏の爲に吾人が先づ第

一に遺憾とする所なり何となれば公共團體の目的及職分は皆な「公」の一點にして「私」を容るゝの餘地を有せず國家公共の財政は始めよりして總て公經濟ならざるべからず其公經濟の收入を分つて更らに之を公私に分類するは決して當を得たるものにあざればなり「グスタフ、コーン」氏は口を極めて國家の私營的收入 (Privat Erwerbs) と云ふ事の現代國家觀念に適せざる舊式の套語たるを痛論し若し公共政府の爲す所にして私經濟の法則に支配せらるべき私營的性質の事業ありとせば斯る事業は政府の財政的範圍より引き離して全然之を私人の事業に委すべきのみと斷言せるが吾人は此說に賛同せざるを得ず勿論國家公共團體が個人經濟に對する關係には二様あること「アダム、スミス」氏の觀取せる所の如し一は團體が個人を團員とし此團員に對する對内的共同關係にして他は團體が個人を團員とせず團體と均しく各個經濟として此各個經濟に對する對外的關係なり前者は共同關係にして後者は差別關係なり而して斯る二様の關係は決して國家公共團體の場合に限るものにあらず如何なる團體と個人との關係にも存在せざるべからざる内外觀に外ならず從つて特に國家團體



の場合に限り特に一を公經濟關係、他を私經濟關係と區別すべきの理あるを見ざるのみならず、國家公共團體の財政は昔時の私的經濟より發達して漸く現代の公的經濟となり、今後益々純公共的、共同經濟とならざるべからず、故に吾人は公共財政を以て總て公共的、共同經濟なりと見做すべく、決して私的經濟方法を包含すべきものにあらざると信ず。第二は氏が収入の分類に收入方法を律する主義を加へたる點に在り、此問題に關しては別に詳述するを要するも大體に於て「ワグナー」氏は私經濟的収入を私經濟的行為に依り收得し、且つ收益主義に依つて律すべく、國家は之に依りて益々多くの純益を擧ぐることを得べし、公經濟的収入は公經濟的行為に依り收得し、公益主義を以て律し、手数料は實費主義、租税は國庫主義に依り収入を計るべしとの見解を腦裡に置き、之に基きて分類せんとしたるなり、然るに實際各種の収入は之に該當せざるもの甚だ多く従つて鐵道、銀行及航海官業の収入は私經濟的収入に屬せしめながら郵便電信の官業、水道、瓦斯、電氣の地方公營収入を公經濟的収入中の手数料に屬せしむるの奇觀を呈せり、之に關しては氏の周到なる説明あるを知るも、必竟は前者に在りては收

益主義を以て經營するを可とするも郵便電信の如きに在りては低安なる實費即ち氏の謂ゆる手数料主義に依るべきなりとの主義的理想を現實の分類に適用したるに外ならざるなり、即ち「斯くすへき」を「斯くあり」と爲したるの嫌なきを得ず。第三は特權收入のことなり、特權收入の全種類は既に分解せられて夫々他の收入種別に屬することとなり、其殘存物と見做すへきものは現代の中歐諸國に存する獨占官業なりとす、故に「ワグナー」氏が特權收入をして最早今日は特別の地位を有せしむべからずと主張せることは頗る可なりと雖も、然るに此獨占官業には亦た二種ありて、一は鹽烟草酒精等の財政的專賣にして他の一は火藥硝石、造幣キニーネ等の警察的、及公益的の專賣なり、前者は素より租税の變體に過ぎずして租税と均しく國庫主義に依り支配せられ、又た支配せらるべきが故に此の如く之を租税に屬せしむるの至當なること争ふべからざるも、公益其他の理由に依れる後者の一類は性質及主義共に租税と同一にすべからず、去りとして之を手数料とは爲すべからざるが故に、氏の私經濟的収入に屬せしめざるべからざるに氏は此の差別を爲さず、單に兩者が均しく昔時に於て俱に王侯特

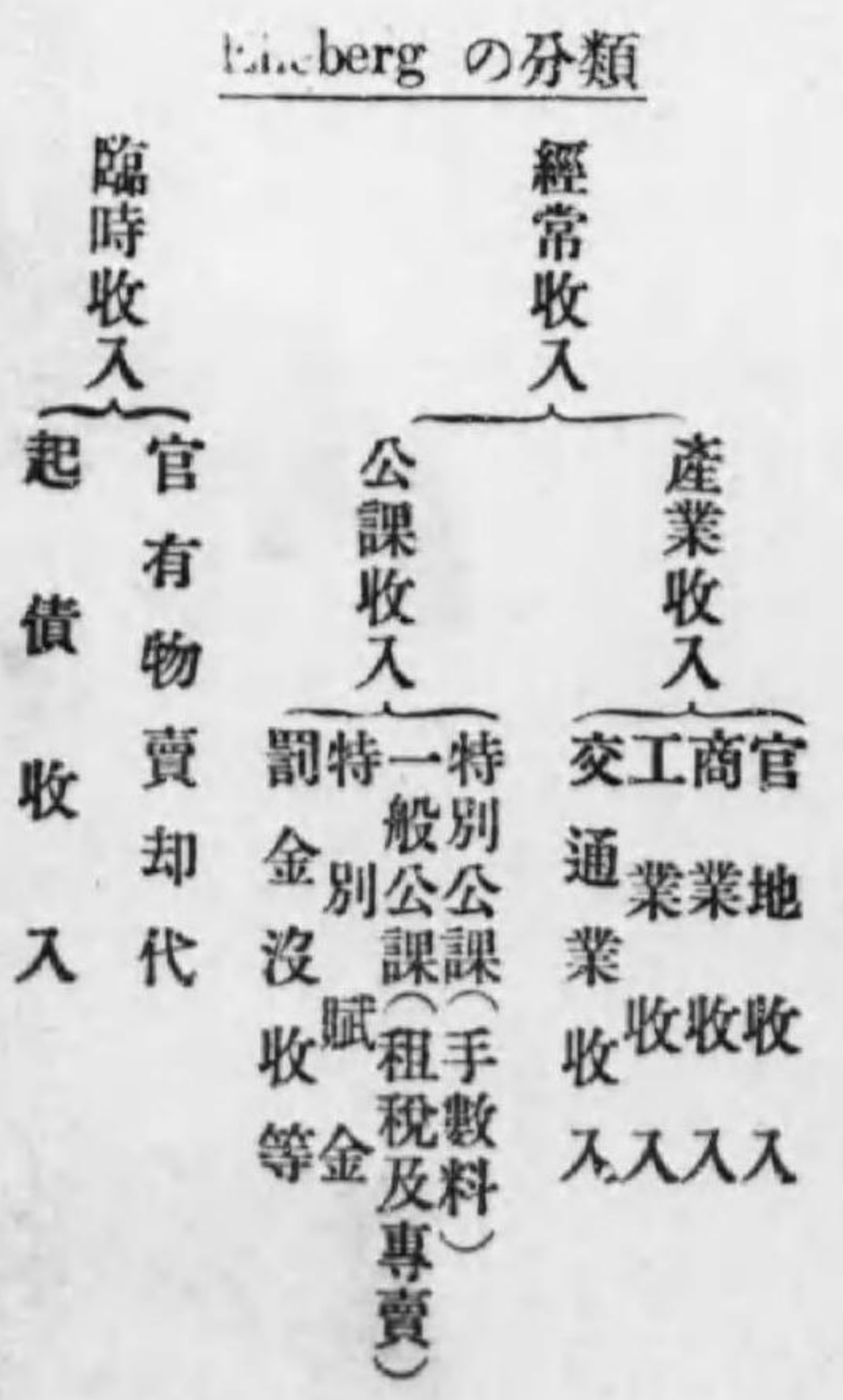
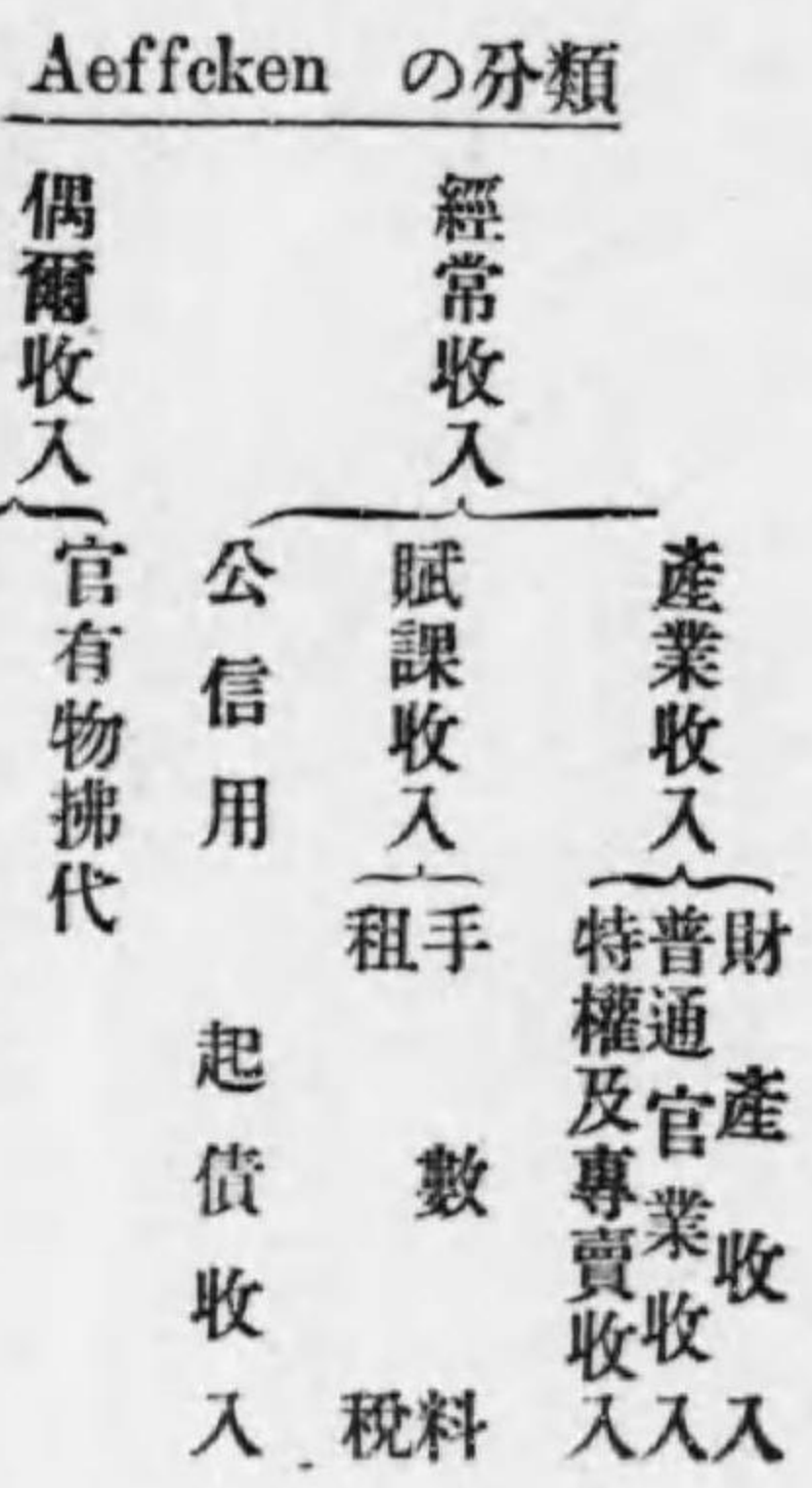


權に起因したるの故を以て一律に皆な悉く之を租税の一種と爲せるは適當にあらざるを知るべし

第四 産業收入及賦課收入 (Erwerbs Einkünfte u. Auflagen)

此分類は前掲諸説に比すれば純經濟觀に依る性質的の區分なりと稱するを得べし而かも頗る簡明なるを特色とす是れ其始めは「ラウ」氏が國家收入を分ちて徵要 (Befolgen) する收入と收益 (Erworben) する收入との二類とせるに基けるものにして「ゲフケン」氏及「エヘベルヒ」氏等が夫々多少の修補を加へて提唱する所のものなり「ラウ」氏は君主の特權收入を收益即ち産業收入に屬せしめたるが「ゲフケン」氏も大體の主旨之に同じく唯だ氏は先づ公共財政上の收入を偶爾收入 (Einnahme Einnahmen) と經常收入 (Ordentliche Einnahmen) とに分ち偶爾收入は個々の收入にして全く偶時的に一時限り取得するものに係り獻金、寄贈金、分補、償金、官有物賣拂代金の如き之に屬し經常收入は各國の國家が普通永久的に收得する通常の收入にして更らに再別すれば産業收入 (Erwerbs Einkünfte) 賦課金 (Auflagen) 及公信用 (Öffentliche Kredite) の三類と爲り産業收入は國家團體の經濟的生

産及收益行爲に依る收入にして財産及官業收入と共に專賣益金の如きをも包含すと説述せり次に「エヘベルヒ」氏は殆ど全く「ゲフケン」氏の分類に酷似し經常收入 (Ordentliche) と臨時收入 (Ausserordentliche) に大別したるが唯だ公債を臨時收入に屬せしめると經常收入を産業收入と公課 (Abgabe) とに分ち公課は狹義に於ても專賣收益を含み廣義に於ては罰金、沒收及特別賦金 (Beiträge) をも含むと爲せる點多少の差違ありとせらるゝ所なりとす依つて比較の爲め右兩氏の分類を左に掲げん





經常及臨時の大別は收入の性質に密接の關係あるにあらざるも經費も同様なる大別と相對して財政上には便利なる分類なりとす産業的及賦課的の分類は用語少しく安定を缺ける嫌あるも大體簡明にして通じ易き性質別なりと評し得べし公債は既論の如く收入と見做さざるを可とす「ゲフケン」氏が經常收入中に屬せしめたるは特に不可なり「ゲフケン」氏が特權及專賣收入の全體を産業收入に置きたるは「エヘベル」氏が租稅的專賣を租稅に屬せしめたるの至當なきるに劣れり罰金沒收金の類は財政上の意義あるものに非ざるを以て特に之を經常又は普通の收入とせず無主物收入、偶爾收入等と共に雜收入とも稱すべきものとす要するに兩者の比較に於ては「エヘベル」氏の分類を以て大體優れりとすべきも「ゲフケン」の分類中亦た其の精神の探るべきもの少からず而して兩者とも實際的に且つ簡明的に而かも性質別なる條件を具備せるが故に吾人は大體此分類に賛成するものなり

##### 第五 直接收入、派生收入及先收入 (Direct, Derivative, and Anticipatory Revenue)

此分類は米人「アダムス」(Adams)氏の唱道する所にして氏の著財政學(The Science of Finance, 1898)に詳かなるか今其の概要を録せんに左の如し

直接收入とは國家が自己の財産及産業より直接に收得し又は一個人格の名に於て直接に攝取する收入の謂にして國有財産收入、國立作業收入、贈與、獻金、沒收金及償金の類之に屬す之に反して派生收入とは始め人民の所得の一部なるを後ち收入法規の執行により國家に分移せしむる收入の謂にして此場合に於ける財産の所有者、作業の經營者又は現實利益の増進者は國家にあらざして人民なり國家は他人の所得若くは利益より割取するに過ぎざるを以て派生即ち間接の收入と稱すべし例へば租稅、手数料、賦金及び科料罰金の類は實に此種の收入に外ならず而して此の兩收入が經濟上の性質に於て區別せらるべき要點は直接收入が其の收入額丈ヶ同時に一般社會の所得(Social income)をして積極的に加増せしむるに反して派生收入は一方に於て國家の收入を増加する丈ヶ他方に於て同時に個人の所得をして同額の減少を惹起せしめ結局個人の所有より政府の所有に社會所得の一部を轉換したるに過ぎざるの點に存せり最後に先收入とは直接收入に屬せず又た派生收入にも屬せざる一種の分類にして國



家が右二類の収入に基く信用に依りて資金を先收するの謂なり是れ通俗に謂ゆる通貨の借入に外ならざれば實収入とは稱し得ざるも先收入豫收入又は假収入とは稱し得べく否な然か稱するを適當とす蓋し此収入は概して公債證券の賣却又は發行に依り國庫に通貨を領入するものなれば收入の一種と見るは敢て不可なきも素より變體にして其の得られたる通貨手段は最終的の實収入にあらずして寧ろ此収入の爲めに生じたる國家の負債を償還すべき將來に向つて同額若くは同額以上の後收入即ち實収入を調達すへき必要を残すものなるが故に後收入に對する先收入實収入に對する假收入若くは豫收入なりとせざるべからず例へば公債券大藏證券及政府紙幣の發行の如き是れなりと

氏が辨明は巧妙ならざるにあらずと雖も其名稱たる餘りに空漠にして何人も此名稱に氏が説明する如き意義の存在するを知るに苦しまざるを得ざらん且つ斯る説明を聞きたる後に於ても官有財産の小作料と民地の地租とは如何に之を區別するや兩者ともに國家より見て人民の生産又は所得より派生し來るものなれば兩者ともに派生收入と爲さるべからざるが如し地租と小作料

とを同一分類に屬せしめざるへからざるに至りては氏の分類果して何等の實益かあらん次に氏は兩收入の經濟的性質別を明かにせん爲め社會所得の増否を區別したるが是れ素より氏の説明する如くならんも斯る相違が收入原則の上に果して如何の關係を有すべきやを疑はざるを得ず要するに此分類は區別の標準甚だ明確を欠き且つ分類の實益頗る疑はしく吾人は之が賛成に躊躇せざるを得ず但し公債即先收入論に至りては吾人大に之を稱賛す

#### 第六 獻納、契約及強制 (Gratuitous, Contractual and Compulsory)

以上の外尙ほ幾多の諸税各國學者間に存するは論を俟たず然れども冗長を避くる爲め茲に佛國及米國に於ける殘されたる學說の二三を示めすに止めんとす佛國に於ては「ガルニリア」及「ポリュエ」氏等の分類最も名あり然れども「ガルニリア」氏は經常歳入及臨時歳入の二大別を再分して前者を租稅收入及官業、財產收入とし後者を官有財產賣拂代及公債收入となしたるに過ぎず「ポリュエ」氏に至りては更らに簡單に且つ餘りに通俗的に(一)國有不動産收入(二)官營商業收入(三)手数料及特別賦金收入(四)租稅收入と列舉せるのみ何れも何等の興味をも



惹くに足るものなし最後に米國「セリゲマン」氏の分類は少しく特色ありと云ふを得べし

Seligman の分類

- (一) 贈獻收入——獻金
- (二) 契約收入——代金
- (三) 強制收入
  - (1) 沒收
  - (2) 罰金過料
  - (3) 公課——手数料、特別賦金、租稅

氏の分類は收入行爲の意思別に依りて區別せるものにして特色たるには相違なしと雖も素より法律的の形式分類たるを免れず法律的分類としては兎も角も財政的分類としては公私別以上の價值を認むるを得ざるなり

### 第四章 公共收入之種類

吾人は前章に於て公共收入の分類に關する歐米學者の諸説を比較論評し其中に就き「ゲフケン」氏及「エヘベルヒ」氏等の分類を適實且簡易なりとし大體に於

て之に依るの妥當なるを述べたり依つて吾人は大體の主旨を右兩氏の分類に採り其用語及内容種別に多少の修補を加へて吾人の分類と爲し之に依り各種の收入を適當に序列し以て收入各論の順次を定むるに資せんとす

公共收入の種類は先づ之を經常收入及臨時收入に大別するを適當とす此の大別は經費の同様なる大別と相俟つて財政計畫上極めて重要なればなり

經常收入とは財政計畫上の目的を以て毎期規則正しく恒久的に收得せらるべく期待せらるゝ收入なり蓋し公共團體は永久に存続し永久に經費を要するものなること經費論に於て説述したる所の如くなるが故に之に充當せらるべき收入も是れ亦然かく永久に繰返すべく期待せらるゝもの存在せざるべからざること言を俟たず

經常收入の種類は經濟的性質の異同に依りて又た之を二種に區分するを適當とす其の第一種は公共團體が有する自己の財産又は企業より收得する收益的収入にして其收得の方法は經濟上の生産又は交換行爲に依るものなるが故に法律家は私法上の收入と稱し經濟家は私經濟的收入と稱するものなきにあ







個々特別の政務に要する經費の分賦の謂にして經費の效果は各個毎に評價し各人毎に費額を分別し得るのみならず特に其特別個人に負擔せしむるにあらざれば却て政費分賦の公正を害するの虞あるが爲め個々特別の報償として當該關係の個人より特別の標準に依り取立つるものなり之を手數料と稱す但し此場合に於て若し其特別なる政費が經濟的公益設備の建設及維持に係り之が分賦の標準を該設備に由りて受くる個人の利益に採りて此等個人受益者に分賦するものあり之を特別賦金 (Beitrag) と稱す

一 一般的分賦とは特別の收益又は分賦に依らざる他の一般的主要政務に係る分賦にして此等の政務は效果廣汎且つ無形にして各個に評價し各人毎に分別し得ざるが爲め一般的方法に依りて割宛て各個經濟より取立つるの外なきものなり之を租税と稱す但し此場合に於て財政上の目的に依り此方法に一步を進め課税企業を公共國體の手に獨占し企業産物の價格に租税を加へ企業收益の形に於て國費の分賦を其購買者の所得に試むることあり是即ち財政上の專賣にして租税の變形なりと看做すを適當とす

罰金沒收金及一定の雜收入は經常收入に屬せしむべきこと論を待たず特に罰金沒收金は多數の學者に依りて強制的公課收入に編入せらるるか如し然れども此等は計算の實務上經常收入として取扱はるるに過ぎずして元來財政上の意義を有せず他の行政に伴ふ附隨の收得金に過ぎず財政上の目的を以て計畫し期待すべきにあらざれば吾人は之に分賦的收入と均しき公課收入の名を附するを欲せず否な寧ろ全然財政上の意義なきものとなし財政學に於ては特に之を詳説するの要なく一括して雜收入とするを以て足れりと信す

臨時收入とは每期規則正しく永久に繰返へさるべく待期し得べからざる偶示的の收入にして其の重要なるものは官有財産拂下代、寄附金、戰時償金、無主物占有價格及多數の臨時的微收入なりとす

以上經常收入及臨時收入として縷述せる所の收入は皆な實質的の收入にして財政上の意義あると否とに拘らず公共の經費に消了せらるゝものなるが尙ほ此外に名義上の收入と看做すべきもの數種あり公共團體間の補助金、分擔金他の會計よりの繰入金、特別資金の流用金、前年度剩餘金及公債募集金の如き即



ち是れなり此等は皆な眞實上の收入にあらずして唯だ形式上に於て當該會計の當該年度に於て收入の取扱を爲すに止まるものなり特に公債に至りては將來の償還的支拂を負擔するものなれば收入と看做さざるを適當とすること既述の如し

以上の説明に由り茲に之を總括して公共收入の種類を序列すれば略ぼ左の如き順序となるべし

第一 經常的收入

一 收益的收入

甲 財産收益

乙 企業收益

1 普通官業收益

2 獨占官業收益

二 分賦的收入

甲 特別行政費の分賦

手数料

乙 公益設備費の分賦

特別賦金

丙 一般政務費の分賦

租税及專賣

三 罰金沒收等雜收入

第二 臨時的收入

甲 財産拂下代

乙 献納金寄附償金

丙 雜收入

第三 形式的收入

一 前年度剩除金

二 公共補助金

三 他會計繰入金

四 融通流用金

吾人は本書に於て大體以上の順序に従ひ公共收入の各種類を論評せんと欲するものなるが罰金沒收金、献納金、寄附金、經常及臨時の雜收入等は財政學上別



段論評すべきものなきを以て之を省略し形式的収入に關しては臨時収入中の官有物賣拂代と俱に收支適合の問題に關係し公債と密接の關係あるが故に此等と俱に適宜相當の所に於て併論するを適當なりと認む從つて此等の形式的収入に關しては必ずしも以上の順序に依らざるの餘地を保留せんとす

## 第五章 收益的収入

收益的収入は公共團體が自己の財産又は企業に於ける收益的行爲(即ち經濟上の生産及交換行爲)に依り收得する特別の収入なり「ワグナー」氏の謂ゆる私經濟的収入は之に該當するものなるが氏の私經濟的収入は氏に依りて國家的團體が各個經濟體として他の各個經濟體と均しく自由なる交易競争の渦中に在りて私經濟上の普通原則に従ひ自己の財産及企業より收得する収入の謂なりと定義せること既述の如し之れと吾人の收益的収入に關する定義とは同一なる如く見ゆと雖も氏は「自由なる競争」及「普通なる用語に依りて郵便、造幣等の獨占企業に關する收益(特權収入)を氏の私經濟的収入より除外せんとするものなるに

吾人の收益的収入は此等の獨占企業收益をも含ましむる點に於て相異れり吾人は各個經濟體に於ても決して自由競争的の企業のみを以て「普通」とするものにあらず否な今日の資本的私經濟制に於ては完全なる自由競争殆んど行はれず多少の獨占的傾向を存するのみならず本實上獨占企業に依りて收益を收得する個人經濟體少からざるを以て各個經濟體の普通行爲は自由及獨占の兩者に在りとするを至當と認む而して自由企業にせよ獨立企業にせよ收入する行爲方法が生産及交換に依るものなる以上は共に之を收益的収入と稱すべきこと一般經濟上の通義にして公共團體の場合に於ても敢て異なるの理なく特別段の目的存せざる限り亦同様の性質なりとせざるべからずと信ずるなり故に吾人は自由と獨占とを區別せず苟くも經濟上の生産及交換行爲に依る收益なる以上總て之を收益的収入に包含せしむるの至當なるを認め斯くの如く爲せるなり

收益的収入を生ずる財産及企業は收益財産及收益企業なり此收益財産及收益企業は歷史上既に久しく公共團體の所有たるものあり昔時は特に豊富にし



て後には賣却其他の處分に依り著しく減少し更らに近時に至りては大に恢復し或る財産及企業の公有は恢復充分ならざるも或る財産及企業の公有は増加したる爲め總體に於ては國に依り財産及企業の公有益々擴張せらると稱し得べきの大勢なり此大勢は果して助長すべき大勢なるや否や之を決定せんには先づ其根本に入りて抑も公共團體は如何なる理據に於て斯る收益財産及收益企業を公有し又た經營するやの問題を講究するの要なくんばあらず

純眞の共産的社會主義は共有の意味に於て又た急進の集産社會主義は公營の意味に於て一切の社會的生産手段即ち個人的收益手段を個人經濟の手より公收することを主張するものなれば此等の主義に於ては如何なる收益財産及收益企業と雖も公有公營の理據に苦しまざるべし然れども大小一切の收益手段に關する私有制度を撤廢して全部を共有又は公營とする如きは到底之を實行すべからず必ずや一定の標準を設けて取捨の區別を爲さざるべからず又た社會主義と反對なる國家主義の國家職分無限論に於ても國家の職分範圍と民業範圍との間には由來性質上の區別あることなし唯單に便宜上の問題のみ國

家は多々益々國有し國營して可なりと輕々に論し去るの傾向あり然れども既に私有制組織の社會に於て公共團體の經濟と各個私人經濟との併存を認むる以上は兩經濟の行ふべき行爲範圍に關して何等かの原則的區分なしと云ふべからず否な公共團體相互間に於てすら上級下級の等位及管區に従ひ夫々行爲の範圍に關する原則上の區分は存し居り況んや公共團體と私人經濟との間に於ておや少くとも私人生業の外に公共團體の存立を要する所以の根本觀念に立脚する原則的の區別なかるべからざるなり

公共團體は私人事業の全部を奪つて之を自己の本業とすべからざるること共產社會主義以外何人も争はざる所なるが是れ既に兩者の間、何等かの根本的區分標準なかるべからざる第一の證據と云ふべし然らば何をか根本的標準とするやの問題に對しては公共團體存立上の職分に鑑み共同生活の安寧幸福を維持し増進する謂ゆる公益進歩の原則に適合するのみならずるべからずと答ふべきなり公益以外に公共團體は何事をも爲すべからず公益以外に一步をも踏出すべきにあらず是れ實に根本的の原則なり収益的収入の資源たる收益財産



又は収益企業を公有公營するの理據も亦た公益原則の適用に外ならず此場合に於て單に收入を生すと云ふ如きは公益にあらず公益は目的其者に在りて收入は其結果に外ならず單に收入を取得せんが爲め財産又は企業を公有し公營すと云ふは正當の理論にあらず縦令之より収益の生ずることなしとするも財産又は企業の公有が公益の必要に出で公營の方法が能く公益の進捗に適合せば足る之に要する公共團體の經費の如きは別に之れが支辯の途なきにあらずればなり古昔此等支辯の方法具備せざる時代に在りては収益の取得其事を以て公益と認むるの外なかりしなるべしと雖も今日は決して然らず收入を生ぜざる公共團體の財産又は事業多々益々増加するに拘らず皆な公益の理據に於て之を維持し遂行せらるゝを見ても知るに足るべきなり

公益は收入に存せずして實に政治上、經濟上、道德上及社會上其他全般の幸福上より要求せらるゝ總合價值に外ならず従つて單に財政學に依りてのみ此の公益條件を論定すること能はざるのみならず其公有せられ若くはせらるべきと財産企業の種類に依り自ら條件を異にするを以て茲に具體的に概括すること

を得ずと雖も大様左記の條件に注意して決定せらるべきものとす

- 一 獨占兼併の弊を抑制する爲め必要なる財産の公有
- 二 一般の保安上、衛生上私人の個利に委放すべからざる財産又は企業の公有

三 模範的又は試験的に一般の必要とする企業の公有

四 獨占的性質を有する大企業の公有

五 主要政務の實行に要する附屬企業の公有

斯くて公益の條件に適合せりと決定し公有せらるる収益財産及企業は經濟行為に依りて収益的収入を取得するに當りても亦た其の收入方法及程度に關して公益の原則に従はざるべからず從來の財政學説は此の場合に於て純然たる収益主義に依り私人經濟と均しく成るべく多くの収入を擧げて剩餘を生ぜしむるに努むべし是れ収益的収入の他の収入と異りて特別の位地を有する所以の特色なりとすることに皆な一致せりと雖も収益的収入と云ふは經濟上の收益行為に依る収入と云ふ迄にして収益主義の収入と云ふにあらずと解せざる



可らず何となれば主義は飽くまで公益主義の一點に存せざるべからざればなり然らば收支相償はずして損失に終るを目的とするも可なるやと反問するものあらんも之に對しては其の要求せらるゝ公益主義の打勝つ場合に於ては損失を期するも敢て不可なしと答へんのみ例へば住宅難救済の爲めに官林の伐材を安價に提供する場合の如き是れなり然れども普通の場合に於て成るべく市場の競争價格に従ひ自由の交易に依り生産費に相當する収入を取得し損失なきことを期すべきは公正の觀念に於て勿論のことなりとす何となれば財産又は企業の産物を經濟行爲に依りて對手方の個人に提供するときは對手方たる特別の個人は特別に相當の利益を享有するを以て之に相當する對價を支拂ふべきは當然なればなり若し此場合に於て彼れ個人が受くる利益に對し時價相當の對價を支拂はずして公共團體に損失を生ぜしめんか個人は特別に不當の利益を得、公共團體は特別個人の爲め不當に損失を受け而かも其損失は租税其他の方法に依りて他一般に對し不公平なる負擔を分賦することゝならざるを得ず是れ公共團體の本質に鑑み極めて不當の分配にあらずや、故に普通の場合に

於ては努めて收支相償はしめ損失なきを期すべきを原則とす而かも其の收支中に計算せらるべき生産費は單に原料材料及勞銀のみに止まらず投資に要せる利子及諸費否な往々元本償還年額をも含ましむること論を俟たず又た其の收支相償ふと云ふは單に現在のみを指さずして將來をも加へて計算せざるべからず少くとも數年に亘れる收支の均衡を案して將來の損失危険に對する平均準備を保留するの要あり斯る複雑なる計算を経て收支相償ふことを期すべしと云ふが此の収益的収入の原則なり主義なり此意義に於ける外他に収益主義なしとするが吾人の見解にして其以上の利益を目的とする「ワグナ」氏等の収益主義氏は私經濟主義と謂ふと異なる所なりとす然らば前記の計算以上に多くの剰餘を生ずるときは之を如何するやの再問あらんも斯の如きは是れ不勞利益に外ならざるなり搾取のか若くは自然的の餘剩價値に該當するものなり若し前者搾取に屬すれば公共團體は之を目的とすべきものにあらず後者(自然)に屬すとすれば公共團體と雖も之を目的として計畫すること能はず何れにしても公共團體が目的として期待することを得ざる収入なるを以て



財政計畫上の収益的収入と見做すを得ず唯た若し斯る利益を生じたりとせんが搾取的利益に對しては更らに價格を輕減し若くは勞働條件を改善して被搾取者に報ゆべく自然的偶爾の利益に對しては之を一般の公益に使用し若くは租税の輕減に資すべきのみ

以上は収益的収入の全體に共通する其根本理據及収入方針に關する學理上の一般論なるが是れより収益的収入論は先づ二つに之を大別して財産收益論と企業收益論となり財産收益論は更らに不動産收益論及動産收益論に再別し企業收益論も又た再別して普通企業收益論及獨占企業收益論と爲し此等種類の相分るゝに従つて夫々特別の細論を要すべきは論を俟たず依つて吾人は以下順次其特別の細論に入らんとす

## 第六章 財産收益

公共財産に關する從來の意義は國有不動産なりき而かも國有不動産には二種の別あり一は行政財産と稱し収益を生せず唯だ公安を保護し公益を増進す

るの政務に使用せられ却て之か爲め經費を要する純支出主義の財産を云ふ例へば道路官衙兵營の類之に屬す佛國にては之を稱して公財産 (domaine public) de l'Etat) と云ふ其二は財政財産と稱し収益を生ずるの外政務に役立たざる收益財産にして例へば田野森林及之に附屬する工作物の類是なほ佛國にては之を私財産 (domaine privé de l'Etat) と稱するが如し財政學上収益的収入論の最も深く關係するものは主として此後者たる財政財産即ち収益不動産に在りとす

収益、不動産は現今の各國財政上必ずしも重要な財源に非すと雖も昔時は殆んど唯一の財源たる觀ありしこと既述せる所の如し歐州に於ては十世紀以後漸次に國有減少の傾向を生し英國は既に十七世紀の初葉に於て皆無に歸し爾餘の諸國も十八世紀末より十九世紀の前半に亘りて著しき國有の減少を見た

りしが其は主として田野にして森林は國有に保存せられ國に依りては國有森林の増加をも努めたるものあり然れとも十九世紀に於て各國の財政難に依り國有森林の賣却盛に行はれ獨逸を除くの外は皆な著しく減少して當初の一少部分を保存するに過ぎざる實況に在り



公共財産に關する現今の意義に於ては財政上の收益財産として收益不動産の外に收益動産をも加へざるべからず現今の公共團體は收益を生すべき動産的權利を公有し之に依り又は之を運用して公共財政に收入を與へ又は一時的融通の資を之に供するもの益々多きを見る例へば補助會社の出資配當貸付金の利子及特別基金並積立金の利殖等之に屬すべし

故に財産收益は不動産收益と動産收益との二種に再別して之を論述するの要あり依つて更らに本章を節に分ちて以下順次に之を論述せんとす

### 第一節 不動産收益

不動産收益は不動産の賃貸又は經營に因り收得する収益的收入にして其の收益不動産は公有の土地、森林及之に附屬する建物及工作物なるが故に不動産收益は更らに之を土地收益及森林收益の二種に分つて論述するを適當とす

#### 第一 土地收益

土地は森林以外の土地にして田野、宅地、牧場、漁場及之に附屬する工作物等の

總稱なるも其の主要なるものは素より田野なりとす田野は昔時國有地中の主要部を占め其の收入は國費と宮内費との主要財源を爲したりしに其後政治上及財政上の變遷に伴ひ次第に減少したるの事實は既に記述せる如くにして現今各國は之を所有するもの甚た少なく而も尙ほ比較的多くの田野を所有するものは普露及獨逸小邦三四に過ぎず米國及濠州は新開國として多大の田野を有すも年々之を賣却して賣却代金の臨時收入と其後に於ける地租の經常收入とに財政化しつゝあり

田野の公有に關しては先づ可否の根本論あり英國自由經濟學說の非公有論に對して社會主義及國家經濟主義の公有論あり公有論中の最も徹底せるは社會主義の全部國有論なりとす彼等の主義は生産手段一切に對する私有廢止論に基くものにして私有制の骨子たる土地は全部を擧げて共有とすべく私有を許るすべからずとするなり蓋し土地は自然の天惠物にして元來人類共有のものなりしに今は各國私有財産組織の根幹を成し地主は單に法律上之を所有すと云ふ形式的關係あるに止まり何等收穫に對する經濟技術的の實質關係ある



ことなし而かも地代の名に於ける不勞所得を收め社會進歩し人口増加し交通亦發達するに従ひ此地代は自然的に增高して益々地主の不勞利益を多からしむるのみならず之れが爲め土地は投機的性質を帯ひて土地兼併の勢を助長し少數の地主に不利用の土地を獨占せしめ其丈け他の利用を妨害し社會の生産を阻止し分配を偏塞するの傾向あり之に對しては「ヘンリー・ジョージ」Henry George 氏(一八七九年著進歩及貧困)の土地單一税(Single tax of Land)に依り地代全奪の課税を爲すのみを以て満足すべからず進んで徹底的に共有の自然制に還元し土地全體を公收するの舉に出でざるべからずとするが土地國有主義の論據にして共產的社會主義にあらざる學派にも之を賛唱するもの少からず然れども(一)自然にして無價値なる程に過剰せる時代及所に於ける共有即ち無所<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>自然なるも有價値なる程に不足する時代及所に於ける私有とは殆んど同一の經濟理據に立ち得べく自然、不自然よりも人口及需要に對する有限、無限が問題の核心にあらざるか、自然は土地のみにあらず礦物も亦た自然ならずや而かも有限なるが爲めに私有に歸す量の有限にして不足する以上は之を共有する

も浪費却て或は多からん、全般の需要は益々充足するに由なきを如何せん(二)昔時の國家が土地を公有せること多くして土地に關する私有制の發達が頗る後世のことに屬せるは史上争ふべからざる事實なるも人口増加し生産の増加を要すること益々切なるに伴ひ政治的經濟的變遷を経て私有制を樹立せざるべからざるに至れることも亦た史上争ふべからざるの事實にあらずや昔時の事實が理據ある丈け今日の事實も同等の理據ありと云ふ能はざるの理なし以上は純理の水掛論なるが更らに之を實際論に移して考究するに(三)地主の取得する純地代が生産に技術的關係なき不勞利益にして累積の結果が兼併を助長し政治的に經濟的に獨占的勢力を振ふの傾向あるは實際上の弊害なるも其對策を課税と制限法とに依りて講ずることには止めずして謂ゆる徹底的に土地の全部を共有又は國有とする實行的方法及善後の措置を如何する、先づ實行方法として社會主義中には無償共有の沒收説あり有償國有の賠償説あり有償買収は低利の公債を以てするも其額や巨大に上り到底其負擔に堪へざるべく無償は始めより經費を要せず従つて後の負擔を殘さず全然財政上の累なきも人民の



間には偶々土地所有者たりしもの丈け之が爲め生活の資を失ひ甚しき不公平を現出すべく到底平和裡に斷行し得べからず露國の共產主義は武力を擁して一たびは之を斷行したるも遂に私有制を復興するに至れり其は兎に角も實際論としての眞の問題は國有後の措置に在り(四)全部の土地を國有とし其後の措置は如何んする全部の農民を官吏及傭夫として農業を大規模に直營する如きは益々集約を必要とする穀物園菜の耕作に適せざるのみならず自利的細心の全空せる農民を驅使するの結果は憲兵の監視を以て強制するも露國の如く荒廢の外なきに至らん結局は後別段に論評する如く長期小作制に依り原所有者たる農民に經營せしむるの一途あるのみ然るに此制度が現在の小邦に於ける國有殘地に行ふに於てすら三成七敗の實例あり若し之を大國の全耕地に實行せんか到底成功の見込覺束なきのみならず假りに之を實行し得たりとするも其結果は實際に於て現在の私有制と何等の隔差がある世襲小作と私有とは法律上の差ある程に經濟上の差あるものにあらず結局は形式上と實質上との別に過ぎず一定の長期を隔て、滿期地割の更改は爲し得んも土地と農民との不

動的性質は事實に於て人毎に耕地を更改するを得せしめず多くは必ず前所有者の手に同一地の小作を更新せしむるに至るべきこと明かなり(五)果して然らば殘る所は財政上に於ける小作料収入と地租との比較問題のみなるが社會政策を看板とする國有地の小作料が地租よりも必ず輕微にして且つ地租の如く自由に變改し得ざるべきは想像に難からず寧ろ私有制を存置し地租に依りて自由に不勞利益の地代を公征し他方に法律を以て私有兼併及不使用地獨占を抑制するの聰明にして有效なるに若かず要するに土地全部國有論は單に不實行的なるのみならず無謀的の愚策なりと評せざるを得ず

然らば制●限●的●國●有●論●即●ち●或●種●類●の●土●地●及●或●地●積●の●耕●地●を●公●有●と●す●る●も●尙●ほ不可なるや否や現存各國の官有耕地の如きは全廢して賣却すべきや將た其大部分又は一部分を保存するも可なりとするや此問題に關しては現存國有地の多少に大なる關係を有すること勿論なるが一般論として從來賛否の學說頗る區々たり今や各國中比較的多くの耕地を國有せる普國のラウ氏が論評せる國有耕地保存賛否の兩説を左に掲げん



## (二) 國有を非とし賣却を可とする諸説

- 1 國家は普通の經濟經營に付き私人よりも經濟上技術上兩ら劣れり國有地収益は賣却代金の利殖に比し遙に少額なること丁抹、西班牙、伊太利等の實例之を證するに餘りあり
  - 2 耕地賣却代金を以て他に運用し又は國債を償還せば一舉兩得の結果を得ん
  - 3 耕地公營は關係者の私益心に依りて國家の行政を紊亂せしむるの基となる
  - 4 實驗上國家は耕地を所有せざるも財政上何等の差支なし
- (三) 國有を可とし賣却を非する諸説
- 1 國有耕地の持續は政治上に便なり議會其他に掣肘せらるること少く又内亂等に際するも收入安固たるの利あり(但し後説は疑はし)
  - 2 國有耕地に依り収益を取得するが故に夫れ丈け租税を輕減するを得べくして政治上及財政上に利なり

3 經營の巧拙及純益の多少に關しても國營必ずしも私營に劣らず弊を除くの途多々あり特に賃貸耕作に附すれば私有に劣ることなきを得べし

4 將來農産價格及地代は漸騰すべきを以て耕地収益は漸増するの見込あり(但し小作契約の滿期繼續に際し地代引下を行へる實例こそあり)

5 耕地収益を國債償却資金に充つる時は國家の信用を高め公債政策に便宜を與ふべし

6 國有耕地は耕地として政府の農事試驗場、農學校、師範學校、監獄勞働所又は癩狂院等の用に供し得べし

「ラウ」氏は之を論評して嚴正中立の態度を採り「何れの場合にも適用し得べき絶對的の原則を發見せんことは不可能なるも大體に於て森林、牧場、穀野の如き稍々粗放的に經營し得べきものに在りては國家の手を以て之れを經營して可ならんも所謂園菜地(Garten land)の如き集約的に經營すべきものに在りては必ず私人の手に移さざるべからすと云ふことのみは疑なし」と斷言したるに「ワグ



ナア氏は更らに「ラウ」氏の此評論を批判して「斯の如きは皆生産の經濟政策にのみ重を置きて分配の社會政策的見地を全然閑却せるの結果のみ」と裁斷し縱令主義としては大部分の賣却を可とするも其賣却及び保存ともに社會政策の見地を以て之を處すべく、保存の耕地は社會政策を適用して適當の管理方法特に世襲小作制に依り管理すべしと提唱せり——要するに各國に現存せる國有田野の大部分は素より私有に移すべく公益特に社會政策の適用及行政の附屬に必要な土地は公有とすべきこと論を俟たず又た以上諸論は専ら耕地に關するものなるを以て市街宅地の社會政策的公有の如きに對して適用すべき限りにあらざるを知るべきなり而して公益上及社會政策上の理由に依り耕地を國有とする場合に於ては之を如何に管理すべきかは財政學上の問題に屬するが故に是れより其の攻究に入らんとす

國有田野の管理方法は(一)直營管理 Selbstverwaltung (Regie) (二)有期小作 Zeit pacht (三)保證管理 Gewähns Verwaltung (四)世襲小作 Erbpacht の四種に分つて考察することを得べきを以て順次之に關して論評を試むべし

直營管理とは政府自ら官吏を用ひて農業を營むの謂にして既記の全部國營とは異り或る部分的國有地に關するものなれば實行の難易素より同日の論にあらざるも往昔の如く農業の粗放的に行はれたる時代は別として現今の如く穀作と云はず菜作と云はず益々集約的なる時は電氣應用を以てするも大企業的に經營するの不利なるや争ふべからず特に官吏的の經營に伴ふ必然的の缺點及弊害の存すること既述の場合と異なることなく且つ其收穫及價格の多變的にして財政上の不安要素を成すものあり故に最早や一般には之を採用するものなく唯だ個々特種の場合例とば公用馬畜の飼育、農事試験、教育、其他政務附屬の農事場等に於て此制度を存するに過ぎず近時之を利用して政府の食糧調節政策に附隨せしむるの有效なるを説くものもあるも其は必ずしも此制度に依るに限ることなく以下の諸法に於ても考慮し得べきが故に單に之れを以て此制度を支持するの理由とするに足らず

有期小作とは長短一定の期限を限りて土地を私人に賃貸し之に耕作を營ましめて政府に小作料を收得するの謂にして國有田野の管理法中一般に原則と



して實行せられるものは此の制度なり但し小作の期限短きに過ぐる時は地力保護に對する小作人の注意を減じ私慾の爲めに土地を虐使するの傾向あるを以て小作の期限は成るべく長きを約するの要あり一般には少くも八年乃至十年以上を可なりとせらる然れども誠勤なる小作人の選擇競争小作料の適度及誠實の獎勵等其の宜しきを得ざれば契約満期の近くに從ひ又々地方の虐奪を見るの虞なきにあらず

保證管理とは前記二制の折衷にして國有を管理する直營官吏をして一定の毎年收護額を得べきを保證せしめ若し實際の收護額が保證額より多き時は其超過額を國と該官吏との間に分配する代りに若し保證額より不足するときは該官吏をして不足を賠償せしむる制度を云ふ是れ頗る巧妙の觀あるも斯る任務に當る官吏を得ること甚だ困難なるのみならず縦令へ幸に相當の人物を得たりとするも彼等は常に凶作を見越せる程度の收護額を保證して損失を避けんとすべきが故に國庫は却て多額の分配を彼等に與へざるべからざるの不利に陥べき缺點あり

世襲小作は前記の三制度が何れも主として生産的經濟政策に立脚せるに反し經濟政策の上に強き社會政策觀を加へて「ワグナア」氏が提唱せる制度にして其方法は無期限的に子孫に至るまで一定の國有土地に對する小作權を與へ小作人より契約開始の時小作引受金(權利代價) *Einkaufsumme* (*Erbstandgeldes*) を取得するの外に契約開始以後毎年一定の小作料を收入するに在りて其小作料は所有者(國家)の同意なくして他に讓渡又は質入抵當入を爲すを得ざる代はりに國家は又た理由なくして契約の解除を求むることを得ざるものとせらる其の收益を許るすの無期限なるは實質上の私有制にして地力擁護の經濟政策に副か、而かも尙ほ小作の名を存するは形式上の國有制を持し地代又は剩價公收の社會政策に一致し得べし而して制度實行の結果は能く中流以下農民の増加を促かし又己に存在する中流農民を永續せしめ大地主の兼併を蒙むるの患なき點に於て國有地賣却よりも勝れるものあること「ワグナア」氏の言の如くならん然れとも本制度の難點は第一に引受金額の決定なり高きに過くれれば其上に小作料を收入するの理由なく、低きに失すれば小作料を据置きとするの理由なし



小作料を据置かすして適宜改定することとせば世襲小作權の實なきに至らん、必竟引受金は小作料改定權拋棄の代價たると同時に小作料怠納の場合に於ける契約解除賠償金と見做すの外なきも之を定むる標準は皆な將來の未必的變化にして殆んど之を捕捉すべからず結局多數の細農に對する政府の態度として極めて少額に之を定め名義上の徵收を爲すに過ぎざるを常とす而かも(二)毎年の小作料は据置にして永久に之を改定するを得ず政府は當初所定の低き小作料を收入するに止めざるべからず若し其の所定が物納小作なる場合に於ては尙ほ可ならんも若し其所定が獨逸小邦に於ける實例の如く金納小作なるに於ては物價及通貨價值の變動に依り政府の收入一層の不利を來さざるべからず斯の如くんば寧ろ始めより相當の市價を以て完全に其土地を私人に拂下げ此の代金を利殖しつつ、他方更らに小作料に代はりて新私有地に地租を課し財政事情に應じて時々税率を増減し得るの遙かに優れるに若ざることとなる、故に此制度は財政政策の見地に於ては最も不利なる小作制度なりと云ふべし更らに(三)社會政策上より之を見るに、低き小作料の据置を以て無期限に小作し得

るが故に實例の如く金納小作多しとせば將來に於ける農産物騰貴に伴ふ純地代は地主の名ある政府の公收に歸せずして彼等小作人の私收に歸すべく彼等は實質上に於ける獨立の地主的農民たるの位地を贏ち得べきこと、ワグナー氏所説の如しと雖も斯くの如きは獨り斯る複雑なる制度を待つを要するものにあらず小地分割の賣却法を以てして之を完全に達するの易々たるに若かずとも考へ得べし(四)特に無期限の小作制なるに拘らず政府に正當の理由あらば何時にても契約は解除せらるゝなり小作料怠納は素より正當の解除理由とならん解除と共に引受金は設收せられ永年愛用の土地は漸騰の全地價と共に政府の手に奪取せられん政府は此の最後に於て土地の剩價を公收する位地に恢復すと雖も其丈け世襲小作者の位地は不安危険たるを免れずして經濟政策上より見るも純然たる私有制ほどに個人の勤勉を獎勵するに足れりと云ふを得ざるべし左れば(五)之を實驗の結果に徴するも實行したる英國及獨逸諸小邦の中間に「メクレンブヒ、シユエリン」等二三の獨逸小邦が有數の獨立農民を植付くるに成功したりと稱せらるるを除くの外殆んど皆な良好の結果を得ずして早く



も財政上の不利に堪へず遂に廢止の己むなきに至れるを事實とす……要するに社會政策上の見地に於て世襲小作制は中流農民の擁護及扶植に關し採るべきの點ありと雖も餘りに之に伴ふ財政政策上の不利甚しく而かも中農扶植の方法は他に一層の完全に近き方法なしとせざるを以て必ずしも斯る制度に依るの要あらずと云ふに歸せん

以上の所述に依り國有田野は如何なる管理方法を探るも經濟上社會上及財政上に於て公有の理據甚乏しく大體に於て公有の保存を非とし社會政策の目的に向つては小作制度に依らずして他の方法に依るを可とするに至る他の方法とは現存國有地田野を賣却し又は更らに太地主の私有地を買收して獨立中農の扶植に資すべき年賦付民有地 (Rentenland) を設定するに在り是れ實に集約農業の經濟政策に副へ財政政策上に不利なく而して最も社會政策の目的に適するものと看做し得べきが爲めなり其の方法は國有地の賣却に當り土地を小割して小農に賣下け賣地の代金は低利的計算の年賦を以て償還せしめ償還を了する迄は年賦付民有地として政府の擔保下に置かるるものなり然れとも國

有地多からざる國に於ては直ちに賣却すべき土地なきを以て此場合は所在大地主の私有地を強制的に買收し一旦之を國有地とし又は然かせずして小割し同前の方法に依り小農に分賣して年賦付民有地となすを可とす近時英國の銳意畫策實施せる土地法 (Irish Land Act 1903) 及土地買上法 (Land Purchase Act 1891) の如き是れなり之に依り英國政府は強制的に大地主の土地を買收し小農に之を割賦し賣主に對する代價は政府より三分利付土地公債 (Land Stock) を發行して直接に該公債を賣主に交付し若くは公債募集金を買手に貸付して代價の支拂を爲さしめ買主たる小農よりは年賦の力法に依り政府に納付せしめ政府は納付せる此年賦金を以て土地公債の償還に充つるものなり

此れと同時に考慮せらるるは有期小作制に依る國有田野の管理法の絶對に排斥すべきにあらざること是れなり其は第一に國有田野の賣却は巨額且つ急速に實行すべからず巨大の田野を一括して拂下ぐるときは益々大地主を増加するの缺點あり又た急遽に賣却せんとするには勢ひ巨額賣却に依らざるべからずして財政上甚しく不利の處分に出づるの己なきに至るの恐あり故に國有



地は縦合賣却と決定するも暫くは國有として管理せざるべからず第二に小國又は地方團體に於ては財政の信用上幾何かの土地を公有し其多少を信用の基礎とするに非らざれば公債を發行するを得ざるの不利あるが故に公有持續の己むを得ざるものあり第三に物納小作制の行はるる國に於ては依て得べき政府の穀物を社會政策上若くは一般公益上食糧調節に利用するに付大なる便利を有するの事情あり此等に於て國有田野を管理するには直營管理又は世襲小作に依らず長期の有期小作制を以てすること最も無難なりとす加ふるに政府か國有田野の有期小作に對し比較的低き小作料を定め満期毎に一般の相場に照らして常に低く改定し以て間接に附近一般の民間小作料を牽制し不當貪婪の地主を抑制するの意義を有せしむるに於ては經濟上及社會上更らに一層の効果を認め得べし此場合に於ても獨り現存の國有田野を利用するに止めずして尙ほ進んで民地を買收し社會政策的な小作地を増加することの必要なるを認め得べし彼の英國の小耕地法 (Small holdings and allotments Act 1908) に依り州會をして土地を公有せしめ其土地を小割して小作者及小作人組合に貸付け有期小

作を設定する如き其例とすべきなり

且つ夫れ以上の所論は専ら農業地たる田野に關するものにして市街に存する宅地及河岸地等は素より別なりしなり市街地は田野の如く農業上の難問を有せず而かも投機的性質一層甚しく従つて不生産的に獨占せられて往々住宅難等を惹起せしむるの傾向あり斯の如きは社會政策上之を公有し長期低價の賃貸に依り附近私有地主の專横を抑制し土地投機を防ぎ住宅難を緩和し竝に自然の騰費に伴ふ不勞利價を公收するの目的を達せしむべき理由充分に存せり

茲に於て結論的に要約すれば土地國有論は素より不可なり現存の國有土地も成るべく私有とするを可とす然れども經濟上社會上及財政上の公益理據に依り例外として公有を可とする場合あり即ち

- 一 模範農場、種育場、附屬農事場等に供用する場合
- 二 一定の場合に於て有期小作に依り管理するとき
- 三 社會政策上及都市政策上市街地の利用を要するとき



等の如き即ち此の例外に該當するものと云ふべし

各國の官有地収入は皆甚だ多からず英國は早くより國有地を賣却し今は皇有地二萬八百町を存するに過ぎず收入約六十五萬磅を擧ぐ但し近時農業及社會政策の目的に於て土地法に依り愛蘭及地方團體に於て土地を買收し小農獨立を扶植する爲め財政上の活動を爲しつゝあり佛國は官有地の賣却尤も多かりし國にして今は官有地收入として森林と共に一億四、五千萬法の収益を擧ぐる計算なり普國も一時著しく賣却し後稍々恢復して今は四十三萬餘町の田野を國有し其大部分有期小作に付し一少部分を直營管理となせり最近の収益は二千五百萬(總三千七百萬)に達せり奧國は七八千町に達するも白國は三十六萬町の農田を有す舊露國は著大なる面積を國有に存し歐露のみにして三百九十萬「デザチン」の廣きを有し居たりと云ふ新露國は過般全部國有制を實施せるも耕地に關しては既に私有制を復活し穀納地租を徵收しつゝあり我國に於ては田畑の國有に屬するものなく原野は約四十萬町ありて之より七八萬圓を擧ぐるに過ぎず

地方財政は此點に於て國家財政より細心なるべき事情を有せり勿論一時は過度早計の賣却を爲したりしも細心的に土地を利用するの永遠に得策なるを理解し且つ之に適する情況を有せるを以て概して賣地の方針を變更したり舊都市は殆ど皆巨大の土地を公有として保存し新都市も其急激の勃興に應じ收入増加を目的とし買收に力めたり獨逸巴威市の如き最も公有地を増加せり都市の公有地には市内地及市外地の別ありて自ら其收益方法を殊にせり市内地は概して家屋敷地の賃貸により收入を計り市外地は薪

林及菜圃として利用するを例とす多數の地方に於て近時著しく公有の擴張を見たるは此の市外地の方面に在り柏林市の如き市内地は五百八十七町に過ぎざるも市區外の公有地は一萬五千二百八十九町餘の多きを示せり蓋し土地の價格は概して世の進歩と共に騰貴するを以て單に財政上の見地よりするも細心の注意を爲し得る自治體の如きに在りては公有と爲し置くを得策とす殊に都市に於ける社會政策的の需要を考へ又は一般經濟上土地投機の弊害か抑制するの必要を感ずるに於ては時宜に依り一層公有地増加の得策なるを認めざるを得ず而して既に公共團體が之を所有し保存するの必要ありとする以上は之を經濟的に管理利用するに努めざるべからざるや論を待たず

## 第二 森林收益

國有森林は昔時に於て各國の政府に船材を供給したるが爲め一國勢力に關する重要な要素なりとして大に獎勵せられしが其後は各國概して賣却の方針を採り十九世紀の初葉に於て佛、獨、奧、伊等盛に官林の賣却を行ひたり然るに又た十九世の後半より森林國有主義復興し既存の官林を保存するに努めたるのみならず民林を買收して官林の増加を計るに至れり斯の如きは蓋し林業の性質たる農業と異り疎放的土地を使用して大企業的に經營するに適し且つ純自



然業にして官業に免れ難き短所の影響殆んど存せざるのみならず其他幾多公益的國有の理山に依り國有を必要とするものなり吾人は左に先づ森林公有論の理由を詳述し而る後ちて反對論の重要なるものを掲げんとす

森林官有を可とする重要の理由左の如し

一 森林には収益の如何を問はず公益上永久に保存せざるべからざる一定のものなり

例へば河流の水源地に於ける森林、氣候の緩和及降雨の順適に必要な一定の森林、養魚に必要な森林等治水衛生上又は附近一帯の生活上に關係あるものの如き是れなり而して之を永久に保存して伐採せずと云ふは個人に在りては唯だ他一般の公益に殉すと云ふの外之れが爲めに地價及産物上の利益を自己に收むるを得ず故に個人の有に委するときは景氣の誘惑に従ひ忽ちに濫伐するを常とす是れ全般且永遠の公益を目的とする國家的團體の所有として斯の如き森林を永久に保存するの要ある所以なり勿論其既に民有に屬するものに在りては森林法の制定に依り禁伐林及保安林として嚴重なる伐採上の制

限を設け得べきを以て其制限が保持し難き場合にあらざれば強いて國有とするの要なきも其既に幸に國有に屬し居れる一定の森林は之を賣下げて民有林とするよりも永久に保存するを以て公益上適當なりと爲さざる可らず

二 一國木材の需要は永久なるが故に一定積の森林は國有として保存するの必要あり

一國に於ける建築及燃料の供給は主として之を森林に仰がざるべからず現今に於ては鐵及石炭等之が代用たるものありと雖も此等の既に存在し及將來發掘せらるべき量は多からず將來に於ける工業の發達を考へば其大消費によりて消耗せらるべく若し盡く消耗せられずとするも之れが産出は益々困難となり採掘費益々増昂して價格必ず累騰すべきが故に終に再び森林の培養を要するに至るべきや疑を容れず然るに森林の樹木は種苗施播と收穫との間に著しき長年月を要し豫め慮るに非ざれば俄かに其收穫を見るを得ず多少の年月を經過するも其の収益は最初投下せる資本の巨額なる割合に年額の收入甚だ多からず長遠の後にあらざれば容易に元資の回收を期すべからず勿論將來の



需要大なるものありとせば森林及其産物の價格必ず將來に増高すべきも個人資力の薄乏なる必ずや伐採期を早めて一時の収益を得るに焦慮せざるはなからんとす多少は行政上の作用に依りて森林經濟上私人の所有權に制限を加へ干渉を行ふの手段なきにあらざるべきも個人には區々の事情ありて恕せざるべからざることあり若し無斟酌に一律の規則を以て之を制限するときは私人の企業力を弱め却て林業の發達を妨害するに至るの恐れあり此故に森林の既に國有たるものは成るべく之を保存し之れと關係近接して統一經營に便なるものは民林と雖も買收し國有とするを遠大なる一般經濟政策上の明白なる得策なりとす

三 林業は疎放的純天然業にして大規模の經營に適するを以て官業に適せざる田野農業と其選を異にす

林業は廣大なる土地に大疎放的に種植し資本又は勞力よりも主として天然力に依りて自然に發達し人の技術及誠勤等に著しき關係を有せず而して既に疎放的なるが故に大規模の經營にも適し凡そ國家的團體の事業として斯の

如く適當せるものなしと稱して可なり

四 森林の經營は永久的には其の収益決して少なきものにあらず

林業の収益は主として一般經濟上の景況に依りて支配せらるるものにして當業者の經營巧拙に依るの關係甚だ少なし一般に文化進歩し國富増進する時は林業収益一般に増加すべく又一地方に工業起り人々集まる時は其近傍に於ける森林の収益他地方に比して遙かに増加するものなり然るに斯る幸運は短年月内に於て期すべからず長遠の年月を經過するに於て始めて期すべきものなれば長遠の年月を以て計算すれば森林の収益は必ずしも稀少なるものにあらず而して長年月の忍耐は個人の堪へる所にあらず國家の如きものに於て始めて之を俟つを得べく又た國家の如きは斯る幸運的収益を其手に收むるに尤も適當なる機關なりとす歐洲の例に徴するに森林官業は概して何れも巨額の財源を成せり例へば佛國は林業費の割合其收入に對し七割五歩にして二割五分の純益を擧げ「パリヤ」は五割の純益「ウルテンベルヒ」は五割二歩「サキソン」は六割三歩の純益を國庫に提供しつつあり勿論此は收入に對する割合にして若



し官林の地價に對して投資の収益を計算するときには其収益歩合甚だ微々たること争ふべからず佛國の如きも地價に對すれば純益の割合僅に百分の二以下に過ぎすと云ふ是れ個人が買受けたる林地に殖林するの薄利を感じ國家が固有の森林に依りて著しき収益を生ずる如く見ゆる所以なりとす

五 各國の産業需要及び各地の地質に従ひ森林の要否及適否甚しく相異なるものあるに個人の經費は之を慮顧せず又た顧慮することを得ず

一國の産業が農業に重を置くと工業に重を置くとに従ひ森林の需要に著しき差異あり又た其各地の地質上森林の仕立に適するものと然らざるものとあり工業國にして植林質の土地を有するものは森林の増加の必要と可能とを有し之を實行して必ず永遠に有利なるべきも個人は斯の如き大勢及技術に關する知識に乏しく偶々之を示教せらるるも個人個々の事情に依り之を守ること能はず忽に伐採して耕地に變更し又た景氣次第に依り植林に適當なる土地を放置し不適地に植林して省みざるが故に一般經濟の永遠なる發達上甚しき不利を來すの虞あり是れ亦た森林國有の一理由とするに足らん

官有反對論は素より少なきも左の理由を以て之に對す

一 國有林は其何れの地に在るものも皆な一樣に經營せらるるが故に充分に各地方の事情に適切なる經營を行ひ些細の點に至る迄注意を加へて遺利なきを期するを得ず

二 國家事業は總て其經營方法拙劣なるが林業も亦た之を免るる能はず從て國有林は到底民林に均しき収益を擧ぐることに難し

三 國有林中には之を民有に移さば直に開墾せられて耕地となり隨て其収益を増加すべきものあるに國有なるが爲めに長く森林として放置せらるるは一般經濟上の損失なり

反對理由第三の如きは頗る有力なるものなるが國有論は素より全部國有論にあらずして一定面積の選擇官有論に過ぎざるのみならず國有は公益主義を主要の理據と爲すものなれば多少の短所存するも短所の多くは収益主義より觀察せる論定なるを以て此の論斷のみに依りて公益主義を破ることを得ざるや明かなりとす



國有森林の管理法に關しても直營及小作の二法ありて考慮を要する所なるが官有論と同様の理由に依り林業は農業等と大に其性質を異にするを以て國家の手に依り専門技術者の指揮の下に國家自ら直營するの最も適當なるを認めらるる實例に於ては素より小作制の殘存するものあるも餘りに隔絶せる場所にあらざる限り官營の統一内に屬せしむるを可とす

唯だ國家自營の方法に關して注意を要すべき事項頗る多し其一は國有林附近の住民に對し最先且安價なる特別供給を爲すの可否如何の問題なるが斯の如きは歴史的慣習等ありて一概に斷じ難しと雖も附近住民なるが爲めに特殊の恩惠を與ふるは往々弊害を發生すべく且つ不公平なるを以て成るべく之を改むるを要す其二は官林の産物を以て私有林業者との競争を避くるに注意すること是れなり否な獨り之れのみならず用途次第に依りては鐵アルミニウム、石炭、石灰等とも競争するに至るものなれば之れ亦注意を要すべきなり然れども斯る場合に於ては競争産物と同様の市場價格を以てする以上敢て不可あることなし但し競争者が獨占の目的を以て競争を挑み來るときは官林と雖も

防守の位地に立ちて此競争を抑壓する爲めに競争するの要あるのみならず進んで獨占排除の公益を達する爲めには積極的に競争の攻勢を採るも亦た可なりと云ふべし

森林收益は生産物たる木材の賣却代を主とすること勿論なるが副産物として下草、樹脂、菓實、箆筍、落葉等の外、薪炭、製材等の収益を包含するものなれば各國の收入額は頗る著大なるものあり決して耕地収益の比にあらざるは財政上注意を要する所にして又た以て近時各國が之に財政上の要位を與ふるに至れる所以なり

歐洲各國に於ける現今の國有森林收益に關する統計を見るに普國は官林面積二百七十六萬町歩(全森林の三割三歩)にして收入二億六千三百萬馬克(純一億七千五百萬馬克)を得、佛國は官林面積八十九萬町歩(全森林の一割)にして收入七千萬馬克(官有地全體)を得、匈國は官林面積百十六萬町歩(全森林の一割五歩)、奧國は官林面積七十一萬町歩(全森林の七歩)を有するも收入不明なり、英國に關しては官地全部の收入前記の外細別不明なり、露國は戰前官林收入七千萬留伊國は國有財産收入千四百萬利を擧げ居たり

日本の森林總面積は二千二百萬町歩(原野を除く)にして其中國有森林千百七



十萬町歩を示めし實に五割五歩に當れり皇室御料林は二百二萬町歩にして約一割に當る地方公有林は公私社寺有森林たる八百三十萬町歩中に存し區分明かならざるも約二百五十萬町歩と推定せらる。故に總森林面積の約一割二歩に該當すべし殘額五百七十八萬町歩を以て社寺及民林とし總森林の約二割六歩と推定するを得べし而して千二百萬町歩の國有大森林に關する經營方法は僅かに七萬七千町歩に關する部分林即ち小作制度林を除くの外他は皆な國家の直接自營に依れるものなるが年額收益は二千萬圓前後にありとす全歲入の一步三厘に過ぎずして未だ我財政上主要の位地を占むるに至らず

## 第二節 動産收益

動産收益は收益的動産の運用より生ずる收益にして收益的動産とは定期的收益を所有者に與ふべき出資持分及貯資にして其形式は貨幣を以て表示する有價證券又は其他の動産的權利なりとす

國家公共團體が有する出資的動産は配當金及定期金の形に於て其收入を生

す例へば英國の「スエズ」運河株の配當金、米國の太平洋鐵道利子及巴奈馬鐵道會社年賦金又た本邦政府の滿鐵會社出資配當金及臺灣銀行株配當金其他數多の銀行預金利子收入の如き是れなり近時各國の會社補助は無償的補助より出資的又は貸付的補助に傾くの結果此種の政府收入益々増加する趨勢に在り

收益動産の第二種は公的貯資即ち積立基金なり此基金の積立は種々の目的に依るものにして其運用亦た決して一樣ならず指定の用途ありて之が元本を支出すべきものあり利子のみを消費して元本を存置せしむるものあり殆んど一定の用途を定めず一般的に支出及運用を自由にするものあり此等の規定に依り利殖に多少の差ありと雖も此等を總合して運用に注意し適當に之を經理せば頗る巨額の收益を國庫に與へ又た社會に利便を供すべきなり米國には幾多の基金あり英國にも減債基金及海軍工廠基金あり獨逸にも鐵道改良基金あり我國に於ては更らに多數の特別基金ありて其運用は總て大藏省預金部に於てし預金部に年々多額の利殖を生ぜしめつゝあり

地方自治體の財政にも多少の動産收益あり出資的配當金の如きは甚だ多からずと雖



も其例は絶無にあらず我が府縣自治體の農工銀行出資配當金の如き是れなり地方積立基金に至りては英國の地方に於ても警察恩給基金、地方債整理基金あり佛國の地方には國庫預金局に預托せる一時的貯蓄あり普國の地方には救貧、慈善基金、貸付基金、小鐵道保護基金、道路工事債整理基金、地方火災基金等あり我國の地方に於ても府縣に巨大なる福災救助基金、慈善救助基金あり市町村には巨額の基本財産中約二割五分の収益動産を存するが故に其収益亦た從がて少なからざるものあり

## 第七章 企業収益

公共の企業収益とは公有耕地及森林等以外の企業設備に依る經營に伴ひ公共團體が取得する収益的収入の謂にして其の企業には普通企業と獨占企業との別あり此區別は公益要求の程度に從ひ收入に關する方針を殊にせしむ

### 第一 普通企業の収益

普通企業の収益とは公共團體が強いて個人の競争を排除することなく個人の企業を自由にしつゝ同種の企業を公營することに依りて生ずる収入の謂にして公營の範圍及方法は素より經濟上、行政上及社會上の公益に依りて定めら

れ單に財政上の收入を得んが爲めにあらず現今各國が此種の公營企業として採れる所の重要なるものを擧ぐれば左の如し

- 一 鑛業
- 二 製造事業
- 三 商事企業
- 四 交通企業

公共團體が此等の企業を公營するや主として公益の理由に依ること勿論なるも元來此等の事業は個人の企業として一般に自由なる存在を認め個人企業と併立して個人企業の如く公營するものなれば此等個人企業と均しき程度の収益を擧ぐるに止まる以上は敢て經濟上及社會上等の公益を害するの虞あることなし従つて公益を害せざるの範圍に於て相當の収益を目的とするの行動に出づるは決して不可にあらざ若しも一般に個人企業が取得する價格以下に公營企業の取得する價格を引下げ公共の損失を醸すが如きあらば獨り徒らに個人企業と不當の競争を爲すに當るのみならず之れが爲め特に各個の需要者



を惠遇するの識りを免れざるべきを以て斯の如きは最も避くべき事に属すべし否な其れよりも若し其公營する企業の種類に依り其行動が主として富裕階級にのみ利便を供與するの傾向あるが如き場合に於ては普通以上に高價を要求し公營の収益を増加するに出づるも敢て不可なし

## 第二 獨占企業の収益

獨占企業の収益とは公共團體が個人の企業を排除して獨り自ら其企業を經營するに依りて生ずる収益的収入の謂にして收入方法は生産交換の収益行爲に依るものなるも、其の公營の基礎が強き公益の要求に依る獨占到在の點を以て前項の公營企業と異なる所とす謂ゆる公益は必竟一般經濟上、保安上及社會上の公益を指すに外ならざるが、前項の公營企業に在りては獨占到して企業全部を統一せざるも此公益を達するに支障なしとするものなるに此の企業は獨占到して全部を統一し普及せしむるにあらざれば公益を達すること能はずとするに由るなり現今各國が此種の公營企業として採用する重要なものを擧ぐれば左の如し

- 一 通信官業
- 二 造幣官業
- 三 保險官營
- 四 行政專賣

此等事業の獨占は謂ゆる公益を勵行する爲めの獨占到にして収益を獨占せんが爲めにあらず故に一般の學説は之を公益上の獨占到又は行政上の專賣 (Vergabe-lings monopolie) と稱して彼の消費課税の一方方法たる財政上の獨占到又は租税石油賣 (Finanz oder Steuer monopolie) と區別せり彼の專賣は煙草、食鹽、酒精、燐寸、及石油等の課税を一層有效ならしむる手段として事業其者の經營を獨占到するに至れるものにして全然收税の爲めの獨占到とす租税は特別收入なき純支出の公益政務を支辨するものなれば其自體公益なりと稱し得べきも收税すること其事を公益とするものにして其以外の經濟的、保安的又は社會的の公益と同義にはあらず

然るに上記事業の獨占到は收入自體以外に於ける經濟的、保安的又は社會的の



公益を擧ぐる爲めの獨占なるが故に公益を達成し利便を普及するを以て目的とし収益如何を主目的とせず公益利便の爲めには収益を犠牲にするの主義に出でたるものなり多くとも其収入は支出せる實費を償ふを以て足れりとするものなり而かも此等の企業は他に個人の競争なく又た一般に利便を普及するものなれば縦令へ政府が實費以下に於て一般に供與するも前項普通企業収益の場合の如く不當の競争又は不公平の恩遇を結果することなし公益普及及促進の爲めには此等の使用を普ねく人民に強制するの必要なことありて其強制の必要程度に依りては収入の要求を拋棄し實費以下又は無償の純支出として人民の近接を便ならしむるに努むることなしとせず是れ實に此の公益的獨占企業が収入に關する方針に於て前項の非獨占企業と其の選を異にする所以なりとす

「ワグナー」氏は鐵道収益を以て氏の私經濟的收入(収益的收入)に屬せしめながら郵便収益を以て手数料の一種と爲し一般の學說を排して之を氏の公經濟的收入(分賦的收入)に屬せしめたり其主旨に依れば郵便事業は鐵道事業の如く巨

額の投資を要せざるが故に之を企業と稱せざるを得べく且つ實費的の手数料主義を以て其収入方針を律すべきものと爲さん爲めなり然り單に書信郵便のみを以てすれば企業と稱すべき程にあらずと見做し得べけんも小包郵便あり爲替事業あり又た電信及電話の設備をも包含し巨額の公債を發行して設備を完成し鐵道及船舶と連絡して共同計算をも要すべく其の經費も収入も極めて複雑なる計算を経ざるべからずして渾然たる一大企業たる形體を爲すものなりとするを妥當とす故に之を鐵道事業と均しく企業として其収入を収益行爲に依る収入即ち収益的收入とするの適切なるを認めざるを得ず其の収入の方針は公益の理由に依り實費主義に爲すべきこと勿論なるも氏の如く實費主義即ち手数料主義なり手数料主義即ち手数料なりと云はんとするは少しく狹見に失するの嫌なきを得ず手数料ならずとも實費方針を必要とすること何んの不可かあらんや特に氏は郵便収益に關し手数料主義の實費收入を要求しなから若し郵便収益にして實費以上に利益を生ずるときは其の利益を租税と見做すべきものなりと附言せるが主義を超過せる部分を租税として是認するに於



ては主義の勵行を如何んするや既に郵便収益を手數料主義に律する以上之れに違反する部分は不正と爲し改定を要求すべきを至當とす而かも尙ほ租税として存在せしむるは何の爲めぞ假りに租税として認むとするも然らば何種の租税なりとするや租税には租税の原理あり課税系統あり合理的税率あり漫然手數料の殘額を以て直ちに租税となさんとするは餘りに無責任の放言なりと稱するの外なし畢竟氏は主義と定義とを混同し理想と事實とを兼用せんとしたる根本の缺點を覺らざるが爲めにあらざるか非乎

財政上の獨占企業即ち租税的專賣官業に關しては別に租税論に於て論許すべし

以下各節に分ち先づ競争企業の鑛業より始め順次に前掲の諸収益を論評せんとす

## 第一節 普通企業

### 第一 鑛業官營

鑛業官營は單に鑛山の鑛物採掘に止らず概して冶金、山鹽の製造又は往々鑛泉事業をも包含する企業なり英佛兩國の如きは國有鑛山を有せずと雖も東北歐洲並に南部歐洲の諸國就中普國、奧國及匈牙利の如きは今尙ほ國有として之を經營し居れり此等普奧諸國に於ては昔時の王侯特權より發達し來り「土地の表面は私有に委するも地下に存する自然の自由惠なる鑛物は國有とすべきものなり」とする佛國重農學派「ツウルゴ」氏等の土地政策論に依りて更に一層の根據を固めたりしが近世に至りては鑛業も私人の自由に營むを得ることとなり國家に於て鑛業を營むも私人と同様に鑛業法の支配を受け別に何等の特權を有せず從て其收入亦た普通の収益的收入に屬せしめらる

鑛業國有の可否に關しては現今の學說大體否定論に傾けり蓋し鑛業は概ね一律の定則に依り大規模の經營を要すること並に私人が大資本を投下するも其利益は甚だ未必的にして且つ遲長なること及び特別の危險に備ふる爲めに勞働者に對する特別の設備を要すること等皆是れ國有の理據を爲すものなりと雖も然れとも其大規模と云ふは全國又は各地方全國に亘るの意義に於ける



大規模にあらずして一礦毎に相當の規模を以てする株式會社あらんには充分なるを得べく又た利益の遅長と云ふも森林事業の如きものにあらず、労働者の爲めにする特別の設備を要すと云ふも法律及警察の力に依りて會社事業を取締ることとせば足るべく、必ずしも之が爲め國有とせざるべからざるの必要なきのみならず、鑛業收益の變動測るべからざるは偶々以て國家の財政に不安の要素を加ふることとなり、確實の財源たるに適せざるの憾みあり、寧ろ之を民業の自由に委して鑛區及鑛物に課税するの優れるに若かず、是れ鑛業の國有が多數の學說に於て大體否定せらるゝ所以なりとす

然れども此否定論は主として經營の便否及收益の利損にのみ重心を置き、鑛業其者の經濟的性質並に之に關する民業の獨占的諸弊が及すべき公益上及分配上の觀察を疎却せる片面的の論斷たるを免れず、蓋し鑛物は土地に固着せる基礎的原料にして一般經濟生活の消長を支配し之を經營する鑛業は既に業に獨占的性質を有すと云ふも過言にあらず、例へば鐵石炭及石油の如き工業の發達に伴ひ燃料として、工材として益々巨大の需要に接すべし、勿論森林の用材及

薪炭ありて之が代用を爲すと雖も此等は既に建築用船材用電柱用及戸々消費用に於て多量に消費せられ、其餘すところ幾何もなからんとするの傾向に在り、然るに現在の鑛層を擧げて之を民業の經營に委せんか、獨占の結果は高價を以て常に市場を脅威し、競争の結果は濫掘を促かし、永き國民生活の需要に對し比較的短期間に甚だ深く掘盡して益々採掘費を増昂せしむ之を補ふに遠外の方面よりの輸入を以てすれば、運搬に巨費を要し而かも遂に外國品をして國內工業の基礎原料を獨占せしめ、政府及國民の需要に向つて高價の原料を強制し延いて一般の産業及生活を抑壓するに至るべきなり、若し之を國有官營とするに於ては少くとも一時の價格に任せて不良に鑛脈を掘盡し之を輸出すと云ふ如き虞なきを得べく、必ずや將來の國內需要を察して之に備へ、政府諸事業の原料及材料としても適當の保護を加へんとすべし、且つ夫れ労働問題の最も頻繁にして且つ最も辛刻なるは鑛業にして、政府は之れが爲め諸多の制限監督を必要とするものなるが斯の如きは徒らに私人企業をして煩に堪へざるしむるに過ぎざるを以て、寧ろ之を政府の官營と爲し、政府自ら鑛物保護の經濟政策と



共に勞働問題の解決に任ずるの簡易且つ有效なるに若かず此等の觀察を採つて經濟政策上及社會政策上の公益方針に立脚すれば鑛業國有の可否に關する從來の原則は一變して大體上國有公營を可とすと云ふことに改正せざるべからざるなり且つ夫れ財政上の損益より觀察するも鑛物價格の變動甚しき爲め不安の財源たるは財政上好しき事にあらざるも是れ平均に於て損失にあらざるを證するものなれば損益平均の財政方法を講ずるに於ては決して避け得べからざることにあらず工業の發達と共に鑛物の價格が漸増の大勢に在るは疑なき所なりとす

吾人は以上の理由に依り鑛業の國有官營に關しては一般の學說と反對に原則として國有を可なりとするものなり然れども吾人は共產社會主義の私有制一切否定に依る鑛山共有論にも又た他の社會主義の無條件なる鑛山國有論にも賛成するものにあらず要は公益上に立脚して獨占的傾向の強き大企業に限りて國有官營を適用するの可なるを主張せんとするものなり故に個々の小企業の鑛山は勿論大企業的鑛山と雖も國內多數に存在して供給豊富なる爲め競

争の自由に依り價格獨占の傾向少なきものに在りては之を國有とするの公益的必要なく寧ろ自由に競争せしむるを得策なりとす例へば本邦に於ける産額稀少の鐵及石油の如きは國有を可とするも尙ほ産額充分なる石炭の如きに至りては未だ國有とするの可なるを認めずと云ふことゝなるなり

他の政府事業及軍備等に附屬して之に要する一定の鑛業を官營とするは便宜の問題にして各國共に此種の國有制を採るもの少からざるも其は多く論せざるべし例へば海軍及製鐵官業に附屬して炭鑛の國有せらるゝ如き是れなり

藥用に適する鑛泉を國家又は地方團體の公營とするは公益上の理由に依れるものなり例へば普國及巴威の官業鑛泉の如き是れなり此等の政府は之に依つて無資力の病者に其の恩澤を均浴せしめんとする社會政策上の理由に出でたるものにして是れ亦た多く論するの要なきものとす

現行各國に於ける國營鑛業は獨塊露に於て之を見るも就中獨逸の諸邦を以て其最とす獨逸の諸邦に於ては普國を始め何れも國有鑛山を有し石炭、冶金、製鹽及琥珀の鑛業を公營し尠からざる収益を擧げつゝあり本邦に於ては獨立の



官營鑛業として殆んど其例を見ず唯だ海軍及製鋼官業の附屬として鐵山及石炭坑を有するのみ従つて其收益の如き獨立的の計算と見るを得ず

## 第二 製造工業

從來國有の工業には大規模のものなく個々小企業のものにして其の目的は三種に外ならざりき其の一は收入を得んとする爲めの工業なるが單純に收入を得るのみを目的するものは漸滅して同時に他の目的をも兼ねる收益企業として僅に残れるものあるに過ぎず其二は模範工場として國民に示めし國內に新産業を起さしめんとするものなるが今日は漸次其必要を減して存在するもの尠なきに至れり其三は國家政務の實行に要する物品を作らんとする行政の附屬的工業にして此種に屬するものゝみは今日却て益々増加せんとするの傾向に在り

歐洲各國に於ては十八世紀に於て公費に依り工業を保護すると俱に政府の手に於て自ら之を經營するものあるを見たり其中に就き各國政府の經營したる主要のものは織物、陶器及玻璃工業の類にして後ち漸次に勳章賞牌及印刷工

業の官營を見るに至れり此等は謂ふ返もなく模範工業又は行政附屬工業にして國民工業の幼稚なるに際し國家自ら卒先して技術の進歩發達を圖らん爲め獎勵的模範として又は行政上の用品として自ら經營したるものなり勿論其産物の幾分は民間の需要に應じて之を賣下げ其收益を收入したりと雖も本來の目的は素より收益の如何に存せざりき然るに近世一般の工業既に發達し又た民間資本の増進するや最早や國家に於て之を經營するの必要大に減じ技師の養成としても既に専門學校發達し盛に人才を輩出するに至れるを以て特に官業技師の利用又は其の指導を要せざることゝなれり附屬工業に關しては勿論民間に於て精巧なる工業の發達せる爲め之を廢止し民間工業に注文するに至れるもの少からざるも政務の擴大と共に新なる需要の爲めに増加せる附屬工業も亦た少からざることゝなれり

元來製造工業は大企業的の經營に適し又た民間然く經營せらるゝもの多しと雖も競争頗る自由にして容易に獨占の位地を占むること能はざるが故に公益上之を國有とするの必要甚だ尠なし否な寧ろ民間の自由なる競争に委して



價格を決定せしむること社會一般の公益に合すとするの理由あり故に製造工業の國有可否に關しては大體の原則として國有不可に在りとせざるべからず然れども其例外は前記の模範工業と附屬工業との二種に限定すべきにあらず國民産業に對して廣汎の基礎關係を有する原料工業にして大企業的经营に適するものゝ如きは働もすれば獨占的傾向を有し獨占の結果は國民の産業及生活に至大の脅威を與ふるが故に公益上之を官營とするの要なくんばあらず例へば染料工業、肥料工業、製鐵工業、及電力供給工業の如き即ち是れなり今後國有工業は此種基礎工業の新方面に發展すべき趨勢に在り

現今各國に於ける國家工業の種類を見るに歐洲諸國に於ける陶器、ガラス、壁紙、麥酒醸造、敷物製造所、官報、印刷所、軍用工場及鐵道工場等主として模範的又は附屬的工業の經營に屬せり本邦に於ける官營工業の最たるものは印刷局、兵器工廠、軍用製絨、糧秣罐詰製造、火藥製造、海軍製網所、製鐵所、電信燈臺用品製造、鐵道附屬工場の類なりとす此等の中、製鐵所を除くの外は何れも行政の附屬工業なるが故に收支は常に平均し殆んど收益として見るべきものなし印刷局の如き

は其事業素より一省に專屬せず且つ多少民間の需要にも應ずと雖も其主たる目的は官報、紙幣、公債證券、郵便葉書、郵便切手、貯金通帳、諸收入印紙、仕拂切符の抄紙及印刷に存するものにして官廳公署を販路とし其の收入は同一國庫内他の會計の支出なるが故に獨立の企業にはあらず之に反して獨り製鐵所の事業は海軍及官設鐵道の用材を引受くるを以て目的の一とするものなりと雖も其の主たる目的は民間一般工業上の原料を低安に供給するの基礎を建つるに存し實際亦民間の造船、鐵工其他の諸工業に供給し居れるを以て獨立の國有工業たること疑なきのみならず單なる模範工業にあらずして公益上の基礎工業に該當するものなりと云ふべし

本邦官立製鐵所の事業は石炭と鐵礦とを原料とし石炭を燒きて骸炭となし之れに鐵礦を混和し鐵礦を溶解し以て銑鐵を製造し更らに精製して鋼材を作造するものなるが本邦鐵礦の産額微々たるが故に同所使用の全部は殆んど皆な滿鮮及支那よりの移輸入に依れり政府は明治二十九年九州福岡縣八幡に指光製鐵所を創立し農商務省の所管とし軍器及工業獨立の兩目的を以て明治三



十四年に製鉄部の作業を開始し同三十九年以後更らに規提を擴大し明治四十三年に至りて完成を告げたり其後事業を開始して一時不況に沈淪せしが數度の戦時に會して屢々繁盛を呈し往々巨大の収益を擧げたることありき

地方自治體に於ては工事的企業の重要稍々大なるものあり其工業と云ふは始め地方的輕微の事業たる水車、鋸工業、醸造所及鑿石場等の事業なりしなり近時の發達に係る光、力、熱の供給事業は初め株式會社の先鞭を付くる所なりしが近時に至り始めて自治體自ら此部門に手を附くることとなり電氣工業に至りては既に著しく公共の直營を見たり斯る發達は主として獨逸諸邦の中に起れる所にして此間白耳義英國及米國等に於ける自治體は甚だ稀れに此種の財源を採用したるに過ぎざりき

瓦斯、電氣及水力工業の自治體企業は今や公益及文化上より正當且つ必要なりと認めらる、而して公共行政の技術的能力も經驗の示め所に依り最早や疑ふべからざることゝなれり加ふるに斯る企業に缺くべからざる道路及營造物の使用並に燈火、溝渠及消防制度の適當なる取締及施行に關し自治體は深き利害關係の存するあり益々以て自治體企業たらしむる正當の理據を固むる所以となれり

### 第三 商事企業

商事企業とは自己產物に非ざるものを賣貸し賣貸せんが爲めに買借する中

介的収益企業の謂にして經濟上商品及資本の分配に必要なこと勿論なると同時に位地の害用及投機に依り不當の利益を確占するの弊あるを以て價格及取引に關し公益上適當の干涉を要すと雖も公共團體が自ら之を其手に收めて經營するは大體に於て殆んど不可能なりとす複雑にして變化多き商況の熟知頻々たる仕入及販賣の機敏、間斷なき資金の運轉、測り難き商機及嗜好の注意等素より公共團體の適業にあらず買買度數の少なき大量取引の商業は公共團體として行<sup>得</sup>得ざるにあらざるも利害關係の適切ならざる且つ位地の移動多き官吏の經營としては到底熱心機敏の注意を期待する能はざる事情あり故に大體に於て商業の公營に適せざるや明かなりとす然れとも品質及び價格の何人にも慣知せらるゝ一定の日用品及び餘りに機敏を要せざる一定の非投機的商業例へば信用事業等にして而かも公益上公平低安の配給を要する事業は公營に適し且つ公營するの必要なるを認めざるを得ず就中信用事業に關しては論すべきもの多きを以て先づ之より評論を始めんとす

#### 一 銀行業



銀行業は他の商業と異り國家團體の經營事業として最も非難少なき所なりと雖も議論なきにあらざるが故に左に肯定説より叙述すべし

- 1 公債の募集及償却に際し又は國有鐵道其他公營大事業を行ふに當りて之に關する金錢事務を取扱ひ又た國庫の一時的預金を適宜市場に融通する如きは官立銀行を以てするを便とす
- 2 官立銀行は兌換券發行の任に膺たるに最も適當にして之より生ずる利益を國家の手に收むるを得特に兌換券の發行を私立銀行の自由に放任することなく國家の權利に屬する場合に於て最も然りとす
- 3 銀行業務は統一集中を要すること大勢の示めす所なり官立銀行は能く此目的を達するに適するのみならず全國に支店を設置して信用制度の便利と發達とを圖ることを得べし
- 4 官立銀行は公共財政に對し機關銀行たるの位地を利用し能く國庫と金融市場との中間に於て兩者の關係を圓滑にし國庫の資金吸收に依り動もすれば市場を攪亂せらるる如き弊尠からしむるを得べく從て財政上に於

ても經濟上に於ても官立銀行の效用は決して小ならざる所以を認むるに足るべし

- 5 私立銀行をして兌換券發行の獨占權を有せしむるに比すれば官立銀行の制度は大資本家の勢力を制限し社會政策上及分配經濟上貢獻し得る所少からず

之に對する官立銀行の缺點は左の如く指摘せらる

- 1 銀行事務の要部は割引及貸付に對する機宜の措置に在り常に財界に出入し商品資力操行並に信用等物質及人身的の事情に通し手形株券の眞價を認めて機敏の取引を決せざるべからず斯の如きは官吏制度の官立銀行に於て爲し得る所にあらず
- 2 官立銀行は政府の權力を増大し政治上の憂弊を醸するの虞あり
- 3 官立銀行は發行銀行及預金銀行として活動するものなれば主として短期の割引貸付を行ひ商業者及投機者に便宜を與ふることを得るも長期の信用を必要とする工業者等には便宜を與ふること少なし是れ一部の産業



を利するものにして國家的公平の位地を傷くるものなり

- 4 官立銀行に兌換券發行の特權を附與する場合は素より、縱令然らざる場合と雖も官立銀行は認つて國家の財政と金融信用の制度との關係を密接ならしめ一方には金融市場を攪亂し他方には財政の紊亂を惹起する恐あり

- 5 官立銀行の財産は戰爭に際し敵國に沒收せらるゝの危険あり

反對説の根據は必ずしも鞏固にあらず、指摘せらるる諸弊に對しては法規又は監督機關に依りて之を避くるの適策なきにあらず然れども賛否兩説を比較して抽象的に絶對の論斷を下さんこと素より爲し能はざる所なり今之を實例に徴するに各國の國家は自ら銀行業務を營むことを避け兌換券の發行すら多數(日、獨、瑞、白、埃)は半官的の銀行、小數(露、瑞、西)は官立の銀行をして之に任せしむるの趨勢に在り惟ふに兌換券は國家通貨主權の一部にして之が發行は至大の勢力と巨額の利益とを得せしむるものなれば經濟上、社會上の公益に於て國家自ら之を行ふの至當なること明かなるも其發行をして實際の金融需給に

適應せしめんが爲には複雑機敏なる割引及爲替事務を兼營せざるべからず然るに此等の純商業的銀行業務は國家の官吏的の制度に依るの不適當なるものあり是れ多數の各國が半官的の株式銀行に兌換券を發行せしめ其發行に伴ふ國家的監督及收益に對する國家的報償を求むることゝする折中制度を採れる所以なりとす

兌換券發行權を半官又は私立の銀行に附與せる場合に於ける利益に對する報償には三様の方法あり(一)英佛諸國の中央銀行の如く政府に對し無利子又は些少の利子を以て一定の金額を貸上ぐるの責任を負はしむるは其一なり此貸上金は始め財政上の都合に依り公債を市場に募集するに代へて大銀行より貸上金を爲せるに始まれるものにして此貸上金は容易に回收するを得ざるが故に恐慌等の場合に於て銀行に困難を感せしむるの害あり(二)銀行資本に對する正當なる利子と見るべき金額以上の収益ありたる時其の利益の一部を國家に納附せしむる方法に依り國家に對する報償と爲すもの其二なり獨、埃、白等の如き之に依る獨逸は六歩以上の利益に對し四分の三、埃國は七歩以上の利益に對



し二分の一、白國は六歩以上の利益に對し四分の一の納附金を命ずるの制を採れり(三)日本は納附金制度に依らず保證準備發行の兌換券發行額に對し千分の一、二五の輕微なる課税を爲すのみに止めたり斯くの如きは特權に對する報償として意義を爲さざるのみならず殆んど常に其負擔を借入者に轉嫁せしむるの弊なきを得ず

獨逸には紙幣發行を爲さざる官立銀行あり例へば巴威國の「ユルンベルヒ」銀行及び普魯西國の國立海商司銀行の如きは是れなり海商司銀行は始め海外貿易航海及金融を業務とせる株式會社なりしが千九百四年八月の法律に依りて王國海商司(See Handling)と改名して今は銀行業専門となれり右兩國の官立銀行は年額各二百萬麻以上の純益を擧ぐと云ふ

## 二 公立貯蓄

貯蓄銀行業は業務の比較的單純なる上に社會公益上の要求切なるものありて國家及地方團體の公營に屬せらるもの多し其第一は各國官立の郵便貯金制度なり此制度は千八百六十一年五月の法律に依りて始めて英國に行はれ英國

に於ける私立貯蓄機關の缺陷(危險不安)を補ふ爲めに施行せられたるものなり蓋し此方法に依らざれば所謂細民は貯蓄の便利と安全とを得るに由なく又た移轉に伴ふて繼續せる便利を充たすこと能はざるなり此制度は全國に亘れる郵便局に附置せらるゝが故に最遠の地方に至るまで組織及連絡を擴張し一般の利用に應ぜしむるに適せり英國に次いで白耳義、伊太利、日本、和蘭、佛國、奧國、瑞典、露國等順次英國の制に倣ひ郵便貯金の制度を採用せり而して從來久しく此制度は國家の公債政策に利用せられ確實の運用法として貯金を公債に依り保管し大に財政上の援助を爲したりしが近代は公債政策も確立し金融機關も完備するに至りたれば郵便貯金の財政的重要は漸減すると同時に社會政策上の意義に重を置くの必要も生し産業組合、友愛組合、建築組合等に對して貯金の運用を開き且つ細民の簡易なる生命保險に貯金を振替せしむる等の設備を爲すに至れり獨逸は米國と均しく郵便貯金の制度を存せざるも二個の國立貯蓄銀行と普魯西國のみに於て數百を算する多數の自治體貯金所とを存せり米國に於ても州立の貯蓄銀行あるを見る伊國、白耳義及び佛國の如きは國立郵便貯金



の制度を存する外に郡立市立の貯蓄銀行を地方に有せり而して此等は皆な他方に社會政策的の貸付を行ひ且つ之に依り相當の収益を擧げつゝあるの實況なりとす

伊佛獨等の諸國には公設質舖の制度あり特に巴里の佛國慈善局 (Monte de piété) の如きは事實に於て國立的の機關と稱して可なり最初は伊國の宗教施設たる慈善質貸制度に倣ひ私立的の株式組織なりしが奈翁一世に至り株式全部を買收して公設機關と爲し巴里に本局を置き各地方に四十二個の支局を設け各市長をして其支局長に當らしむ伊獨兩國に存するものは國立的にあらずして市立の公設機關たるもの多し此等は低利を以て細民の質物を引受け慈善的社會的の貢献を爲すものにして素より収益を目的とするものにあらず他の私設的同業の暴恣的行動を牽制するのみにても其效決して尠からざるなり

### 三 公設市場

市場の最も大なるものは商品取引所なるが歐米各國未だ官立制度を採れるものなきも市立に至ては佛國を始めとし敢て少からず但し市立と稱するも取

引所の建物を市有にすと云ふ迄にして商品の賣買は會員組織の會員に依りて行はる日本の殖民地に存する官設の物産取引所も賣買其者は會員組織の仲買人に依つて行はるのみ

然れとも公設の小市場は自治體自ら商品を賣買するものにして各國を通し近時著しく發達せり是れ即ち公設市場又は廉賣所にして主として細民の要する日用品を安價に廉賣し以て社會政策上の公益を達せんとするものなり

### 四 富籤官營

國家は一般幸福の進歩を目的とする模範的の道德體なるが故に國民道德に巨大の破壊を與ふべき射伴賭博の富籤を公營すべきものにあらず此を以て王侯の特權に屬すとす獨逸の學説は根本に於て既に甚だ誤れり之を個人の私業又は輸入に放任するの危険なるが故に國家は已むなく之を公營にし一は以て外國富籤の輸入を防ぎ一は以て免許に依り個人の私業を制限し嚴格なる條件の下に國家之を官營し風教を維持するに努むと説明する如きは牽強の辯たるを免れず畢竟は舊制度の遺物にして財政上多大の収益を與ふるが爲め他の



財源を搜索するに懶うき財政家の辯護に過ぎず早晚必ず全廢全禁せざるべからざるものなり然れども今尙ほ獨逸諸邦及埃伊諸國に於て行はる而かも各自財政上の重要財源を爲せるは事實なるが故に吾人は左に其要を摘記すべし

現今獨埃伊に行はるゝ官業富籤に二種あり一は番號富籤 (Lotto) と稱し「ゼノア」式の富籤なるが他の一は等級富籤 (Klassen Lottery) と稱する和蘭式の富籤なり

番號富籤は九十個の番號より成り其中より各抽籤毎に五本の當り籤を抽出せしむるものなり賭者は始め一定の掛金を投じて一個又は數個の番號を買入れ斯くて抽出せる五本の籤が自己の買入番號に該當するときは之を當籤として彼が掛金に對する數倍の當利金を博し得べし是れ當籤者の利益なり而して國家の利益は如何と云ふに當らざる賭者の損失による利益は當初より豫算せる國庫の収入額と及び頻々たる開籤の施行に依り其の額を増加するに在り此の制度は廣く上下の諸階級に涉り頻々に賭心を獎勵し勤儉の風を亂だし生業の發達を阻害し困究及び罪惡を醸生すること甚だしきを以て理論は既に一般の排斥する所となり實際も亦稍々反對の傾向を來し西班牙、丁抹及匈牙利の

如きは一八六二年、一八五一年及一八九七年に各々之を廢止せり故に今日に於て此制度を現行し居れるものは埃國及伊國の兩國のみとなれり之れに依り年々伊國は約九千九百萬「リール」の純益を擧げ埃國は約五千萬克の純益を得つゝあり

等級富籤にありては毎回数等級各等籤數異なるの籤數を發行し各級一個の掛金額は一定せるも當籤の割合及當利金は各級に従つて等級的差別を附す之に對する政府の利益は各級の當籤金支拂後の殘金より一定(費用等)の控除を爲せる後に存する金額に在り各級に従ひ抽籤を數回に分ち各級の當籤割合及利金亦等級あるが故に比較的弊害なしと稱せらる特に掛金額の高額(一本三十九麻)なることは一面細民の加入を不便にし當利金の漸進的等級別は他面に巨額の射伴心を唆ることなしと辯ぜらる此制度は始め千七百二十六年和蘭に行はれ千七百七十四年には丁抹に發達し千八百六十二年後は西班牙に千八百九十年後は「セルビヤ」に千八百九十七年には匈牙利國に千七百三年後は普國に又た撒遜に「ハンブルグ」「ブランシュワイグ」「リュウベック」「メクレンブルグ」「シウエリン」「チ



リッペンに、千八百九十七年後は「アンハルト」に、千八百九十八年後は「ヘッセン」に行はるるに至れり其中「ヘッセン」及十個の「チュッペン」諸州は千九百二年に至り謂ゆる「ヘッセン」・「チュッペン」富籤共同體なるものを組織し其の開籤を「オルデンブルグ」に於ても千九百四年九月二十一日の條約後舉行し得ることとなれり之が爲めに該同盟體は「オルデンブルグ」に對し賠償年金を支拂ふことを約定したり斯くて獨逸諸邦に於て富籤の興行は請負制に依るもの多しと雖も普國及「ヘッセン」・「チュッペン」組合體は之を直接官業制となせり然るに後ち千九百四年、千九百五年、千九百六年及千九百七年に普國は諸邦十九個國と特別條約を締結して富籤發行權を一手に買收し之が賠償として一定の年金を此等の諸邦に支拂ふこととなれり之れと同時に普國以外の諸邦は官營富籤興行を廢止し竝に認可なき富籤興行に對し千九百四年八月二十九日の普國法を以て處罰すべきこと並に私人富講認可に關する嚴格なる條件規定を發することを約せり之が爲め統一的の獨逸富籤同盟體は成立するを得たり斯くの如くして普國の官業富籤純益は年額として約九百三十萬麻を示めし撤選は約四百八十萬麻

を算すと云ふ

以上は方法に依る富籤官營の種別なるが別に目的富籤 (Zweck Lotterie) と稱せらるゝものあり其は興行上の純益を以て慈善又は公共利益の爲めに使用することに限定するものにして往々公共團體に於て興行するを許さるゝことあり然れども現代の國家財政に於ては斯る制度の必要を見ず唯た地方團體に於て部分的に之を行ふの便利にして比較的弊害少なき方法を講し得るものなきにあらずと雖も決して良策にあらざるは論を俟たず

我が國の殖民地臺灣に於て明治四十年富籤の官業を實行したるが組制に依る番號富籤にして眞の等級富籤にあらず其目的は外國富籤の侵入を防ぎ併せて海外賭金の吸収に在りたるも事實は島内及内地の賭金を主とし海外の賣行甚だ少く爲めに國內賭心の激發となり且つ頻々たる開籤に依り益々其弊の甚だしきを來さんとせしかば施行後半歲にして之を全禁したり此他に於て本邦は富籤を官業とせず新刑法は之を嚴禁するの意を明かにせり

#### 第四 交通企業



公共團體の公營企業として現時格段の重要を有するものは交通機關の企業なり交通機關に關して公共團體の取得する收入に二種あり一は交通業者に公共通路を使用せしむるに由りて生ずる收入にして他は公共團體が直接に有料運輸を經營するに依りて生ずる收入なり水陸道路の收入は概して前者に屬するものにして手數料に該當すべきが故に茲に論ずる限りに非らざるも後者に屬するものは汽船事業、鐵道事業及電車事業等の企業收益なるを以て茲に論ぜんとする所なり

國家的汽船事業は獨逸中巴威倫、ウルテンブルク、バーデン及メクレンブルグ、シユウエリン等の小邦に存せり此渡船事業に依り巴威倫は六十萬麻以上の收入を得と雖も他の諸國の官營汽船に至りては其收入著しく之に劣り到底之比すべくもあらずと云ふ要するに斯る小邦に於ては財政上重要のものなるべきも一般には多く論すべき價值を有せず

最も重要なるは鐵道事業なり世運の進歩に伴ふて各國鐵道の延長益々進歩し公益上及財政上の重要愈々其大を加ふるに至れり

今更鐵道國有論の要旨を見るに略ぼ左の如し

- 1 鐵道は一國の大道なるが故に公道と均しく國家の營造物と爲さざるべからず
- 2 私立會社に在りては自己利益の爲めに運賃を騰貴せしむるが設備を粗雑ならしむるか又は發着時間を不定とし速力を緩減し以て公衆の利便を後ちにするの弊あり之に及して國家事業とする時は議會其他の監督に依り之をして公衆の利便を省みるに努めしむるを得べし
- 3 官設鐵道の益金は國家全般の利益となるに反し私設鐵道の利益は如何に冗費を節約する結果とするも皆是れ私人少數資本家の利益となるに過ぎず殊に運賃増加に依る場合に於て國有と民有とは社會全般の利害上大なる差異を生すべし
- 4 官設に於ては一定の設計に依り全國平等に線路を普及せしむるを得べし従つて利益薄すき地方にも延長せられ全國一般に文明の發達を促かし物價を平均し思想を融同するの効大にして且つ速かなり之に反して民有



に在りては利益ある地方を先きにし種々の事情の下に不利益なる地方を後にし又は全く布設せられずして長く放置せらるゝの不利あり

5 鐵道は元來獨占的性質を有するものなるが故に私設鐵道の合同又は増資に依り其大を加ふるに従ひ獨占の弊漸く現はれ遂に至大の勢力を振ふに至るの虞あるを以て國有として此等獨占の諸弊を豫防するの優れるに若かず

6 鐵道を同有とするときは國家諸般の行政就中警察及通信事務に對しても連絡上の便利を與ふるを得べし

7 軍事上の要求は國有鐵道の場合に於て最も能く之を充すことを得べし即ち軌條の廣狹單複停車場に於ける軍事設備其他軍用輸送及連絡上の利便等到底私設鐵道の企及し得べき所にあらず

然るに之に對する非國有論の要旨を見るに

1 鐵道は公道の如しと雖も運輸の業は個人の自由なり之を私人に營ましむるも不可あることなし

2 法律命令を以て私設鐵道を制限監督せば可なり例へば人類竝に貨物の損害に關する特別の保證を與ふること線路に係る警察規則を設くること國家一定の時間を定め又は認可して之に由らしむること竝に運賃訂正權を國家の手に留保して之に従はしむること等に依り公衆の利便に副はしむることを得べし

3 私立會社の利益は悉く之れ社會の害なりとするは謬見なり

4 法律に依りて豫定線路を設け私設者の計畫をして皆な之に従はしむること、せば國中平等の敷設をも私立會社に期待するを得べし

5 敷設の始めより勉めて無益の競争線を許可せず又た獨占の弊に對する制限を條件に附して認可する制度を採らば其弊を防ぐを得べし

6 官業は事務遲鈍にして且つ無益の冗費多し

7 官業は人民に對して不親切なり

8 官業は政府の勢力を増大し行政部を腐敗せしむ殊に鐵道の如きは其の布設の選擇に營業の取扱に政治上の弊害を伴ふこと多きを常とす



鐵道國有の可否論は斯の如く理論上に於て一利一害相半するの觀ありと雖も公益上及諸般の行政上最も便利にして且つ廣く普及せしむるには民有よりも官有の效果大なること實際上争ふへからざるの事實なりとす然れども世界如何なる國も一切の大小鐵道を舉げて皆悉く之を國有と爲さんとするものなく又た公益上行政上等の利便に於ても然するを必要とせず要は重要な幹線的大鐵道に關する問題なるが此問題の範圍に於ては國有論の有力なるを認めざるを得ず

之れを各國の大勢に徴するに英○米○兩國を除くの外は何れの國も殆んど皆な國有鐵道を經營し而かも益々其線路を増加するの傾向あり特に大陸諸國に於ては海運の競争なきを以て獨占矯弊の必要上國有公營の必要を感じ既に早くより國有の實行せらるゝを見たり白○耳○義は鐵道國有主義の元祖にして千八百三十四年に實行を始め今は國內全線の約八割を國有とせり「バ○デン」及「獨○逸」諸國は之に亞ぎ就中普○魯○士國は最著の國有主義國にして國內全線の九割四歩を國有し佛○國は主義として國有の方針を採れるも實行する能はず國內主要線を

六大私立會社に特許し特許の期間幾度が更新せられて千九百九年に至り僅に西部鐵道の一線を國有とすることゝなれるのゝ故に全線に對し尙ほ約一割一步の國有線を有するに過ぎず奧國の國有線は全線の約九割にして普國に次ぎ伊國は全線の約七割二分露國は全線の六割七分(一九一六年)を國有に存せり英米兩國は全經濟政策の自由主義に因り國內一の國有線を有せざるも戰時は全鐵道に對する國家管理の制を採れるのみならず平時に於ても英國は印度に於て全線に對し約八割二分(二九、五〇〇哩)の官設線を有し米國は大平洋鐵道會社に對し巨額の株式出資を爲し居れり亦以て大勢の國有官營に趨向するを知るに足るへし

本邦に於て鐵道の初めて布設せられたるは明治二年起工の京濱間官設鐵道なり其後引續き官設主義を採り明治十一年鐵道國有の主義を確立し全國の官設豫定線網を策定し(十二年鐵道敷設法)たりしが國家財政の獨力を以て之を速成すること容易ならざりしに由り後日の買收條件を前約して姑く私設の普及に委することゝなせり明治十六年日本鐵道(東北線)會社の設立は實に本邦私設



線の嚆矢なりき其後は久しく私設主義の時代にして二十七八年戦役後戦後經營上の必要に由り官設の延長に努めしも民設も亦た旺盛にして官私兩々相駢馳し而かも尙ほ官線は私線の三分一に過ぎざりき然るに三十七八年戦後に至り實戦の經驗に鑑み戦後全國鐵道の改良統一を要することとなり明治三十九年三月鐵道國有法を制定し私設線十七會社の内地鐵道を買収するに決し之れが爲め約六億圓の公債を發行して明治四十一年迄に其買収を了りたり斯て現今に於ける本邦の國有線は全線七千三百三十一哩に對し約八割の五千六百八十六哩を占むるの盛況を示めせり

國有鐵道の収入は各國の財政上頗る重要な位地を占めり普國に於ては總歲入に對し五分の三乃至二分の一伊國に於ては百分の一乃至三佛國に於ては造幣收入と合算を以て約百分の二露國に於ては戦前を以て百分の二十二、埃國亦戦前を以て百分の三十三を占め日本は百分の十六を示めすと云ふ狀況に在り(皆な純益の計算にあらず)

地方自治體の財政に於ても特に郡市町村は自ら自己鐵道を經營するの傾きあり勿論

此場合に於ける鐵道は當該自治體内の交通に供するに限らる、即ち主として輕便鐵道及市街電車の類なりとす此等の交通機關は専ら自治體人民の便益を主とせざるべからざるに之を私人の株式組織に委するときは自治體外の株主多き場合に於て其經營は到底自治體民の利益と一致するを得ざるの虞あり故に自治體實力及信用の存する限り自ら之を公營とすへきや明かなりとす英國は夙に一八七〇年の軌道法を以て地方團體の市街鐵道公有を獎勵し爲めに一八九七年に於て英倫百五十九市街鐵道中約四十二の重要線を市町村有に歸せしめたり佛國は例に依り特許制度を採りて自治體内の小鐵道をも私設に委せり獨逸に於ては一般に尙ほ幼稚の時代たるを免れず一八九九年に於て全獨逸内僅かに十九の市町村有小鐵道を見るに過ぎざりき日本に於ては自治體公有を爲すもの尙ほ東京市、大阪市、京都市、神戸市の數者に過ぎず

### 第二節 獨占企業

以上を以て普通の公益企業に屬する自由官業論を終る、以下是れより獨占企業に屬する特種官業論に入らんとす獨占特種企業とは同種事業の經營を民間に存在せしめずして公益の爲め全部之を公共の經營に獨占する企業の謂にして通信企業、造幣企業、或種の保險企業、及或種の藥品企業の類之に屬すべし



## 第一 通信企業

二八二

通信企業は郵便電信電話に關する企業にして之を國有とすべきや將た民業に委すべきやの問題は今日を以て云へば既に決定せり往時佛國に於て民業に委したることありしも中歐諸國は郵便を以て王侯特權に屬すとさせるものにして「アタムスミス」氏の如きすら郵便事實は企業自由の原則に對する例外なるを認めたる程なり今日は各國皆な之を官業に獨占せざるものなし但し郵便事業中の主要たる書信郵便に關して然か云ふものにして小包郵便の如きは必ずしも然らざるなり斯くの如く郵便事業の官營が各國一致の制度となれる所以のものは此事業の特性として公益上及文化上然かせざるべからざる理由を有するに由らずんばならず

今更郵便事業官營の理由を擧ぐれば左の如し

- 一 郵便事業の眼目は文化及思想の傳達に於ける迅速確實及低安を期するに在り此期待を實現せん爲めには統一の組織を必要とす各地個々の會社が連絡を欠き若くは連絡往々中斷して取扱遲滯し料金不同なる經營を爲

す如きは避けざるべからず而して又た同一の主旨に依り其貫徹を完ふせん爲めには一に國家的統一機關の經營に依るの外自治體の分權的經營をも禁絶するを必要とするものなり

- 二 郵便機關は全國一般に擴布せらるゝを要すること鐵道の場合よりも切なるものあり若し之を民業の施設に委せんか彼等は利益多き地方にのみ競争的布設を爲すも寒村僻地向つては全く捨て省みざるか若くは官設の補充に依頼すべし而して利益多き地方と雖も競争の結果各自損失を生じ之を補足する爲めに郵便料を引上げるに至り文化の普及及公益の進捗を阻害すること甚しきものあらん是れ實に郵便事業を官の一手に獨占し經營するの必要な所以なり

- 三 郵便事業及機關は國家の他の行政及事業就中鐵道電信等と相待て利用せらるべし特に小包郵便に關して然りとす往々民衆貯金の吸收及租税の徵收等をも援助するを得べし是れ郵便事業官營の副益にして同時に其次け事業の經費を節約する所以なりとす



郵便事業は以上の理由に依り各國ともに民業及自治體の競争的又は分權的企業を排除して公益及文化上國家の一手に「獨占統一」するものなれば收入に關しては平等的低安を期せざるべからざること勿論なり獨占なるが爲めに專賣と同視して租税の如く收入の多きを望むべきにあらざれども郵便事業に依りて純益を收むるを以て全然不當なりとするは偏狹に失せり其制度が經濟上技術上間然すべきなく且つ社會公益に害なき範圍に於て多少の純益を生ずるも之れを以て將來の擴張に充用し又は結局料金を更に引下ぐべき準備的施設に充用することとせば可なり世或は收支相償ふと否とを問はず否寧ろ損失あるも料金の引下又は制度の改良を圖るべきを唱ふるものあるも郵便によりて享くる利便は凡ての階級を通じて決して一樣なる能はざるを以て其經費を料金收入に依り支辨するに非ずんば利便と負擔との分配を益不公平に陥らしむるの恐あることを知らざるべからず是れ郵便料金が獨占業なるに拘らず大體に於て實費廉價主義に依らざるべからざる所以なりとす

料金制度に關しては等級料金制 (Stufen Tarif) と均一料金制 (Einheits tarif) 及び

其中間たる距離帶料金制 (Zonentarif) との三種あるも今は何れの國も重量に依りて些少の等級を設くる等級制を加味して極めて低廉なる均一料金制を採用し以て實費廉價通信主義と一致せしむるを得るに至れり均一料金制は有名な英人「ローランド・ヒル」(Roland Hill) 氏の考案に依り英國が一八三九年法律として實施したるに始まれるものにして氏は郵便物増加するも經費は然かく割合に増加するものにあらず郵便の經費は主として發送配達に要するものにして運送の爲めに要する經費は少なく従つて距離の長短に依りて料金を區別すべきもの(距離帶制)にあらず距離帶の如何に依らず書信郵便は總て一律に「一ペニ」均一料金制に依るべきを主張したるものなり

新通信企業たる電信及電話も郵便事業と均しく且つ之れに附屬せしめ各國概して國家の獨占官營となせり但し米國は電信を國營とせず私人の企業に委し居り又た電話に關しては二三の國に於て之を市町村の公營に委せるものあり無線電信は何れの國も例外なしに其の設定を國家の手に掌握せるも海底電信に至りては今尙ほ私人の企業に爲さしめつゝあるもの頗る多き實狀なりと



す

電信電話の料金は郵便料金の如く均一の低價主義を以てするを要せず是れ其依つて享くる利益は總ての階級に一樣ならざること郵便の場合よりも甚しくして寧ろ少數の階級のみが直接に利便を得るに過ぎざるに依るなり従つて語數、度數及距離等に應じて等級料金制を設くるの至當なるのみならず經費以上の収益を國家に取得するも敢て不可なしと稱し得べし

## 第二 造幣官業

貨幣の鑄造發行を私人に特許するは昔時嘗て多少行はれたることあるも現今の文明諸國に於ては必ず之を政府事業と爲し國家自ら鑄造することゝなれり其然る所以の理由は大略左の如し

- 一 私人の造幣を許るときは惡貨を増發すべし而して惡貨は善貨を驅逐して貨幣の一般價值を低下せしむること、グレシヤム法の如くなれば物價及貸借關係に攪亂を來すべし
- 二 總ての法貨は技術の許るす限り正確に法律通りの實質を有せしめざる

べからず此實質を法律的に維持する爲めには磨造を禁じ剽窃を防かざるべからず而して此を行ふには鑄造技術を巧妙にして眞贋を判ずべき秘密點を潜め警察行政と親密の連絡を採るの要あり斯の如き事項は官業の場合に於て始めて有効に行ひ得べし

三 法貨の價格を經濟的に維持する爲めには法貨の代表たる本位貨に關し自由鑄造の制度を實施せざるべからず即ち手数料なしに鑄造して通貨の供給を潤澤ならしむるを要す若し鑄造の際手数料を課するときは其手数料は最初の鑄造依頼者の負擔となり左りとて之を鑄貨の純分より割引するときは最終の通貨受納者に其負擔を轉ずべし何れにしても其結果は貨幣の供給又は流通を阻害すべきが故に鑄造手数料なきを可とす而して既到手數料なしとするときは到底個人の企業として成立すべからず必ずや勢ひ不良の品質を以て鑄造し貨幣價值を低下せしむべし

四 補助貨鑄造は貨幣政策上其實際の需要額以外に決して行ふべからざるに民業に於ては殊に過發せらるゝの缺點あり何んとなれば補助貨は其額



面價格よりも純分價格を少からしむるを要すればなり若し補助貨にして額面に相當する純分を實有するときは補助にあらざりて本位貨となり地金相場の變動に伴ひ忽ちに溶解又は外逸せらるべし補助貨の條件斯の如きものなれば若し之を私人の企業に委せんか彼等は之を過發して他の苦難を省みず暴利を博せんと努むべし是れ補助貨の鑄造を官營とせざるべからざる所以なりとす

要するに本位貨は無償的に補助貨は餘り有利的に鑄造せざるべからざるが爲めに國家の手に官營せざるべからざるなり本位貨は無料鑄造を原則とするも國に依りては實費的の費用程度に純分を削減し以て其外逸を防ぐに資するものあり斯るときは手数料収入を國家に生ぜしむべきも多數の國に於ては本位貨鑄造より何等の収入を國家に生ずることなし従つて財政上は經費事項にして收入事項に屬せず然れども補助貨の鑄造は國家自ら原料を自辨し製品を所有し發賣するものなれば素より一種の工業にして而かも純分價格より高き額面價格を以て發行するものなれば國家に収益を與ふべし故に補助貨鑄造よ

り生ずる収益は手数料にあらずして企業収益たること疑を容れず是れ吾人が貨幣鑄造上の収益をワグナー氏の如く手数料とせず主要なる補助貨収益に從ひて企業収益に屬せしむる所以なりとす

或は獨占の結果補助貨の鑄造より生ずる純分以上の利益を以て租税に屬せしむべしと論ずるものあらんも本位貨の鑄造既に多くの純經費を要せるあり而かも補助貨は實際の需要額以外に鑄造すべからざる制限あり且つ貨幣の磨損に從ひ改鑄に要する經費亦た甚だ少からず故に貨幣發行事業は之を全體より見れば否な見ざるべからずして殆んど利益あらざるなり昔時惡貨を發行して財政の急を救ふの術と爲したる如きは今日決して之を許さざるなり

造幣官業の主たる収入は補助貨の鑄造より生ずるものなりと雖も各國の造幣局は此外に副収入あり例へば貴金屬の分析證明地金精製並に賞牌製造等より生ずる収入の如し此等は概して手数料の部に屬すべきものなるも各國の豫算は一々然かく區別せず主要収益に從つて一括的に造幣利益と爲すもの多し

### 第三 保險官營



國立保險に二種あり一は英獨に於て實行する勞働保險の國立制度にして二は伊國の近く實施せる普通生命保險の獨占的國營制度なり英獨の國立勞働保險制度は専ら工業勞働者の疾病及失業保險にして國家より多額の補助的支出を爲して保險基金を作成するものなれば財收上は純支出の經費事項たるに止まり企業収益の事項にあらず從つて茲に關係を有せざるものなり之に反して伊國の國立保險制度は一九一二年八月の法律に依り全國一切の生命保險會社を買收し生命保險企業を國家の手に獨占するものなれば公益的獨占官業として茲に其位地を有せしむるを適當とす此法律は一九一三年一月一日より實施せられ既に二十四社の内外生命保險會社の事業を併呑し他の十二社は十年間の存續期間を與へられる而して新國立保險の地方支局は既に二千三百八十六の多きに達し契約高も繼承部分を併せて巨額に達せり但し實施後日尙ほ淺きが爲め収益成績の如き未だ記述するに足るべきものなし

#### 第四 行政專賣

行政專賣は軍事、警察、衛生又は風紀等行政上の理由に依り一定の物品に關す

る製造及販賣を國家に獨占する獨占企業の謂にして財政專賣と異り財政上の收入を主たる目的とせざるを特色とす例へば火藥專賣、硝石專賣、阿片專賣及キノコ專賣の如き是れに屬すべし

#### 一 火藥專賣

火藥の專賣は現行佛國、奧國及瑞西等に於て行はれ嘗ては伊國に於ても行はれたり佛國の火藥專賣は硝石特權に起れるものにして一七九七年八月の法律に依り國防及保安の爲め硝石の取得及び火藥の製造販賣を國家に獨占するの專賣制度に達成したるものなり硝石獨占は一八一九年に廢止せられたるも火藥專賣を擴張して狩獵々散彈火藥をも官業に屬せしたり但し又た一八七五年以來「ダイナマイト」「ナイトログリセリン」及爆發物に關しては或る制限及保證の下に個人の營業を許可することゝなれり奧國の火藥專賣は一六二〇年に起り一八五三年に至りて硝石專賣を廢止し火藥の製造及小賣專賣のみとなれり但し火藥の製造は個人に許可し製品を政府に納付せしむることゝなせり是れ眞の專賣にあらず單に非商業品と爲したるに過ぎざるものにして日本の制度



亦之に類せり伊國の火藥專賣は一八六七年に起りて一八六九年に廢し戰後他の爆發物と共に再興したり瑞西及「セルビヤ」にも今尙ほ之を存すと云ふ

## 二 阿片專賣

阿片專賣は印度及本邦臺灣に於て行はるゝ制度にして衛生及風俗行政上の取締を以て本來の理由とするものなり唯だ其消費の頗る廣きと財政上の關係に依り收入の減少せず従つて財政上亦た之に頼する如き觀あるも漸次價格を引上げて消費分量を減少せしめつゝあるは事實にして早晚其跡を絶つべき運命に在るや疑なし

## 三 キニーネ專賣

「キニーネ」專賣は伊太利に於て實行するところにして國風土病に對する衛生行政上の理由に基き藥品の普及を目的とするものにして社會政策的の低價に依り細民の接近に便するを努む決して收入を主たる目とする財政上の課税專賣にあらず

## 第八章 收益的収入結論

收益的収入は財産收益と企業收益とより成り財産收益は不動産收益と動産收益とを含み企業收益は普通企業收益と獨占企業收益とに分ること以上述べたる所の如し而して此等各種の收益に對する公益主義的要求と收入主義的許容との關係は必ずしも同一にあらざるが故に其の財政上に於ける價值自ら相異なるものありて存せり

先づ財産收益は其の不動産收益たると動産收益たるとを問はず設定の理據は公益上の目的に存するに拘らず經營の方法に至りては通例公益を害することなしに收入主義に達することを得るものと爲し従つて自ら收益の多きを許容せらるるの傾向あり但し近時は之に對しても公益主義の要求益々敏感を加へ來れるが故に多大の利益を期し得ざるは勿論なりとす

普通の企業收益は財産收益に於けるよりも其設定及經營に關し公益の要求多大にして收入主義の許容稍々嚴縮を加ふるの傾向あり就中基礎工業に於て



其最も然るを見る鐵道企業に關しても公益的要求素より多大なりと雖も其規模の大にして取扱物の多額なるが爲め經營の改良に依り餘りに公益を害せざる範圍に於て總額に於ける収益を稍多額に擧げつつあり

然るに獨占企業の収益に至りては設定の理據は素より經營の各行爲に至るまで公益及文化上の要求強大にして之れが爲め純益的の財政主義は殆んど全然犠牲に供せられ此の犠牲に依らずんば公益及文化を裨補するの設定目的を達するを得ずと云ふ關係に在り郵便官業の如き特に然りとす所なり然れども之れと同時に必要及有益の經費を保留する實費主義を許容し否な許容せざるべからずとする點に於て此収入が純財政主義の課稅的專賣と異れる収益官業の収益的収入たる地位を保つ所以なりとす

要するに以上財産及企業の収益は公益主義對財政主義の關係に従ひ各種収入の程度を異にすと雖も公益に役立ちつつ幾何かの収益を生ずる企業の収入たるは同一にして其企業は單に公益に役立ちて經費を支出するのみの純支出事業に關するものと其選を區別せらるるものなり

故に右各種の収益的収入を一括して其効果を判するに此種の収入は左の利益と缺點とを有す

- 1 収入を伴ふ此等各企業の目的とする公益を租稅に依らずして促進せしむる利益あり
  - 2 生産資料の全然私人の手に歸するを妨げ隨て國民經濟が極端なる資本的經濟制に陥らんとする弊を豫防せしむるの利益あり
  - 3 個人的分離生産をして官業に依り共同經濟的統制に就かしむるの利益あり
  - 4 企業の經營に際し特に社會政策的分配を有效ならしむるの利益あり
  - 5 此収益は之を個人より取得するに當り相當又は相當以上の對價を提供し強制を感ぜしめず而かも全體として往々生ずべき企業の利益に依り増稅の必要を輕減せしむるの利益あり
- 然れども之れと反對に

- 1 官吏的經營の拙劣に依り往々多大の損失を來し財産及人民の負擔に累



を及ぼすの不利あり

二九六

2 收益額常に變動し易くして財政上の不安要素を爲すの不利あり

3 此種の收益多き時は其丈け政府をして議會の租稅承認權より超越せしむるが爲めに政府の權力を増大するの不利あり

4 此種收入の財産上に於ける位地は割合に重要ならずして到底此等のみ依頼するを得ざるの缺點あり

要するに此種收益の効果素より争ふべからざるものあるも自ら一定の限度ありて到底此等の收益のみを歳入として各國財政上全般の需要を充足し能はざるは争ふべからず今ま之を各國財政の實際に徴するに(附錄第八表参照)

各國國有財産及官業の収益的收入は各粗收入の總計を以てして各國普通歳入に對し一割七步(日本)を最高とし二步八厘(伊國)を最低とす平均して僅に一割強に達するに過ぎず今後官業の擴張は必至の大勢なれば此種收入の増加は疑なしと雖も到底各國財政上に於ける主要の位地を占むる能はざるは明かなりとす是れ即ち各國の財政は他の大なる財源を求むるの要ある所以にして同時に

以下に論述すべき分賦的收入論の必要なる所以なりとす



## 第四篇 分賦收入論(公課)

### 第一章 分賦的收入之種類

分賦的收入とは公共團體が共同需要に基く公共政務の經費を其共同關係の個人(各個經濟)に分賦することに依りて取得する公共收入を謂ふ。

抑も公共團體の行動及之に伴ふ經費は之に依りて公安民福の公益を進め得る場合に於てのみ正當なり、實際に於ては國に依り又時代によりて公益以外の施設に關係したることなきに非ずと雖も今日の開明諸國に於ける原則は公共團體の事業及其經費を公益の目的範圍に限定するものなり、勿論公共團體の事務は近時大に擴張せられりと雖も是れ唯た從來私人の經營に放任したるものの中公益に關すると少からざるものを發見し之を公共團體の手に移したる結果に外ならず要は何れも皆な均しく公安民福を目的とする公益施設及之に伴ふ經費なりと云ふに歸すべし斯くの如く公共團體の經費は何れも皆公益關係

の經費なりと雖も其の經費と收入との關係は皆必ずしも同様にあらずして甚しく相異なるものあり其中に付き収益財産及企業の經營に關する經費の如きは前章論述せる如く各經濟行爲に因り夫々直接に生ずる収益的收入の附帶するありて之を以て自ら辨するに足り往々更らに幾何かの利益を留むるものありと雖も其他の公益施設即ち主要政務に關する經費は全體として其額遙かに多大なるに拘らず事業其者が主として強制的政務に屬するが爲め自ら直接に收入を生ずるに適せず縦へば夫の収益的收入の利益を利用して幾分の財源を贏ち得べしとするも其は單に少微の部分に止り到底直接に收入なき此強制的政務の全費を蔽ふべくもあらず勢ひ公正の方法に依り共同關係の各個人に分賦するの外他に手段の存せざるを知り得べきなり是れ實に小なる収益收入の外に大なる分賦收入が公共團體の財政に缺くべからざる所以の根本原理なりとす

故に分賦的收入は之を收入と稱せんよりも寧ろ經費の分配と見るの適切なるに若かず唯だ夫れ私有制度の下、公共團體と各個人とは互に經濟を異にせる



結果、分賦の作用は一面に各個人經濟の支出となり他面公共會計の收入とするが爲め計算上の意義に於て公共團體の收入と稱するに過ぎず、ワグナー氏は之を公經濟的收入と稱し公共團體特有の強制賦歛なりと主張せるが如きも公經濟的收入なる名稱の不適當なるは既に論評せる所に盡くせり公共團體に限りて特有する強制收入なりとの主張は果して首肯するを得べきか吾人を以て之を見れば斯る分費の方法は必ずしも公共共同體に限らざるが如し苟くも共同集團なる以上私的共同と雖も收入なき共同の經費を共同員に公正の方法に依りて分賦するは一般の通則にあらざるや、唯だ私的集團の多くは共同の經費を支辨するに充分なる以上の收入を剩得する場合多きに反し公共團體は皆な小なる収益收入の蔽ふべからざる巨費を存すること常なる爲め一は剩益を共同員に分配する程なるに他は殘費を共同員に分賦せざるべからざるの差違あるのみ私的共同事業に於ても損失多くして經費を要する場合又は諸種の講會若くは俱樂部の如き獨自收入少なきものに在りては會員に經費の分賦を爲すの實例甚だ乏しからざるを見るも分賦的收入が必ずしも公共團體特有の權力作

用にあらざるを知るに足るべし

然るに分賦すべき公共事務の經費には始めよりして二種の別あり一は特別費にして二は一般費なり(一)特別費とは公共團體が個人の請求若くは行爲に基き特別に行へる事務の經費又は公共團體が公益設備の施設に依り個人に特別の利益を供與せる場合に於ける經費の謂にして俱に特別の場合なるが故に特別に其の費額を評價し計算し當該關係者丈に分賦するものなり之に反して(二)一般費とは此の特別費を除きたる他の一般事務に要する經費の謂にして個人の請求に依らず又特に或る個人のみを利用するにあらず一般の保安公益の爲め斷行する強制政務に關するものなれば個々特に評價し計算して收入するを得ず何等かの一般的條件に依りて一般に分賦するの外なきものなり(三)要するに特別費は各件毎に特別の評價に依り分賦し得るものなるに一般費は一般的の條件に依りて一般に分賦するの外なきものなりと云ふに歸す惟ふに如何に共同の經費と雖も特に個人の爲めに惹起され又は特に個人の利益となれるものは特別に一般と切離して評價し得る限り成るべく特別の分賦を爲し他一般の負

特別費  
一般費



擔を累することなからしむるの正當なると同時に然かく特別に分賦し得ざる一般共同的の經費に至りては何等かの一般的公正の條件に依りて一般に分賦することも亦た實に正當なりとせざるべからず是に於てか分賦的收入は特別分賦的收入と一般分賦的收入の二種に分る

#### 第一 特別分賦的收入

特別分賦的收入は公共團體が特別費の特別分賦に依りて取得する收入にして其の特別手数料の爲めにするものを手数料と云ひ其の特別利益の爲めにするものを特別賦金と稱す詳言すれば

○**手数料**は公共團體が個人の請求若くは行爲に基き特別に行へる事務的の經費に對する報償の爲め其特別關係者に分賦する收入にして

○**特別賦金**は公共團體が公共設備の施設に依り特別に供與せる個人の利益に對し其施設費を關係受益者に分賦するに依り取得する收入なりとす

之に依り手数料は費用を標準とし特別賦金は利益を標準とするの原則を認め得べし若し手数料にして費用を標準とせざれば他に其累を及ぼし若し特別

賦金にして利益を標準とせざれば他との權衡を失すべきがためなり一を費用主義と云ひ他を受、益、主義と稱す但し是れ大體の原則にして實際に於ては之に諸他の事情を加味するの要あり詳論は後章に譲る

#### 第二 一般分賦的收入

一般分賦的收入は公共團體が其の一般的にして強制的なる主要政務の經費を廣く一般に分賦することに依りて取得する收入にして各種の租税及專賣益金は之に屬するものなり而して其一般的分賦は一般的條件に依りて分賦することにして各個政務の費用又は之に依り受くる個人の利益を評價の標準とせず否な爲し能はざるが故に費用又は受益に關係なき一般的の條件例へば各人の負擔能力の如きを標準とするの意義なりとす

是に於て以上の所述を要約するに公共團體の分賦的收入は先づ特別分賦的收入と一般分賦的收入とに分かれ次ぎに特別分賦的收入は特別費用標準の手数料と特別受益標準の特別賦金とに分れ而して又た一般分賦的收入は租税及租税的專賣等に分る依つて吾人は此順序により以下各章に亘りて手数料、特別



## 第二章 手数料

### 第一節 手数料の定義及原則

手数料とは公共團體が公共政務に關連して特に個人の請求又は行爲に基き公共機關の行務又は使用を提供するに依り、要せられたる特別の經費に對し之が報償の爲め其經費を當該關係の個人に分賦して取得する所の收入を謂ふ。此定義に謂ゆる公共機關とは公共團體の収益的財産又は企業設備にあらずして公共政務に關連する行政的公用上の機關たる役員及公署なり故に其の行務又は使用の提供は亦た是れ行政公務の一にして収益上の行爲にあらず必要の場合には其提供に當り必ずしも個人の希望を條件とせず否な公益普及の爲め個人を促がして之が使用を強制することあり而かも其由つて惹起せる特別の經費は全部若くは一部分を、契約に依らず専ら公共團體の決定に依りて當該個人に分賦することを得ざるべからず是れ手数料が夫の財産及び企業上の對價的

収益收入と異なる要點なり然れども特別の經費に對する特別の分賦たる點に於て又た手数料は租税と區別せらるべし租税は一般經費に對する一般的分賦にして其間何等一定の特別的行務の提供あるを要件とせず然るや手数料の場合には必ず一定の行務又は使用に對するものにして其之を特別に要せしめたる當該個人のみ各別に徵課せられ斯る特別の關係なき一般には負擔せしめざるを原則とす且つ夫れ租税は主義に於て個人の負擔能力を標準とする負擔力主義の公課なるも手数料は個人の負擔能力に依らず特別の政費を標準とする費用主義の公課たる差違あり

手数料の原則は費用主義に在り手数料の種類及額は素より公共團體が自ら單獨に專決する所なりと雖も之を決定するに當り公共團體が先づ(第一に)採るべき主義は原則として其の提供する事務の原費に相當せしむるに在り是れ手数料の觀念として當然のことなりとす然れども此の原則は大體上の標準に過ぎずして必然的の原則にあらず提供すべき事務の特別なる性質に依り或は費用の一部を徵收し又は費用を超過して徵收するの要なしとせず若しも其事務



の提供が個人の利益に大なる効果を及ぼし費用を超過して徴收せざれば却て不当に特別の便益を個人に與ふるの不正を現出すべし故に斯る場合に於ては(第二)費用以上利益をも標準に加味して賦課するを要すべし之に反して其事務の提供が公共一般の公益を擧ぐるに強く之が普及を計るの必要上普く個人の接近を奨励せんとする如き場合に於ては公益の爲めに接近の防害となるべき費用全額の分賦を斷念して(第三)費用以下低き手数料若くは無料を以てせざるべからず若し然かせざれば當該公共機關の使用を一般に且つ容易に普及せしむること能はざるの虞あればなり然れども特別の個人をして全然無償的に公共機關を使用せしむと云ふ如きは之が爲め公共行務の請求過度に増加するの虞あるのみならず分配公正の原則に照らして適當ならざることを知らざるべからず何となれば之れが爲め關係なき他一般に負擔の累を及ぼすのみならず該行務の使用に依り直接に特別の利益を享け又は特に經費を惹起せしめたる當該個人は却て獨り自ら不當に利するに至るべければなり但し經濟上の弱者たる人民に對し各場合に處して手数料を輕減し又は一定の手手数料を始めより

無手数料に定め置くは必要の例外なりとす斯る場合に於ては必竟此等の特別經費を一般經費と同様に看做し純公益政務費の取扱を爲すのものと解すべきなり要するに手数料は原則上費用主義の特別報償として原費程度に定むるに至當とするも私益の爲めには更らに高く公益の爲めには更らに低く純公益に至はれ全免して可なり是に於て其形式は標準手数料の外、高手手数料、低手数料及無手数料の順序となる而して無手数料は即ち租税の支辨を意味するものなり

## 第二節 手数料の分類

手数料の分類に二種あり一は形式的分類にして他は實質的分類なり形式的分類は公共機關の提供する行爲の形式に依る分類にして之に依り手数料は行務手数料と使用手数料(使用料)との二種に分かる行務手数料とは公共機關の職員が施行する行政上の手數に對する手数料にして使用手数料とは公共營造物を使用又は觀覽するに依り賦課する手数料なり此分類は財政學上左して重要な意義を有せざるも實質的の分類は比較的重要ななりとす實質的の分類は手数料



を徴収して施行する公共團體の事務の性質に依る區別にして之に依り手数料は司法手数料、行政手数料及文化經濟手数料の三種に分つを適當とす

第一 司法手数料

司法手数料は司法事件に關する手数料にして歴史上最も早く行はれ今日に至るまで種々の階段を経て發達せるものなるが其現今に行はるものは之を三種に分つを得べし

- 一 民事訴訟手数料 は敗訴者一方又は裁判官所定に従ひ當事者双方より徴収する訴訟費用の手数料にして其料金額は裁判所の位置、裁判の難易、訴訟目的物の價值等を標準として決定せらる。元來訴訟の當事者をして或程度迄訴訟費用を負担せしむるは當然たるのみならず健訴の弊を豫防するに必要の措置なりと雖も國家固有の政務たる裁判の爲めに要する經費を當事者に負擔せしむるは到底不可能のみならず却て之か爲め公益機關への接近を排斥するの惡結果を來すものなれば料金決定に關し十分の注意を要すへきは勿論なりとす
- 二 刑事訴訟手数料 は有罪の判決を受けたる者をして其訴訟費用を支辨

せしむる爲め徴収する手数料にして其金額は犯罪の種類及手續の煩簡等に依りて多少の差あり犯罪者は責任の大なるものあるを以て斯る費用の全部を之に負擔せしむるを理論上至當なりとする論者あるも犯罪の責任に關しては別に適當の刑罰ありて之に處せらるべきのみならず實際に於て犯罪者の多くは貧究なるを常とするが故に實行を期するに由なく徒らに煩勞を加ふるに過ぎず是れ亦た高手手数料を以て臨むべきにあらざるを知るべし

三 非訟事件手数料 は行爲無能力者權利財産の擁護、各種權利行爲及事實の保證及確認に關する裁判所の勞務に對する手数料にして關係個人及法人は之が爲め利益を享くるものなれば費用の全價を求むるは勿論費用以上を要するも敢て不當にあらず例へば(一)後見及管理事件の手数料、(二)遺産管理事件の手数料、(三)世襲財産事項の手数料、(四)相續、婚姻等各種權利行爲保證及確認の手数料、(五)法人、會社、清算人選任に關する監督行爲の手数料其他(六)各種官簿登記登録に關する手数料の如き之に屬す

第二 行政手数料



行政上の手数料とは狭義にして特に一般民政的行政に關する手数料を指稱するものなり其中には各行政に共通する一般行政に屬するものと外務及内務の普通民政に屬するものを含む此順序に依りて列擧すれば其主要するものは左の如し

一 任退及昇級手数料 此手数料は形式上に於ては公務の奉仕に關する手数料に對するものなるも實質上に於ては此等個人の職業的利益に關するものなるが故に手数料を賦課すべき理由充分に存在するものなり例へば國家自治體及公共團體の吏員の就任手数料、公證人辯護士の登録手数料の如きは是れなり

二 試験及檢定手数料 此手数料は其職業の實行が公衆の利害に密接の關係を有すると同時に多少競争より保護せらるゝの利益を個人に與ふるの點に於て其の論據を有せり例へば官吏、辯護士、教員、醫師、產婆の試験及檢定手数料の如きは是れなり

三 特權、爵位、稱號手数料 此手数料は個人又は法人が其の人格的特典又は利益に關して一定の權利を授與せらるゝに對して支拂ふものにして發明及特

許權、法人權の許與、市場開始權、藥舖免許、興行權、貴族權に關する手数料又は位記、稱號、學位、爵位、勳等、記號等の受與に關する手数料の如き之に屬すべし

四 免除手数料 此手数料は個人が一般法又は一般規實の除外例を要求する場合に徵收するものにして未成年の免除、婚姻事件の特例、兵役の免除及短縮並に志願兵の許與等に關する手数料の如きを云ふ

五 外務手数料 例へば領事の職權より生ずる領事館手数料、貿易交通、並に航海の利便を得るに關する手数料、救船、救難等に關する手数料の如きは是れなり

六 内務手数料 内務行政の範圍如何に依りて此手数料の種類は各國著しく相異なるものなるが廣汎の職分を含める内務行政に於ては内務手数料として(一)官務統計手数料(二)通過及旅行券發行手数料(三)移民營業手数料(四)勞働及婢僕帳簿發行手数料(五)健康及衛生手数料(種痘、檢梅、檢屍、各種官立病院手数料等)(六)救貧及慈善制度手数料(七)勞働保險制度の手续费(八)狩獵免許手数料等を數ふるを得へし

### 第三 文教行政手数料



文教行政手数料とは宗教、教育、學術及技藝等無形の幸福を増進する文化行政に關する手数料にして其普及を期する公益的の性質上努めて低手数料主義を採用すべきものなり而して之に屬する主要なるものは左の如し

- 一 學校手数料 此手数料は官公立學校の授業料、入學及退學手数料、在學及卒業證明手数料等を含む、其中に於て小學校授業料の如きは義務教育制度の主義に依り無手数料とすべきを原則とするも高等學校の授業料に關しては寧ろ高手數料主義を可なりとせるもの多し然れども教育平等の思想に従ひ高等教育と雖も何人にも近接し得せしむべく低手数料主義を原則とすべきを惟奨す
- 一 寺院手数料 是れ國立宗教國に於ける手数料にして寺院建物庭園の使用に關し竝に寺務即ち洗禮、婚式及葬儀に關する手数料を意味するものなり
- 三 圖書館、博物館、美術館手数料 此手数料は入場料又は觀覽料等にして之を徵收せざること現今一般の通例なりと雖も必ずしも無料とするの要なし寧ろ一般には相當の料金を徵收し唯た毎週一、二日を選び一定階級者の接近を計る爲め當日に限り無料とし又た專門研究者は何時にても無料にて入場し得るの

制度を設くるを可とす

#### 第四 經濟行政手数料

經濟行政手数料は國民經濟全體の公益上より私人の經濟的生活に干涉する場合に於ける認許、檢閱、取締又は監督の手数料にして之れに依り當該個人も各種の利益を受けざるにあらざるも其は甚だ重きを置くに足らず寧ろ社會一般を利するものなるが故に概ね此種の料金は低廉なるを至當なりとす而して之に屬する主要なるものは左の如し

- 一 度量衡檢定手数料 此手数料は私人營業に使用する度量衡器の正當を公認するに當り賦課するものにして此の干涉は主として詐欺及不正の取引を防止し關係取引者の利益を保護するの目的に出づるものなり若し公認なきものを使用するときは處罰するの規定を以て之を勵行す
- 二 金屬刻印手数料 此手数料は貴金屬より成れる物件の眞純を公認するに要するものにして半ば義務的に卒ば私益的に要求せらるゝものなり
- 三 造幣手数料 此手数料は貨幣地金の分析、證明及鑄貨の費用に對するも



のにして個人利益の爲め自由に要求せらるゝに、基くものなるも貨幣鑄造に關しては本位貨幣の眞價維持に關する公益上の理由に依り其要求を獎勵するの必要ありて無償なるを可とするが故に概して無手数料とせらる。但し國に依りては本位貨幣の鑄造に關して實費程度の手數料を徵收するを以て正貨外出を防ぐの效用ありとし低手数料を課するの制度を採れるものあり

四 商品檢質手数料 此商品檢質は衛生的検査にあらざして經濟政策に基き粗製を防ぎ精良を獎勵する爲め重要輸出品及國內用商品に關して品性検査を行ひ其の信用を保證する手數に要する手数料なりとす近時は其の實例少なきに至れるも我國に於ける産米検査、蠶種検査、輸出生糸検査手数料の如きは之に屬すべし

五 工業監督手数料 例へば蒸汽機關の試験、檢閱、危害的企業及私立鐵道の監督、監視、私人工業の機關等に關する手数料之に屬し公衆の安全を保障し同時に企業の永續的生産力を維持するの利益を與ふるが故に手数料義務を負擔するの理由ありとせらる

六 森林監督手数料 此手数料は私人及自治體の林業を國家の森林官が監督するに當りて徵收するものにして國家は之に依りて國民經濟全體の利益を保持するを得ると同時に私人及自治體も之れが爲め利益する所少からざるが故に相當の手數料を負擔するの理由ありとす

### 第三節 手数料の賦課及徵收

手数料の賦課に關しては賦課の標準に依りて(一)一般的手數料 (Allgemeine Gebühren) と特別的手數料 (Besondere Gebühren) との二種に區別することを得べし。一般的手數料とは單に事務上の費用概算を標準として各個各件の料金を定めたるものを云ひ特別的手數料とは個人に對する各件毎に各行務の費用、利益其他各件に屬する特別事情を算用して料金を定むるものを云ふ故に一般的手數料は各件均一なるも特別的手數料は各件の金額不同なりとす例へば本邦の各種試験手数料は前者に屬し訴訟物の價格に依る訴訟手数料の如きは後者に屬すべし前者は簡單にして且つ此費用主義なるの特長あるも後者は利益又は負



擔力に比例し収入額に屈伸性を存するの長所あり故に各國は兩制を併用して長短互に相補完せしむるもの多し次に(一)賦課の稅表形式に依りて手數料は各個手數料 (Einzel gebühren) 及包括手數料 (Bauschgebühren) の二種に區別せらるる各個手數料とは稅表中各個の手數料義務ある行爲を列記し各行務毎に各個の料金を賦課するものを云ひ包括手數料とは同種の連續せる公務行爲に關し數個の件數を一括し又は之を主たる各類に大別して總合的に料金を賦課するものを云ふ前者は實際上の各件手數料にして後者は豫定的の總合手數料なり例へば普通の書類枚數又は件數に依る多數の一般及特別手數料は前者に屬し英蘭銀行が兌換券發行に關し一年間の發行總額を豫定して包括的に豫め年額數萬磅の手數料を徵收せらるゝ如きは後者に屬すと云ふべし包括手數料は各個手數料の如く實際に適せざるの缺點あるも徵收極めて簡單にして商取引等に關する場合に於ては便益多き制度なり更に又た(三)賦課の定率に依りて手數料を區別すれば固定的手數料 (Feste gebühren) と動的手數料 (Veränderliche gebühren) との二つを爲すを得べし固定的手數料とは同種行務の手數料義務者に對し總て同額

を賦課するものを云ひ動的手數料とは書類數所要時間物件價格等に應じ變化する不同の料金額を賦課するものにして其中又た範圍手數料 (Rahmen gebühren) と等級手數料 (Gradations gebühren) との別あり範圍手數料とは當該公署に於て最高と最低との間に認定の餘地を有する手數料を云ひ本邦の工業試驗所手數料の如き之に屬するものなるが等級手數料とは或る標準に従ひ一定の等級を料金額に附する所の手數料を云ひ時間及數量に従ひ等級的定額を附するものと物件價格に従ひ等級的定額又は歩合を附するものとあり後者を稱して等級的價格手數料と稱す例へば本邦の訴訟價格手數料の如き是れなり價格に従ひ歩合的に料金を定むるときは歩合手數料と稱するも斯る時は最早や租稅に屬するものと云はざるべからず本邦の手數料には歩合手數料なるもの存せざるなり

手數料の徵收は概して印紙の貼用又は押印用紙の使用に依りて行はる之を印紙手數料と稱す是れ公共公務の要求を書類を以てするの多きに伴ふものにして公署に取りては勞煩を節する所以なりと雖も印紙は政府之を製造し割引



を以て賣下くるが爲め印紙の割引に相當する収入を減するのみならず人民に採りては素より便利なる制度にあらず故に場合に依りては現金直接の納付を許すの途を開く必要あり之を現金手数料と稱す此現金納付の場合は二種に分る、一は行務を提供する公署が行務の要求を受くるの際、手数料額を決定し且つ自ら直接に現金を收受するものなるが故に人民側に於ては便利なりと雖も公共團體に採りては金庫制度に大なる破壊を意味するものにして弊害除却に要する監督的勞費を増加すべし之に反して一は當該公署をして手数料額を決定せしむるも現金の納付は特別機關をして取扱はしむるものにして人民には煩累ありと雖も金庫の設備を成るべく普及せしむれば此の煩累を減じ得べきを以て理論上現金手数料を可とすべし但し或る特種の行務に關し又は一定の設備を使用せしむる場合に於て個々小額の手手数料を徴收するには到底直接納付の方法に依るの外なきが如し

外國に於ては國庫手数料 (Fiskus gebühren) の外に吏員手数料 (Beamten gebühren) の制度を存するものあり吏員手数料は公職を委せられたる吏員が其出資を補

ふ爲め若くは自己の収入の主要部分として自ら收納するものにして現に税關吏員及大學教官講坐料等に於て之を見るなり此制度は徴收の簡單なるが爲めに財政上俸給と手数料との收支手續及計算勞費を省略するの益ありと雖も政府をして其徴收を監視するに難からしめ吏員の專斷を助長し制度改良を計るの防となるのみならず高官と下官と給料の權衡を失することある等欠點甚だ多し全然廢止するを至當とす

手数料の収入は各國の豫算上明確に其全數を知るを得ず是れ一は手数料と行爲税との區分明かならざるのみならず名稱すら各國甚しく相混同して一定せざること二は手数料の納付を證する印紙は登録税、證券印税其他の諸税の納付にも使用せられ印紙賣下の際に於て到底區別し得ざること等に由れり然れども其全體の収入額は少からずして各國財政上、有力なる歳入を爲し居れるは疑を容れず

地方公共團體の財政に於ても手数料の制度あり就中各種營造物の使用手数料は比較的主要の位地を有せり加ふるに地方公共團體は各國とも印紙發行權



を與へられざるが故に印紙手数料を有せず従つて豫算上手手数料と他の歳入との區別比較的明瞭あるものあり但し其統計は之を省略す

### 第三章 特別賦金

特別賦金 (Beiträge) とは公共團體が公益的經濟設備を開設せるに伴ふて之が爲め直接又は間接に特逸の利益を得又は私益を増進したる個人若くは數個人に對し各利益を標準として當該設備費を分賦することに依りて取得する特別の收入を謂ふ例へば道路、修築、運河開設、給水排水設備又は瓦斯引込設備等の場合に於て沿道附近の地主及營業者に對し彼等が當該設定物より直接又は間接に享くる地價及營業上の利益を標準として分賦せらるゝ受益者分擔金の如きは是れなり

蓋し手数料の目的は公共機關の行務及設備に依り特殊の利益を受け又は自己の爲め特に公共經費を生せしめたる者より其特別費用に對する報償を爲さしむるに在りて通常斯る行務に接し又は設備を使用するに際し其都度一々

に料金を徴收するものなるも此方法にては如上記載の如き公益的大經濟設備の經費を充たすこと能はざるのみならず直接に此等の設備を使用することなく従つて手数料納付の機會と義務とを有せず而かも間接に此等設備に依り所有地價又は營業上に特逸の利益を増加すること明白なる者をして不當に負擔を免れしむるの缺陷あり此の特逸利益と特逸負擔との權衡を維持するの必要こそ是れ實に特別賦金の存在理由なりと云ふべし素より此等の經濟設備は公共一般の爲めの必要に依り公共團體が改修するものなれば該設備費の全部を舉げて夫の限られたる範圍の地主及營業者のみに負擔せしむべきにあらず勿論一般にも負擔せしむるの方法を講ずべきは論を待たざる所なるも若し此等の地主又は營業者が全人民の受くる利便の平均以上に顯著なる特逸の増益を享くることの認めらるゝ場合に於ては全人民に對する一般的負擔の外に關係地主及營業者に對し其受くる特逸の増益を限度として特別の費用分賦を爲すの最も至當なるを見る特に地方團體の如き小區域に於て設備が及ぼす利益の厚薄甚だ明瞭に感覺せらるゝ所に在りては費用分擔上に斯る細心の差別を設



くること一層必要なるを認めざるを得ず是れ此制度が特に地方財政上に多く現はれ國家財政上に於ては港灣改修又は運河開鑿の如き場合にあらざれば殆んど見ることなき所以なりとす

特別賦金は特別費用の特別分賦たる點に於て手数料に類似すと雖も其相異なる點は(一)先づ手数料が主として普通政務に關する經常的特別費用の分賦なるに反して特別賦金は公益的經濟設備に要する建設的臨時費を主とする特別費用の分賦なること次に(二)手数料が原則として原費主義の報償に過ぎざるに反して特別賦金は個人の側に於ける特逸的利益を標準とする受益主義の辨償なること最後に(三)手数料が概して各個の行務及使用毎に徴收する隨時的收入なるに反して特別賦金は關係受益者の團群に對し一定の賦課標準に依りて一定期間毎年徴收する繼續的收入なること等に存せり然らば特別賦金と租税とは如何なる差違を存するやと云ふに一般費の一般分賦ならざること及び一般負擔力標準ならずして特別利益標準たる點に於て既に相異なること勿論なるが一定の賦課標準に依り一定資格の團群に對し繼續的に賦課徴收するの點に

於て租税中の目的税に類似することなきや否やを考ふるに特別目的費の償却によりて廢止せらるゝことは同一なるも目的税は特別關係者の團群に分賦するにあらずして一定の課税標準に依り一般に分賦し且つ不均一の受益程度に應ずるにあらずして一般的負擔力に應じて均等に賦課するものなるが故に特別賦金は此の目的税とも異なる特色を有するものなり

然れども實際に於ける特別賦金は徴收方法區々にして他の收入種類と判然區別し難きものあり場合に依りては沿道人民の任意出金に待つものあり又た之を徴收する公共團體と特種受益者團との合意に依りて醸集することあり斯る場合に於ては公課の一種にあらずして寧ろ寄附金又は獻納金に屬すとするに至當とすべし眞の特別賦金たる標本は私人の意志を問はず若くは單に希望を参考に供したるに過ぎざるの程度に於て設備を開修し費用を取立つるものとす唯だ此場合に於て嚴正に受益者の受益程度を標準として不同の料金を課せず只管地價又は營業設備等を標準として均等的に歩合率の賦課を爲すに止むるが如きときは殆んど目的税と區別すべからざるに至らん



現に各國の實例に見るに英國は地方財政上に於て私益改良税 (Betterment tax) の名を附し公共衛生法に依り街道の開設、擴張、修理、橋梁、溝渠及水道引込費を此等設備に依る私益増進者に賦課し居り米國の地方團體亦た之に倣へり佛國の地方團體は水道、溝渠、灌漑設備及路敷、舗飾並に道路、掃除費に關して此制度を採り普國の地方團體は特別賦金の名に於て屯營賦金、道路工事賦金、溝渠設備賦金を徵收し居れり我地方財政に於ては市町村制を見るに數個人の専ら使用する營造物に關し其修築及維持の費用を該關係者より不均一に徵收することを得とせらるゝも使用手数料又は特別税に類して特別賦金とは稱し難たしと雖も都市計畫法に於ける道路の擴張に要する受益者分擔金の制度は特別賦金の性質を帯びたるものと云ふべし

國家財政に於ける實際は既述の一、二を除くの外現在に於て此制度の先例甚だ少なしと雖も今や文明諸國に於ては一部の私人に多くの特別利益を與ふる如き設備をも一般收入を以て行ふ如き傾向あり是れ或る意味に於て一種の共產主義に類せりと云ふべく嘗て自由經濟學者の一派が激烈に之を攻撃したる

は固より當を得ずと雖も其の良好なる傾向にあらざることは疑を容れず此時に當りて以上述べたる特別賦金の制度を國家財政上適度に採用して租税及普通手数料の未だ足らざる所を補ひ公共團體が共產主義に傾くの弊を匡正することを得ば其利益決して尠少にあらず故に吾人は國家財政上にも之を採用するの今後益々多々なるべく信じ且つ希望するものなり

## 第四章 租税論

### 第一節 租税之字義

租税の字義に關しては米人「セリグマン」(Seligman)氏が其著租税論に於て沿革上より七種の變遷あることを詳論したるを以て吾人は其儘に氏の論を紹介すべし氏の研究する所に依れば

其第一種は惠與 (gift) を意味したるものにして個人より政府に呈贈するの義なりしが如し例へば羅甸の (donum) 中古英語の (benevolence) の如き之を證すべし第二種は政府より人民に依頼する補助 (Support) を意味したるものにして羅甸



語の *Precurium* 獨逸語の *Bede* 之に當れり獨逸諸邦に於て近時に至るまで地租を稱して *Landbede* と云へる如き惟ふに其の遺物なるべし第三種は政府に對する助力 (*assistance*) の意味を有し英語の *Subsidy* 又は *Contribution* 等之に當れり獨逸語として *steuer* (助く) スカンヂニビヤ語として *help* の如きは其今日に残されたる遺物なり佛國に於て今日尙ほ普通に租税を稱して *Contribution* (分擔) と云ふもの亦之を證すべきなり第四種は政府の利益の爲めにする個人の犠牲 (*Sacrifice*) を意味す此の語は古佛蘭西の *Gabelle* 近世獨逸語の *Abgabe* 伊太利語の *dazio* に該當し人民が何物かを出捐するの義なり第五種は納入に關する義務 (*obligation*) と云ふ觀念なり英語の  *duty* なるもの之を證す此語は英米共に之を使用するも英國に於て廣く行はれ米國は此の如く廣からずと云ふ第六種は政府よりの強制 (*Compulsion*) を意味するものにして吾人は之を米國の *impost or imposition* 佛國の *impôt* 伊太利の *imposta* に於て見ることを得べく又獨逸に於て *Anflage* 及 *Aufschlag* として通例間接税に使用するもの、如きも之に屬するを知るなり

第七種は納税人の選擇に依らず政府が自ら計定する賦率 (*rate*) 又は課金 (*asse*

*essment*) を意味す吾人は之を中世英語の *scot* (宛てる) 及び獨逸の *Schoss* に於て其起原を見又十九世紀に於ける獨逸の *Schatzung* (計定) 殊に英米の *taxe* (定むる) 佛語の *taxe* 伊國の *tassa* 英の *rate* 等として最も普通に行はるるを見るなり此 *tax* なる英語は中世の頃に於ては常規の課金にして税簿を有する直接税を意味したるに過ぎざりしが今は廣く租税を表示することゝなれり

以上諸種の意義中近時最も廣く行はるるものは英米の *tax* (定率) *duty* (義務) *rate* (歩合) *Contribution* (分擔) 獨逸の *steuer* (助金) *Abgabe* (課金) 佛國の *Impôt* (賦金) 及 *contribution* (補助) 等にして其用法は直税、間税又は手數料的租税に對し自ら相異なるものあるを示めすと雖も此等の用語に共通して抜くべからざる意義は政府の側よりの賦課にして人民の側に於ける分擔なることに存するを知り得べきなり

## 第二節 租税之概念

租税の性質に關する概念に付き歴史上に於ける學説は種々に變遷せり茲に



其の重要なるものを評述せん

第一 租税交換説 (Tausch Theorie)

此説は租税を以て政府の爲せる事務に對し交換的に支拂ふ所の對價なりと爲すものにして、ホッブス氏、ブルウドホン氏及グロチオス氏等の嘗て唱へたる所なり一名之を租税對價説と稱す即ちブルウドホン氏は課税を政府が勤勞を供し人民が貨幣を與ふる交換なりと云ひ、ホッブス氏は租税を買はれたる安寧の代價なりと辯じ、ホーゴ、グロチオス氏は租税を國家の行爲に對する代價なりと説ける如き是れなり此等の説に従へば租税の支拂は國家政務の經費即價値と同額なるを要し若し一方國家の政務全體を一團とし他方人民納税の全額を一團として考ふるに於ては敢て誤れる見解にあらざるべきも元來此説は「ルソフ」及「カント」等の社會民約説に淵源し國家對個人の關係を以て全部對一部の共同非交換的行爲と看做さず(一)單に契約に依る個別的交換行爲と爲すものなれば既に根本に於て國家の團體的觀念を異にするのみならず(二)此説に依れば人民は政府の施行せんとする事務を拒絶し得べく又拒絶して租税の支拂を

避くることをも得るとしならざるべからず加之(三)其支拂程度に關しても納税人の義務は彼等が個別的に政府をして要せしめたる費用價値に比例せざるべからざるとしなるべし然るに國家の行爲例へば國防、警察及行刑等主要の一般的政務は素々個人の意思を問はず若くは之に反して強行するものたるのみならず其之れが爲めに生ずる所の價値は一般的にして永遠且つ無形なるが故に個々之を評價し得べきにあらず是れ此説の到底事實に適せざる所以なりとす

第二 租税享益説 (Genuss Theorie)

此説は租税を以て人民が國家の保護に依り其生命及財産上に受くる利益に對する報酬又は前拂なりと爲すものにして一に之を租税比益説 (quid pro quo) 又は租税保險説 (Assicuranz Theorie) と稱す

「アダムスミス」氏の如きも個人の國家に對する關係は仍ほ一の大土地に對する共同賃借人の如し個人の納税する義務は恰も此等賃借人が其受くる利益に應じて土地の管理費を支出するの義務あるが如きのみと解けり佛の「ミラポ」氏は租税を單に社會秩序の保護に對する前拂金に過ぎすと云ひ英の「セニオ



ル氏は吾人が政府の官吏に支拂ふ所のものは内外より来る詐欺、暴力に對する保護の報酬にして大體上利益ある交換なりと云ひ、ロウテーク氏は租稅義務は人民が國家の安寧に與かる分前の程度に由ると云ひ、其他獨逸の「ベリア」氏、「フォ」ン、「ヤコブ」氏等の所說亦略ぼ之に同じくして俱に此租稅享益說に屬するものと云ふべし、此說が前項の對價說に異れる所は彼に在りては租稅を國家の費用の點より觀察して立論したるに反し、此れに在りては人民の受くる利益の點より觀察して立論したるに存するのみ、其の俱に交換の概念を採れるは同一にして國家觀念に於ても其淵源とする所は「グロチオス」、「ポップス」、「モンテスキュー」、「ルソー」及「カント」等の社會契約說又は無機的國家說 (mechanisch-Atomistische Staats Theorie) に外ならざるを以て、(一)根本に於て前項と均しき缺點を帶ぶるものと云ふべし、加ふるに、(二)此說に依れば政府の職分は單に生命財産の保護に限らるゝ如きも事實は既に之に反し、此等消極的職分の外、幾多の積極的文化及經濟職分を有し、文明の進歩と共に生命財産の保護に關する消極的政費は寧ろ割合上の漸減を示めし、租稅の支拂は却て新增の積極的政費に從つて増加するの傾向あり

少くとも今日の租稅は決して生命財産の保護費に比例するものにあらず、且つ夫れ、(三)此享益比例說を以てすれば、究民保護の費用の如きは其受益者たる究民より受益の程度に應じて徵收せざるべからざることゝならざるを得ず、而も到底之を實行し能はざるや明かなりとす

租稅保險說を以て有名なる「モンテスキュー」氏は言へり曰はく、公共收入は各人民が其財産の一部を以て他の部分の享用を保險する所以のものにして、彼れが有する財産の保險料に該當すと是れ個人の有する一切の財産は皆な個人勤勞の結果にして、此財産を保險に附するは個人生産の一科目を成すものなり、政府は之れが爲め大保險會社として存在し、人民は之に年々の保險料たる租稅を支拂ひ、以て盜難又は災害に對する保障を得るものなり、との解釋に出でたるものなり、惟ふに國家の保安的消極政務と租稅との間には、斯る保險的意義なきにあらざるも、總ての政務と租稅との關係を見れば、到底、保險の觀念を以て之に擬するの適當にあらざるを知るべし、(一)若し保險の觀念を以てせば、租稅は寧ろ生命及財産の危險に比例して發達せざるべからずして、文明の進歩と共に、生命財



産の危険減少するに従ひ當然漸減の趨勢を取らざるべからず且つ夫れ(一)政府が一大保險會社として存在するならば事變又は盜難に依り人民の生命及財産の喪失減却を來せるとき國家は保險會社の爲す如く其の損害を賠償せざるべからず然れとも斯の如きは到底事實に反するのみならず又實に行ふ能はざる所なりとす

### 第三 租稅犧牲說(Opfer Theorie)

此説は租稅を以て個人が國家に對し單に其の人民たる服從の義務あるが爲めに課せらるゝ絶對の犧牲なりと爲すものにして對價又は報酬の交換説と異り能く團體意識を明確にし頗る進歩せる概念たるを疑はずと雖も其淵源する所は十九世紀の三十年代迄行はれたる超然國家說(Absolute Staats Theorie)の國家觀念に在り此國家説は「ハーレル」「サビニー」「スタール」及「ヘーゲル」氏等の獨逸法理哲學及歴史學派に屬し國家は個人意思に關係なく自ら歴史に依りて成立したる超然的の最高生活體にして契約に依るものにあらず從て國家に從屬する者の意思を以て之を左右するを得ず其權力は優者が權威を有すとの自然法に基

くもの「ハーレル」氏にして國家其者は單に弱者に對する强者の勢力表示たるのみ(サビニー)氏は是れ神の命令に依る(スタール)氏のなり否な自然の道なり(ヘーゲル)氏と論じ强者が弱者より支拂はしむる租稅は唯た强者の命令に従ひ絶對に之に服從するの外なし國家の課稅權は國家に特別なる絶對強制的權利にして人民に取りては絶對の義務なりと爲せり故に一に之を租稅絶對義務説と稱するを得べし然れども斯の如きは國家及財政と個人及經濟との間に存する相互密接の關係あることを無視し個人が共同體の一分子として享くる效益を故らに看過せる法理論にして極端に失するものと云ふべし

此説に屬すと認めらるべき現代財政學者の租稅に關する定義は略ぼ左の如きものあり

獨人「フォン・フオツケ」(von Vocke)曰はく

租稅とは一の公共團體に屬する人々が此團體の目的を達する爲め單に彼れが之に屬すると謂ふ關係のみに依りて無條件に支出を要せらるゝ出資(Benefit)なりと



塊人「シエツフェルト」氏曰はく

租税は個別經濟が其從屬する所の公共團體に對する服從的關係に依り公益を圖るの費用に充つる爲め支拂ふ所の物件的出資の全意義 (Imbegriff aller jeher Sachgründer beiträge) なりと

惟ふに租税を以て單に國家に對する服從關係の理由のみに依るとせば租税は國家公共團體に限り特有の方法なりとせざるべからざるも租税の實質を有する共同費用割宛の方法は決して公共團體の場合のみに限れるものにあらず苟くも共同事業にして特別の收入を有せざるものに在りては皆な實質に於て租税と均しき方法に依らざるべからざる要は服從關係にあらずして共同關係に在りと云ふを當れりとすべし故に吾人は斯る定義に賛せざるなり

近時の社會主義的學説は租税を以て社會奉仕に屬せしむ彼のギルド社會主義の「コール」氏及「ヘッチト」氏の如き是れなり然れども其意は絶對義務とするにあらずして寧ろ古昔の貢獻説に類するものなり吾人は斯る概念を以てせざるも別に正當なる概念ありと信ずるが故に此新説をも採るを欲せざるなり

#### 第四 租税能力説 (Leistungsfähigkeit Theorie, Faculty theory)

此説は租税を以て各人が其負擔能力に應じて賦課せらるべき義務ありとするものにして國家の側に於ては強制的賦金たり人民の側に於ては相對的義務なりと解するものなり此説の淵源する國家説は「フイヒテ」(Fichte 1762—1814)、「メンツィング」(Menzinger 1775—1854)、「ワグナー」(Wagner)、「リューメリン」及「ヂーチェル」氏等の有機的國家説 (Organischen Auffassung des Staats) に在りて國家は獨立せる個人の機械的社會にあらず又た個人の意思を超越せる強者の一體にも非らず人類か自然の性情に基きて組織的に成長せる有機的統一の團體なりと爲すものなり特に「ワグナー」氏(犠牲説即能力説と爲せる人)は法理哲學上極端に相反する前項二説(社會契約説と超然國家説)を調和する爲め經濟學上の理論を之に注加し人類の本性には獨立と共同との自然的兩端あるに拘らず之を各自一心に統一し居れる事實より立論し一面には法理哲學上に於ける社會契約説の正當なる部分即ち專制の増長に對する個人の自由獨立を是認し他面又た超然國家説に存する必要の部分即ち國家は個人の主觀的自利に對し統一的意思を形くる爲めに個人



の服従を必要とすることを容許し國家の犠牲を此の獨立、分離と共同、集合との兩觀念に對する調和統一の實行に存すと爲し國家の存在は此の人性に基く社會的傾向を確認し之を統一的に實行する爲めなり國家は任意の形態にあらずして必要の條件なりと解説し國家の課稅權は此の必要に基き統一意思を實行する爲めに共同各員の上に煥發する力のみと論ずるものなり茲に謂ゆる統一意思は氏の意見に依れば共同員總意の統一に外ならざるを以て全體としては決して強制にあらず(一般報償の意各個としての強制なり即ち實質上の強制にあらずとも形式上の強制なり故に租稅は強制賦金 (Zwangsbeträge) と稱せざるべからずと云ふなり

最近一般の財政學者就中獨逸の財政學者は概して此說に依りて租稅の定義を説述せり例へば

先づ「ワグナー」氏は曰はく

租稅は國家が共同需要を充さんが爲め財政高權の發動に依り其單獨に定めたる方法及定率を以て國家行爲の全體に對する一般的報償 (Generelle Entgelte

として個人經濟收入より支拂はしむる所の強制賦金なり

獨人「コンラード」氏は曰く

租稅は國權が自ら直接に對價を提供せず一般に定めたる標準に依り個人經濟より取立つる所の國庫の強制賦金なりと

獨人「フオン、ヘツケル」氏は曰はく

租稅とは國家其他の公共團體に對する運上 (Abgabe) 又は課金 (Anlage) にして公共團體の公共的需要に充つる爲め強制力を有する權力者に依り一方的に定められたる範圍に於て個人經濟の主體より賦課徴收せらるゝ強制賦金なりと

英人「バスターブル」氏は曰はく

租稅は公共團體が其共同需要の爲めに個人又は團體の富に向つて課する所の強制分擔金 (Compulsory Contribution) なりと

惟ふに租稅を以て單に服従關係のみの理由による絶對無條件の犠牲的義務に非らず公共一般の需要に應ずる爲め負擔能力の如き一般的標準に依り個人



經濟より徵收するものとするの觀念は素より數段の進歩なるを認むと雖も強制出資の意義は總ての租税に適用し得ざるの缺點あり謂ゆる直接税に關しては略ほ強制の概念を爲し得べきも間接税に至りては到底強制の負擔と概念し得べからず假りに一步を譲りて皆な強制の出資なりとするも其強制は形式的にして決して實質的にあらず何となれば既に負擔能力に従ひ負擔し得べき程度に於て出資する相對的負擔に外ならざればなり

#### 第五 共同分擔說 (Contributory Theory)

此説は租税を以て共同費用の分賦に依る共同員の共同分擔なりとする概念を採れるものにして人に依りては前項の犠牲義務説又は強制賦金説と同一の系統に屬せしむるものあるも吾人は之を前項諸説と異れるものと解し採つて以て吾人の意見に合せしめんとするものなり吾人の見解に於ては此説に依り租税は絶對的義務的犠牲にあらずして各個人を包含する共同利益の一般經費を分擔するものに外ならず又た租税は必ずしも常に強制的のものにあらずして共同體と共同員との全部對一部と云ふ共同關係に基く相對的的分擔たるの

みと爲さんとす強制賦金なる語は以て直接税の場合に略ほ適用し得べけんも間接税の場合には殆んど之を適用すべからざること一般に認むる所の事實なり否な直接税の場合と雖も強制は形式上のこと~~なり~~にして實質上に於ては謂ゆる各人の負擔能力に従ひ其負擔し得べき程度に於て分賦するに過ぎずして果して眞の強制と稱し得べきや疑なき能はず故に吾人は強制の語を使用するを欲せざるなり

且つ此説は何等の國家説とも關係なきを特色とす國家は民約的國家なるも超然國家なるも將た有機國家なるも問ふ所にあらず國家にても他の公共團體にても將た私立團體にしても苟くも共同制度たる以上は共同意識其者の中に共同費分擔の觀念既に自ら存在せざるべからず唯た便宜上公共團體の場合に對し租税なる形式的名稱を附するに過ぎずして其實質的概念は決して公共團體の經費分賦のみに限るべきにあらず要は總ての共同意識中に自ら存在する觀念に外ならずと爲すものなり

從來の財政學者にして此見解に依れる租税の定義を下せるもの甚だ稀少な



りと雖も左記諸氏の定義の如きは略ぼ此の見解に近き部類に屬せしむるを得べし

佛人「バリユー」氏曰はく

租税は國家が公共費用の爲めに人民の財産又は勞力に課する所の負擔なり

佛人「コツサー」氏曰はく

租税は國家及地方團體の政府が納税人總體の利益の爲に要したる公共經費の補充として取立つる所の私人富財の一部なり

獨人「ロツレエル」氏曰はく

租税は個人經濟が其屬する國家市町村等に對する「服從」の關係により之が財政的需要を充たすの補助 (befriedigen zu helfen) として支拂ふ所の出資 (Beitrage) なり

獨人「ヘルフェリツヒ」氏曰はく

租税は「公權」に依り其私經濟的及手数料的收入等の不足するに當り一般の公共的需要に充つるの目的を以て總ての臣民財産より一樣に徴收する所の運

上 (Abgaben) なり

獨人「エーベルヒ」氏曰はく

租税は公共の需要を充たす爲め國家及他の公共團體に於て「公權」を以て「一方的」に規定せられたる方法及定率に依り徴收する運上 (Abgaben) なり

米人「アダムス」氏曰はく

租税とは政府の維持に對する人民の共同負擔なり

以上各種の定義は一つも完全に吾人の見解と一致するものなしと雖も其精神は共同政費の分賦に依る共同員の分擔なる概念に近きものと見做すことを得べきを以て掲けたるなり若し夫れ吾人の見解に依る租税の定義を求むれば略ぼ左の如くならざるべからずと思惟す

租税とは公共團體が特別的收入を隨生せざる共同一般費を公正なる「一般的標準」に従ひて共同員に分賦する所の共同的負擔なり

### 第三節 租税之定義



分賦的収入の一たる租税の定義に關しては前節既に種々の學說を所述したるが吾人の認めて以て最も適當なりとする定義は左の如くなるべきを知り得たり

租税とは公共團體が其の特別的収入の隨生せざる共同一般費を公正なる一般的標準に従ひて共同員に分賦する所の共同的負擔なり

吾人は更らに之を分析して詳説を試みんとす

第一 租税は共同意識に伴ふ當然の制度なり

凡そ多數人の合同して共同事業を行ふや爲めに生したる必要の經費は之を關係の共同員に分賦するの外なく又た常に然かするは共同意識其者に自存する當然のことにして決して國家の如き權力團體に限れる事項にあらず服従の關係も強制の力も之が理由とせらるべきの必要あることなく苟くも共同體なる以上皆な其共同意識に伴ひ費用の分賦に依りて之を維持するの外なきものとす租税の概念は實に此の共同費の分擔に存する外他に在るべからず唯だ夫れ私立の營利的共同事業に在りては多大の収益ありて共同費の分賦を共同員

に爲すの必要なきを以て概して之を見ざるも非營利的なる多數の協會事業の如きは常に會費の一般分賦を爲しつあること吾人の日常目撃する所にして毫も實質に於て租税と異なる所なきなり會則の根本は多數又は其代表の自由意思に依りて定めらるるも其團體各個の行務と會費の分賦に依る各人の支拂とは決して交換的又は對價的にあらず全部對一部の共同意識に基く非交換的關係なること疑を容れず然れども唯だ公共團體の場合に於ては其分賦を要すへき經費の原因たる政務の性質が著しく異りて概して專行的無形的且つ一般的なること而かも其分賦が多種多額にして殆んど此方法のみを主として公共團體の維持せらるる如き關係に在ること等に由り特に顯著なるの差あり故に公共團體の場合に限り特に租税の名稱を附して之を區別するのみ

第二 租税は特別収入の隨生せざる一般費の分賦なり  
公共團體の經費は其の隨生する収入との關係に於て之を區別すれば収益的

經費、手数料的經費、純支出的經費及收稅的經費の四種となすを得べし  
収益的、經費は収益的収入を目的とする財産及企業に關する生産費にして素



より目的の収益的收入を随生せしめ之に依り支辨せらるべきを以て分賦の要なき特別費なりとす

手数料的経費は分賦せらるべき経費の一なるも特に個人の爲めに惹起されたる特別費なるを以て手数料又は特別賦金を分賦し特別の收入を随生せしめて之を支辨することに定め恰も始めより何等の特別費なかりし状態に財政を回復するが故に最早之れが爲め更らに分賦すべき必要を生ぜず

然るに純○支○出○的○経○費○は公共主要政務の一般経費にして前種の如き特別の收入を之に随生せしむること能はず政務の性質上單純に其勵行を要する爲め支出する所の経費なるを以て其全部を擧げて之を一般に分賦するの外なく唯だ問題は如何に之を有効に且つ公正に分賦すべきやに在るのみ此の特別收入なき一般費を一般に公正に且つ有効に分賦するの使命に任ずるもの是れ即ち租税なりと財政上に於ける租税の位地は實に此の一點に存せり

收○税○的○経○費○は租税の分賦に附隨する経費にして普通の徴稅費及專賣費の如き之に屬すべし此等は租税と合算し租税と俱に一般に分賦せらるるものなり

### 第三 租税は公正なる一般的標準に由る分賦なり

公共團體の一般費は其原因たる政務の性質上各個毎に豫め評價して費用主義に依り之を徴收するを得ず勢ひ他の標準即ち人民の側に於ける一般的標準に依り各個の行爲に拘らず公正に之を分賦する方法に出づるの外なし然るに其の一般的にして且つ最も公正なる標準としては各人の有する経済的負擔力を除きて他に之よりも適當に且つ有效なるもの存在すべきなし是に於てか租税は各人の有する此の経済的負擔力に應じて分賦せらるることとなる之を稱して租税の負擔力主義と云ひ手数料の費用主義及特別賦金の利益主義と嚴格に區別せらるるを見る要するに一般的標準に依ると云ふは政務の各件に付各人毎に特別の標準に依りて賦課するにあらず政務の各個とは關係を離れて單に個人經濟に最も廣く存在する標準を一般に規定して之に對し公正の分賦を爲すに在り但し之が爲め必ずしも共同人民全部を擧げて同一の賦課に應ぜしむと云ふことに解すべきにあらず其定めたる一般的標準に適合する者皆な其の負擔に任ずと云ふの意に外ならず換言すれば租税は豫め一般的標準を定



め置きて個々に之を適用し決して隨時各件毎に特別に定むる標準を以て賦課するものにあらざると云ふのみ

第四 租税は共同員の負擔力に由る相對的負擔なり

共同員とは共同關係の個人又は法人を云ふものにして必ずしも自國臣民のみに限るものにあらず外國人又は外國法人と雖も公共團體の地域内に於て住所を有し營業を爲し又は資産を有する等經濟的に共同關係を有する以上は共同意識に基き各自の負擔力に應じて政費の分賦を負擔せざるべからざるや論を待たず

租税は法律上に於て絕對強制の負擔なりと稱せらるるも經濟上に於ては應能提供の相對義務に過ぎず如何に法律を以て負擔を強制するも各自の經濟資力に相對せざる租税は無効にして素より永久生存の公共團體に於ける永久の財源とするに適せず従つて之を眞正の租税と稱するを得ず必ずや分配經濟上の原則に従ひ個人經濟の負擔力に應じ相對的の負擔ならざるべからず唯だ單に各税金支拂の際に於ける相互同時の提供にあらざる法律的關係のみを見て

租税を絕對強制の負擔なりと爲すは皮想の見解と云ふべし須らく經濟上の原理に立脚して其の眞型を定めざるべからず然るときは租税が一般的には經費分賦の性質を有し各個的には個人經濟の負擔力に相對するを認むべきなり

第五 租税は分配上の正義を行ふに適する手段なり

租税の本分は共同一般費の分賦に在ること上述の如くなるが分賦を公正ならしむるには單に機械的の平等法に依るべきにあらず必ずや總ての財政制度と均しく公共團體たる道徳的國家目的に従ひ公益及社會上の正義を行ふに貢獻するところなかるべからず單に所要經費の金額を徵收すと云ふは私的團體に於ける共同分費の方法に過ぎず公的團體の分費方法たる租税は之を以て其全意義となすべきにあらず是れ實に私的分費と公的租税との全く相異なる特色なりとす私的團體の共同分費は斯る社會的正義を行ふ能はずと雖も公的團體の租税は公正なる一般標準を定むるに當りて公益の支持者たる國家的團體の本目的に従ひ充分に社會的正義を行ふに適する機會と位地とを有するものと云ふべし



### 第四節 租稅之術語

租稅の學に於ては一定の技術的用語ありて租稅論中到る所に慣用せらるる故に今茲に豫め其の主要なる術語を選びて之が説明を加へ置くの必要あるを認む

#### 第一 租稅の本源

租稅の本源とは租稅が公共の要求に應じて實際に拂出さるべき若くは然く課稅者に豫定せらるる個人經濟有の資源の謂にして之を稅本 (Steuerfonds) と稅源 (Steuerquelle) とに區別するを得べし。稅本とは稅源の原因的要素にして個人經濟が有する謂ゆる生産的三要素即ち資金企業及勤勞の謂に外ならず。稅源とは此等の稅本より彼れ個人經濟に生ずる收入(生産費を控除せる收益及所得)及び此等稅本の移動に依り個人經濟が取得する臨時利得等一切の加増利益を指稱す。嚴格の意義に於ける此加増利益は個人の生活費 (Existenzminimums) を含み得ざるを以て之を控除せる純眞の稅源は自由所得にして同時に又た謂ゆる不勞利

租稅・本源  
稅本  
稅源

租稅・主體  
租稅支拂人  
租稅負擔者

(負擔指定者)

益若くは餘剩價值なるものに該當すべし而して公共の要求する租稅は此稅源より分配せらるべく又た此以外に公共團體の永く依頼し得べきもの存せざるなり故に稅本は稅源の母にして稅源は又た租稅の母なりと云ふ關係に在り。斯くして此の稅源即ち利益の上に公共の要求する租稅と民生の向上に要する貯蓄とは一般經濟裡に於て上下兩際の間合理的且つ正義的の分配率を定めらる。是れ實に稅率決定の使命なりとす

#### 第二 租稅の主體

納稅の主體は租稅を國庫に拂入るる人にして個人たるあり法人たるあり又た法律上の主體たるあり經濟上の主體たるあり法律上の租稅主體 (Steuersubjekt) は法律上に明記せらるる納稅義務者にして概して課稅物件の所有者なるに經濟上の租稅主體は經濟上自己の所得より稅額を支拂ふ人にして概して稅源の所有者なり前者は納稅者又は租稅支拂人とも稱し後者を租稅負擔者 (Steuerpflichtige) と云ふ法律上の納稅者は同時に租稅負擔者たることあり然れども又た法律上の納稅者と經濟上の負擔者と異なることあり而かも又た此の經濟的負擔



者には決定的に事實上の負擔者たるものと課税者の意圖に於て豫め負擔者と指定するものとあり後者は之を負擔指定者 (Taxer destinatar) と稱す斯くて租税を納付したる人以外の人の租税を負擔する場合には謂ゆる間接的課税の經過行はる例へば消費税の賦課に於て多く此經過を見る蓋し公共團體は此場合に於て各消費地に就き直接に消費者より租税を徵收し得ざるか故に間接の方法に依り該課税物件の生産者又は販賣者を納税義務者とし先づ之をして租税額を國庫に納付せしむるも其意圖は彼等納税者をして更らに税額を其物件に附加せしめ之が購買者即ち指定負擔者に移轉せしむるに存するを通例とす此の場合に於ては概して租税は課税者豫期の如く負擔指定者をして事實上の決定的負擔者たらしめ得べきも時あつては此の豫期に反することあり此の場合に於ては負擔指定者と租税負擔者とは全く其人を殊にするに至るべし

### 第三 租税の客體

租税の客體 (Stener of *ja*) とは課税の目的となる物體の謂にして職分的に之を分析すれば課税客體 (Stener object) と課税標準 (Stener bemessungsgrundlage) との二

租税の客體  
課税の客體  
課税標準

者より成るとするを當れりとす課税物件とは租税を賦課する目標の謂にして課税者が依て以て税源の所在を推定するに適當の手段として指定する物件又は事實なりとす此場合に於て課税物件は二の職分を有すべし一は税源の存在に對して原因又は結果たる直系的の關係あるを自ら示めすこと二は税源の所在を窺測するに適すべき顯著の形標として自ら役立つこと即ち是れなり例へば地租の税源は土地の収益にして其の課税物件は此収益を生ずべき原因系統の土地又は土地企業なりとせらるゝが如き是れなり然れども税源と課税物件とは往々同一なることあり例へば所得税に在りては税源も課税物件も共に均しく個人經濟の所得其者にして二者全然同一なるが如し之に反して課税標準は概して斯の如き課税物件の外様に過ぎざるも其職分は單に税源の所在を指示する目標たるに止まらずして能く税源の厚薄を測量するに適すべき衡器たるに在り獨逸の學者は課税物件と課税標準とを同一視するも本邦の税制に於ては之を區別するを適當なりとす此の意義に於て課税標準なるものは課税物件の數量、價格尺度等に關する數的表示なりと云ふを要すべく課税物件其者に



あらずして課税物件よりも税源に對し最も近く接着する所の標識なりとす例へば地租に於ける土地所得税に於ける所得、營業税に於ける營業、酒類税に於ける酒類は課税物件にして地租に於ける地價、所得税に於ける所得高、營業税に於ける賣上高、資本額等及び酒類税に於ける造石高の如きは課税標準なりとす但し課税標準は課税物件の屬性的標識なるが故に課税物件と引離して之を認むるを得ず例へば所得を離れて所得高なるものなき如きは是れなり此點に於て兩者は概して一體を成せるものなるを知らざるべからず

第四 租税の單位

租税單位 (Steuer einheit) とは一定の數量を以て課税物件を表示するものにして即ち課税標準の各一定數量、價等を云ふ例へば酒税に於て酒一石に付砂糖税に於て砂糖百斤に付云々と稱する如きは是なり之に依りて以て各税に關する納税額を算出するを得せしむ此租税單位に付租税として立法者が割宛つる所の金額を税額 (Steuer satz) と云ふ例へば砂糖税に於て百斤に十五圓、酒類税に於て一石三十圓と云ふ如きは是れなり若し此場合に於て租税單位に對する税額が歩

租税單位、  
税率、  
税金。

合を以て表示せらるるときは之を狹義に於て税率 (Steuer fuß) と云ふ例へば地租に於て地價百分の五、五織物税に於て従價一割五分と云ふ如きは是れなり然れども廣義に於て税額及税率を總稱して税率とすること多し此の税額又は税率を各納税人が有する課税標準の全數に乘したるもの之を其個人の該税に於ける納税義務額又は單に税金 (Steuer betrag) と稱す

同種課税物件の一定數に對する租税單位及税額若くは税率を集示するもの之を税表 (Steuer Tarife) と云ひ一定税種に關し納税主體、課税物件の確定に役立つべき一切の事實を官務的に記載するもの之を租税臺帳 (Steuerkatalog) と云ひ納税主體と其の義務額とを抄記せる官簿を租税名簿 (Steuerlisten, Steuerrollen) と云ふ

第五 賦課徴收 (Veranlegung u. Erhebung)

賦課と徴收とは素より同一にあらず賦課 (Veranlegung der Steuern) は納税義務を指定することにして義務之に依りて確定す之に反して徴收は此確定せる義務の履行に關る手續なりとす然れども賦課には法律直接の指定に依るものあり



り地租の如し)行政上の査定に依りて定まるものあり(多くの直税及酒造税の如し)又た随時事實に因て定まるものあり(登録税及關税の如し)て一様ならず前二者の場合に於ては賦課と徴收との間多少の期間ありて其の區別明白なるも後者の場合に於ては事實の發生と同時に義務確定し義務確定と同時に徴收せらるるものにして賦課と徴收との間殆んど寸時なく徴收即ち賦課なるが如き觀あり斯くして賦課と徴收との間期間あるものは之を納期税と云ひ賦課と徴賦と殆んど同時なるものは之を随時税と稱するを得べし而して納期税と随時税とは徴收の手續に於て取扱自ら相異なるものあるを知らざるべからず

### 第五節 租税之原則

租税原則とは租税の立法及徴收に關し遵奉するを要すべき學理上の指針にして財政目的上、國民經濟上、社會公正上及收税技術上の要求に基くものとす。抑も公共團體が租税を制定せんとする第一義は公共財政の目的に應じ其經費を蔽ふに存すべきこと論を俟たず是れ租税の原則として財政目的上の原則

を要する所以なり然れども此の目的を完全に達する爲め並に公益の根本義に副はん爲めには更らに他の要求を容れざるを得ず税源利用に關する經濟上の原則、分配正義に關する公正上の原則及び收税方法に關する行政上の原則は即ち之れが爲めなり

此等原則に屬する内容的要項に關しては從來の學說頗る多數なり最も著名なるは「アダムスミス」氏の四要項なりとす氏の著富國論に依るに左の如し

- 一 人民は其資力に應じて政府の費用を負擔すべく政府は人民の收入に從つて租税を課すべし(財政原則及經濟原則に該當す)
- 二 租税の賦課は正確なるべく專恣なるべからず納税の時期方法及税額は公正に一般の人民殊に納税者に明示すべし(公正原則に類す)
- 三 租税の徴收は納税者の最も便利なる方法及時期に於てすへし(收税原則の一)
- 四 人民の納付と國庫の領收との間其額及時間に於て最も懸隔の少なからんを期すべし(收税原則の二)



其後、ガルニリア氏(一八一三—一八一八)は十六要項を列挙し、ザックス氏(一八四五—一八五〇)氏(一八三〇—一八三三)リカサレルノー(一八四〇)及バステイブル氏等は何れも五要項とし、コースト氏は六要項を數へ、ワグナー氏は九要項を列したり

此等の原則要項中多數は素より絶對的に確定不動のものにあらず國民文化の程度、經濟財政上の狀態、道德思潮の發達及法制の變遷如何に依りて變動し且つ加除せらるべきは論を俟たず又た此等の原制要項は總てを各税に對して期待するものにあらず、租税全體に於て成るべく之を充たさんことを欲するに在るが故に殆んど何れの原則要項も獨立して完全に行はるゝことなきは避くべからざることに屬せり從來の學者が此等の事情を顧みず極端に各要項を一税の上に主張して却て實行の不能に陥りたるは惜しむべきなり要は性質相異れる多數の租税に之を適用し此等の租税を結合し全體として一の體系を作り其中に此等要項の適合を求め長短自ら相補はれしむるを期すべきのみ

此意義に於て吾人は現代の租税に關し大體、ワグナー氏の列舉せる要項を以

て適切且つ周匝なりと認め之れに少許の修補を加へて略ぼ四種十項の原則と爲し左の如く解説せんと欲す

#### 第一 財政目的上の原則

此原則は財政上に於ける課税の目的上當然の原則にして理論上に於ても實際上に於ても第一の要件たらざる可らざるものなり蓋し租税に對する財政上の第一義は課税方法の一般且つ公正を圖るにあらずして國家公共團體の存續に依りて共同生活の要件を充すこと即ち公共團體其者の維持並に目的遂行に必要な經濟的手段を求むるに存せざるべからざればなり而して此原則に於ては左の要項の行はるゝことを必要とす

#### (一) 租税は其収入の豊富なるを要す (Ausreichendheit)

現今各國の政費は殆んど孰れも其大部分を擧げて租税の収入に頼らざるべからざるの狀勢に在り若し租税の收入にして貧弱なるに於ては重要な政務を曠廢に委せざるべからざるを以て租税の立法を爲すに當りては先づ第一に豊收性に富める税種を選抜するの要なくんばあらず而して斯の如き性質を具ふ



る税種は其課税物件の多く且つ廣く一般に存在するものならざるべからざるやを論なし例へば人頭税、財産税、各種収益税及或種消費税の如きは略ほ此の性質に適合するものにして現に各國の税制中にも多くは此等の租税を存せり此等の租税中には其収入の豊富なるに拘らず之を他の原則より見て經濟上及公正上甚だ適當せざるもの尠からず而かも猶ほ此等の各國が之を改發し得ずして存置する所以は主として收入の點に關して他に之れが代用財源たるものを發見するの容易ならざるに由る

(二) 租税は其収入額の確實なるを要す

租税は經常財源に屬し概して公共財政の永久的需要に應ぜざるべからざるが故に其収入額は確實に永續するのなるを要す如何に其収入の巨大なるものと雖も僅かに一時に過ぎずして全く永續せず又は時々増減の甚しきもの如きは財政上の依頼を之に傾くるに適當せず公共財政の豫算は之れが爲めに常に不安の状態を呈するの不利あり前項諸税の如きは概して此の確實性に富めり雖も各種奢侈税及或種行爲税の如きは此の確實性に於て甚だ多くを缺けり

(三) 租税は其収入に伸張力あるを要す

公共の主要政費は永久に之を需要するのみならず文明の進歩、國勢の發達と俱に益々増進擴張するの大勢に至り故に租税は公共主要の一般政費に應ずべき財源として單に其収入の確實永續なるのみを以て足れりとするを得ず一面其収入の確實なるを要すると同時に一面其公共政費の膨脹に應じて發達すべき伸張性をも具ふる税種の存在を必要とす而して其の發達力と云ふは第一に既定の税率を變更せずして自然に世の發達に伴ひ収入額の増進することを意味するや勿論なるが尙ほ第二に縱令へ税率を變更して始めて収入額を増進する場合と雖も之れが爲め著しく民業を阻害せずして增收を見るの餘地あるときは是れ亦た伸張性ある租税と稱するを得べし各國の租税中此性質ありとすべきものは所得税、營業税及或種消費税なり地租、家屋税の如き収益税は確實性に富めるも此の伸張性に於て著しく缺くる所ありと云ふべし

然れども税率の變更に由りて伸張力を竭盡することは努めて之を戒ましめざるべからず各國の財政家中には租税の伸張力あるに任かせ短期の事業費に



究するとき之を濫用して税率を増課し目的の事業完成後も尙ほ引續き増率の儘ま租税を存續するの例甚だ尠からずと雖も斯の如きは甚だ不可なり其結果は一旦事起るに際し必要の財源を得るに由なくして財政の紊亂を來たすの虞あり故に秩序的財政策としては平時成るべく伸張力を濫用せず將來の急需に對する準備の爲め伸張力の留護に努め將來の餘地を存し置くことを忘るべからず

## 第二 國民經濟上の原則

此原則は國民經濟上より租税に對して希望する所の要求にして課税の爲め一般及納税者の經濟に對し障害及困憊を與ふることの成るべく少からんことを期するに在り是れ一は以て財源を涵養して永く財政上の自的に應ぜしむる所以なるのみならず二は以て社會共同幸福を目的とする公共團體本來の使命を手段的財政の爲めに破らざらしめんが爲めなりとす而して此原則に由りて租税に求むる希望的要項は左の數件に在り

(四) 租税は税源を目的とするを要す(Wahl der Steuer quelle)

公共團體は共同生存の爲めに永久の存在を要し租税は概して此の永久存續に必要な財源の主要部を爲すものなるが故に永續的に毎年繰返へして人民の經濟に生ずべき収入即ち所得を税源とし此税源の範圍内に於て支拂はしむることを原則とせざるべからず若し租税の賦課にして此の税源に適當せず徵收重きに過ぎて税本たる資産を損減せしむるに至るときは税源は漸次に枯渴し民に勉勵の銳氣なく隨て公共團體の財政も衰憊を來すべきや疑を容れず此故に租税は成るべく人民の所得を税源とし賦課を此税源の範圍内に止め税本たる資産其者を目的として賦課せざらんことを要す而して或る租税が税源の範圍内に於て賦課せらるゝや將た税本たる資産に及べるや否やは單に課税の標準のみを以て決定するを得ず何んとなれば資産價格は概して之より生ずる所得價格を平均利率に依りて還元するものにして資産價格を標準とする百分の一税は收入價格を標準とする十分の一税と殆んど相均しきものなればなり單に外形的標準の相異なるを以て税源に對する負擔の關係必ず相異れりとするを得ざるなり資産税の名に於て負擔の税源に止まるものあり所得税の名に



於て負擔の資産に及ぶものなしとせず要は結局概して税率其者の輕重如何にあるを知るべし

然れども絶對に租税を資産に及すべからずと云ふは誤れり何んとなれば資産は必竟古るき所得の集積物に外ならずして所得を税源とする以上資産も税源と爲し得ざる理由なければなり但し資産は税源としても一時的税源たるを知らざるべからず決して所得の如く永久の税源となすを得ず何んとなれば所得は毎年繰返して新生し毫も舊資産を減することなくして毎年消費し得べきものなるも資産は徴收に依りて減少し毎年の所得を漸減しつゝ自體も亦徴收毎に漸減して消滅するの外なければなり是に於てか結局平時に於ける租税は原則上人民の所得を税源とし税源の範圍内に於て分賦すべく非常の際に於ては一時的税源として資産に及すの課税を爲すも敢て不可なしと云ふに歸すべきなり

(五) 租税は轉嫁の適當なるを要す(Steuer überwälzung)

租税の轉嫁とは初め納税者の支拂へる租税負擔を經濟行爲に由りて他の負

擔に移すを云ふ元來立法者は租税の制定に際し豫め之を負擔せしむべき税源を指定し之に租税を負擔せしめんと期するものなり然るに種々の事情に依り實際に於ては立法者の指定に反し立法者の直接歸着を豫期する租税にして却て他の負擔に歸するものあり又た立法者の間接歸着即ち轉嫁を豫期する租税にして意外にも指定外の他に負擔を歸せしむることあり斯の如きは當初の正當なる立法の精神に反するものにして國民經濟の發達上に不利を來たすべきが故に立法者は租税制定の際十分に各租税の事情を精査し豫想外の轉嫁は行はるゝこと無きを期せずんばあらず事甚だ困難なりと雖も極めて重要なことなるを以て立法者の最も意を致すべき點なりとす然るに「アダム・スミス」、「カドウ」及「カーナード」氏等の如きは立法不完全なる場合と雖も經濟の自然調和に依り負擔の轉嫁を以て自ら公平に分配せらるゝものなれば豫期と豫期外とを問はず轉嫁の敢て憂ふるに足らざるを論じ特に「カーナード」(Canard)氏は總ての新税は悪税にして古税は皆良税なりと稱するも可なりと主張するに至れり是れ他なし租税の爲め不利を受くる産業は他に轉業して競争者を減じ爾後漸次



利益を恢復するに至るべく之に反して租税の爲め不利を受けざる産業は同業者増加して競争を増し随て利益を減ずべきを以て租税の賦課如何に不公平なりとも其は單に一時にして實施後多少の年月を経過するにつれ自由競争の結果經濟自ら之に調和して何等の弊害をも留めざるに至るべしと云ふに存するが如し然れども斯の如きは完全なる自由競争を前提とするものにして實際は然かく完全なるものに非らず不正當なる惡税が轉嫁に依りて却て公平に分配せらるゝことあると同時に轉嫁に依りて益々又は意外に不公平に分配せらるゝことあり否な立法者豫定外の轉嫁及歸着は概して不公平に分配せられ産業を阻害すと推定して可なり故に租税法制は始めに於て充分の調査を爲して施行し施行の後も惡税と認めらるゝ租税は縦令へ多年實行し來れるも改良せざるべからず

(六) 租税は原料及生産力に賦課せざるを要す

原料及生産力は産業の要因なれば之に課税して其の發達を制限するときは豊富なる結果を獲得するを得ず之に反して原料及生産力を撫育し涵養する

ときは之れが開發利用の結果必ず成熟の税源を得べきが故に此時に於て課税するを以て最も其宜を得たるものと云ふべし何となれば産業は爲めに發達し且つ財政上の収入は必ず多かるべければなり要するに租税は産業の原因たる原料又は生産力に課せずして其の利用せられたる結果に賦課するを以て財政政策上及經濟政策上共に有利且有益なりと云ふに歸す而して生産力は獨り筋肉的勞働力のみにあらず智識的勞働力をも意味すべきこと勿論なるが故に租税は勞働力の精神的要素たる教育及文化の普及に役立つべき新聞、書籍、學校、寺院其他教化開發の用具及機關に賦課すべきに非らざるを知るべし此等も寧ろ之を課税の外に優遇し先づ民智民徳を開發せしめ以て産業の發達と俱に將來の税源を涵養するの一層有利有益なるを採るの優れるに若かさるなり

### 第三 社會公正上の原則

此原則は租税の分配に關し各人に普ねく且つ公平なることを要求するものにして近世社會に於ける平等及正義の觀念に基けるものなり然るに其の公正 (Gerechtigkeit) なる意義は時代、國風、道義及經濟制度等の如何に従ひ變化するもの



なれば時處を問はず一様に論ずること能はずと雖も近代文明の一般觀念に於て租税分配に關し期望する所の要項は略ぼ左の數件に在りとすべし

(七) 租税の分賦は一般なるを要す (Allgemeinheit)

公共團體の一般政費に對する共同負擔として租税が人民一般に分賦せらるべきは今日の共同意識に於て當然の事理にして毫も疑ふの餘地なしと雖も實際に於て歐洲各國が此原則を認むるに至れるは十八世紀末佛國革命後に於ける自由平等思想の賜なりき此以前に在りては人民一般に租税の分賦せらるゝことなく、或る階級は政權と俱に諸種の特權を掌握し一切租税の負擔に任せず租税は悉く之を他の階級に賦課し之れが爲め國費の膨脹に伴ひて下級人民の負擔益々重を加へ遂に革命の一因を成するに至れり此等歴史上の事實に考へ尙ほ其後に於ける政治及經濟の組織に察すれば事實上に於て或る階級が恰も租税免除の特權を私する如き狀況なしとせず故に今日と雖も此の一般原則は重大の權威を有するものと云ふを得べし而して其一般と云ふは一切の共同關係員に及ぶを意味するものなるも租税の體系が單一税制にあらざる以上は總て

の各税を皆な悉く一切の人民に負擔せしむるの意義たる能はず唯だ各税に關し苟くも其種税に相當する税源を有し負擔に耐ゆる者は總て其の分賦を受けしめ以て全租税體系に依り負擔の一般を完達せんと期するのみ

租税一般の原則は種税の種類に従ひ之に應ずる税源を有し且其の負擔に耐ゆる一切の人民をして身分階級の如何を問はず之が負擔に任せしむるに在りと雖も公益上又は其他明確なる理由に依り注律の明文を以て一般に免税の除外を設くるは妨なき所なり之を納税義務の一般免除と云ふ

租税の一般免除に三種あり第一は政治及公益上の理由に依る免税にして君主公使又は寺院學校に關するものなり此等は全く他一般と異りて特に經濟上の負擔を除外するものなるを以て眞實上の免税と稱し得べし第二は財政技術上の理由に依る免税にして官公有地及政府用品等に關するものなり此等は若し之に課税せんが其丈々他方に公費を増加するに至るべきを以て此重複計算を避くるが爲に免税するものなり故に計算上の免税と稱すべし第三は權衡上及社會政策上の理由に依る免税にして小所得及小企業者に關するものなり此



等は其有する税源菲薄にして負擔力微弱なるのみならず他に消費税其他に於て割合多量の負擔を荷へるものなるを以て負擔の權衡を得せしめんか爲の免税に外なからず故に之を形式上の免税と稱すべし

要するに租税此等特別公明の理由あるものの外普ねく一般に及べく苟くも税源を有し負擔に對する一切の人民は皆其の負擔に任すべきを原則とすと云ふに歸するなり

八) 租税の分賦は公平なるを要す

租税一般主義の原則は租税が共同生活の政費として共同一般に分賦せらるべき指針すと雖も吾人未だ之に依りて各個の租税が各納税者に對し如何なる標準及割合を以て分賦せらるべきものなるやを明かにするを得ず茲に謂ゆる公平の原則は公平の標準及割合を以て各個の租税を各個の納税者に分賦すべきを要求するものなり然るに其公平と云ふは如何なる具象的意義を有するや之に關する學說頗る區々たりと雖も各人の負擔力に對して公平の割合を得せしむるに在りと云ふ(ワグナー等)を以て至當とす

有基所得  
無基所得  
租税

負擔力 (Leistungsfähigkeit) の意義に關して學說上未だ明確の解釋を下したる

ものなく「ワグナー」氏も之に關する直接の定義を避けて唯だ租税負擔力は所得の種類、多寡と自己及扶養家族の慾望充足費用との二原因に依りて異同あるものなりと説明せるのみ惟ふに負擔力は所得たる税源の全部にあらず税源中より自己及家族の生活費を控除せる自由所得即ち剩剩價値の程度にして約言すれば所得の不要度に外ならず此不要度が大なれば負擔に耐ゆる力大に、此不要度が小なれば負擔に耐ゆるの力亦た従つて小なるべきの關係にあり故に負擔力とは結局個人が有する税源中に於ける所得部分の不要度即ち剩剩價値なりと云ふこととなる、此の不要所得度に應じて租税を賦課するとき之を負擔力主義に於ける課税の公平と云ふ従つて此の原則が要求する所の課税指針は左の如くなるべし

1 先づ税源の種類を區別することを要す

各人の税源たる所得には二種あり一は有基所得 (Fundierte Einkommen) にして二は無基所得 (Unfundierte Einkommen) なり前者は確定の基礎ありて生ずる



所得にして資産収入の如き之に屬し其の収入は確實且つ永續的の性質を有すと云ふを得べし之に反して後者は確定の基礎なき所得にして勤勞所得の如き之に屬し其の所得は所得者の健康、年齢及氣候等に支配せられ脆弱且つ不永續的の性質を有するものなり従つて兩者中に存する自由所得は假令へ其類同一なりとするも性質既に相異なるが故に租税の負擔に對する對抗力の強弱即ち所得不要度の大小は著しく相異ならざるを得ず故を以て立法者は先づ此區別を明かにし前者に重く後者に軽く課税する方法を講ぜざるべからず

2 税率は負擔力に比例せしむるを要す

租税は其税率を定むるに當り税源たる所得に比例せしむる(比例制(Proportional Besteuerung)よりは税源中に存する負擔力即ち所得不要度に比例せしむる(累進制(Progressiven Besteuerung)を以て最も公平の主義に合すべし蓋し負擔力は所得の大小に依り大體に支配せられ所得多ければ負擔力多く所得少なきときは負擔力少なしと雖所得大小の程度と負擔力大小の程度は必ずしも比

例的に相一致するものにあらず是れ大所得の不要度と小所得の不要度は程度同じからずして大所得の不要度は小所得の不要度より比例以上に大なるに由るなり此れ經濟學上に於ける限界効用法(Law of Final Utility)の價值説に該當す

限界効用法に依れば物の價值は其の總量の變化に依りて異なるべき最終一定量の効用に依りて決定するものにして例へば爰に人あり一箇年に千圓の所得を收むとせんか其の一千圓は之れ無くば彼れが生活を維持すること能はざる大切のものにして効用多く價值極めて大なるべし然るに其の所得増加して二千圓となる場合に於ては其新に加はりたる第二の千圓の効用は最早や第一の千圓の如くなる能はず何となれば之を失ふも敢て饑餓に迫るの虞なければなり斯くて若し更に其の所得増加して三千圓となる場合に於て其新に加はりたる第三の千圓は其効用亦た第二の千圓の如くすらなる能はざるなり斯の如くして所得の増加益々加はるに從ひ其所得の最終一定額の効用は同一一定額なるに拘はらず價值益々劣下し即ち不要度増進して價值



租税の累進制  
全額累進制

小なるを見るの理とす従つて各増加の一定額(千圓)に對する租税負擔力は其不要度の増進と共に大を爲し第一の千圓に一割税を納むるの能力ありとすれば第二の千圓は一割五歩税を納むるの能力あり第三の千圓は二割税を納むるに耐ふるものと云ふを得べきなり又た此理に由り千圓の所得には一割税、二千圓の所得には一割と一割五歩との平均一割二歩五厘税、三千圓の所得には一割と一割五歩と二割との平均一割五歩税を賦課するの單純比例制よりも公平なるを知り得べきなり前者を超额累進制と稱し後者を全額累進制と云ふ

税源に比例すると負擔力に比例するは俱に均しく比例なりと雖も同一の課税標準に對すれば前者は均一税率制にして後者は累進税率制なり一は平等比例にして他は差別比例とす故に一を比例税と稱し他を累進税と稱す此の兩制に關する詳細の爭議は後節別に詳述する所あるべし

### 3 身的負擔を酌量するを要す

既に各人の負擔力に適應すべく税率を加減すと雖も眞に剩餘所得を算出

して之を直接の課税標準となす能はず直接の課税標準は税源たる收入(所得)又は資産等に依り之を定むるの外なきを以て充分に負擔力事情に適應せしめ得ざるの虞あり特に納税者の人身的負擔又は災厄出費等に關して然りとす例へば扶養義務の負擔、最少限の身的保險料、一定數以上の子女の多少及不幸災厄等に要する出費事情の如き是れなり立法者が租税を制定するに當りては此等の身的負擔及出費の如何に留意し之を酌量して控除し又は税率を區別するの規定を存せしむるを要す然らざれば眞正の負擔力事情に適應する公平の意義を完ふするものと云ふ得ざるなり

### 4 偏頗なる課税の重複なきを要す

重複課税の意義に關しては同一課税物件に二種以上の租税を賦課するの謂なりとする一般の學說あるも同一の土地に對し地價を標準として地租及登録税を賦課する場合を考ふるに負擔すべき税源の種類全く相異なるが故に實質的に負擔の重複と云ふべからず要は税源の重用、負擔の複課に在りと云はざるを得ず故に吾人は重複課税の意義を同一の課税物件を通じて同一

重複課税の意義



の税源に對し二種以上の租税を複課するの謂なりと解釋するを正當なりと思惟す換言すれば租税の重複とは一種の租税が目的としたる税源を再度以上他種の租税に於て税源として重用するを云ふなり例へば原料品税を課せられたる原料品を以て製造したる製造品に對して成品税を課する如きは其最も甚しきものにして又た地租及營業税に於て農商工業の収益を税源とせるに更らに一般所得税に於て此等収益中に存する同一の所得を税源に重用する如きも亦た複課の一例なりとせざるべからず然れども重複の課税は必ずしも常に不公正なりと云ふべからず或る場合に於ては同一税源に對し原因方面と結果方面との多方面より周到の觀測を以て賦課することとなり利弊相補ふて一層の公平を期するの効なきにあらざれば唯だ一定の計算なき偏頗の重複を不公正とするのみ例へば前例に於ける原料品税と成品税との重複は或る一、二の産業のみに重複して一般に重複せざるに於て偏頗の惡制たるを免れざるなり故に原料税を廢するか若くは成品税より戻税を爲すこととなさざるべからず之に反して前例に於ける収益税と所得税との重複は

一切の資産及企業収益一般と一切の所得一般との重用にして且つ兩税率の間に一定せる計算ありて合算に於て各資産及各企業の所得に對し苛重ならざる公平の課税に相當する以上は決して不當なりとすべからず但し本邦の税制に於ける収益税は資産及企業は一切に及ばず單に土地及營業のみにして家屋建物及動産資本を包含せず且つ収益税と所得税との間に一定の統一的計算あるにあらざるが故に偏頗無計算の重複とせらるゝも辨回するに由なきものなり國税と地方附加税とは異種の租税にあらざるが故に素より重複と稱すべからざるも各税に對する附加率の偏頗なる例へば地租割は百分の五十營業割は百分の三十と云ふ如しは公平の原則に反すと云はざるべからず

國際間に於ける課税の重複は同種の租税に於て現はるゝものにして重複と稱するよりも抵觸又は衝突とするを適當とす例へば外國人の所得に對して在留國の所得税と外國の所得税とを兩國の採れる税制の如何に依り複課せらるゝ場合の如し凡そ一國のみの租税は如何に重複するも同一の主權に



依り立法上の手段を以て救済し得るに拘はらず主權相異れる國際間の衝突課税に關しては未だ適當の救済なし唯だ國際課税法 (International's Steuerrec) の原則が學說として存するに止まり各國は必ずしも之を認めて各自國の立法に適用し居らず又た其學說も決して確定のものにあらず單に物税は資産及企業の所在する國の課税權に服し人税は一般に納税義務者の住所地又特別には所得(給料、恩給等)支拂地の課税權に従ひ行爲税は大體に於て行爲地の課税權に委すと云ふに在るのみ其の應用に關しては頗る多くの疑問ありて斯く單簡に一定し得るものにあらず

#### 第四 收税行政上の原則

租税の制定と相俟つて之れが實行上必要なるは收税技術上の原則なり是れ主として徴收行政上の事務に關する指針にして鎖末の事に屬するが如きも此の事務如何に依りては良税も惡税となり惡税も良税となるの虞なきにあらず是れ「アダム、スミス」氏が主として此の原則に重きを置けるに徴するも其の頗る重要なるを知るに足るべし而して此原則の要求する所素より一にして足らざ

るも「ワグナア」氏の列擧に従へば左の三項に在り

(九) 税法の明確且簡便なるを要す (Bestimmtheit, Bequemlichkeit)

先づ第一。納税の明確に關しては租税法規に於て成るべく難解又は曖昧の字句を避け平易明亮にして二様三様の解釋を容るの餘地なからしむるを期すべく法律の外殊に親切なる施行細則及案内等を公にし官民双方に周知せしむるに努むべきなり次に徴税令書、租税受領證等納税に關する文書には納税に關する規定の要點を印刷し置くべく新税法を發布するときは努めて新聞雜誌等に其説明を載せ又た廣く民間に行はるゝ懷中日記の如きものにまで掲載せしむべきなり尙ほ出來得べくんば租税の體系全體竝に各個租税の仕組及關係等を明確瞭然然たしむるの方法を計るを要す

最も重大なるは徴税に當りて豫め納税義務者に對し徴税期日、期間、場所竝に金額を明告すること是れなり最後に租税の徴收に關係する吏員は事務に堪能にして親切廉直なるを要し苟くも故意に又は不知不識の間に納税反感の弊に陥ることなきを期すべし



第二、納税の簡便を期せん爲めには先づ(1)納税地に關し直接税及製造税の如きに在りては納税者の居住市町村に於て徴收するを可とす關税の徴收に關しては國境に多數の税關を設くるの外内地に於て多數の關税徴收所を置くべく又た或種の内國消費税の徴收に關しても同様の便宜を計るの要あり(2)徴收の時期に關しては成るべく納税者の手許に資金の流入すべき良時機を選びて納期を定むべし特に公債利子等を收税の時期に引續き支拂ふことにする如きは財政上にも大なる便利を得且つ民間金融の缺乏を慰するの效果あらん(3)直接税の納期は勿論消費税の收納に關しても税金を數回に分ちて延納せしむるの途を開くは納税を容易ならしむる所以なり相續税又は納税額多き關税及登録税の如きも亦た分納の法を採るを可とす(4)徴收の手續は印紙税、登録税及製造税に於て特に繁雜なるを感ずるものなるが官吏無用の徒費を省かん爲め更らに簡易の方法を講ずるの要あり最後に(5)納税の監督に關しては納税者をして不決を感ぜしめざるを期すべきなり

(十) 徴税費の節省を期するを要す (Erlange Erhebungskosten)

是れ「アダム・スミス」氏が「人民の納付と國庫の領收との間に其額及期間の差違最も少かんことを要す」と云へるものに該當する原則にして收税費の多きは其丈け租税の効果を薄弱ならしめ人民の負擔を大ならしむる所以なるを以て租税行政上最も重大なる眼目なりとす收税費を節省して人民の納付する額と國庫の收入する額と成るべく大差なかしむるは人民の負擔と行政の效果とを一致せしむる所以にして素より重大の要件なるが人民の納付せる時期と國庫の收入する時期とを近接せしめ納付と同時に國費に使用することゝし徒らに資金を中間に延滞せしめざるは民間の金融を圓滑ならしむる所以にして同時に又た其丈け國庫をして金利を節省せしむる所以なるが故に收税行政上最も努むべきことなりとす

## 第六節 租税之分類

租税の種類は其の實體的及形式的各種の要件に従ひ之を種々に區分するを得べし而して其重要なる分類法を掲ぐれば左の如し



## 第一、經常稅及臨時稅(Ordentliche, u. Außerordentliche Steuer)

此の分類は使用の計畫に従ひ區別するものにして經常稅とは經常の財政需要に應ずる爲め規則正しく永久に毎年同様の收入を生し得べき租稅を云ひ臨時稅とは臨時非常の際一時の需要に應ずる爲め設定する特別の租稅を云ふ財政上經費の計畫に伴ひ當然設けらるべき區別なりとす今や昔時と異り租稅は原則として經常的性質を有することとなり普通の租稅は各國皆な悉く經常稅となれるに至れるも戰爭又は特別事業費に對しては特に臨時的目的稅(Zwecksteuer)を設くることなきを保せず例へば戰時稅非常特別稅緊急犧牲稅又は國防稅と稱する國稅及地方事業創設に要する各種目的稅の如き皆な是れ臨時稅に屬するものなり

## 第二、主觀稅及客觀稅(Subjekt, u. Objekt Steuer)

此分類は課稅上重を置くべき觀方の異同に依る區別にして主觀稅とは専ら租稅の主體たる納稅者及其一家經濟を觀察して賦課する租稅を云ひ客觀稅とは人より切放して専ら課賦の客體たる物件及企業其者のみを觀測して賦課す

る租稅を云ふ例へば人頭稅及一般所得稅の如きは主觀稅に屬し各種收益稅財產移轉稅及消費稅の如き他一般の各種稅は概して皆な客觀稅に屬すと云ふべし前者は能く人的事柄を斟酌するに適し後者は單に物的事情のみを觀測するに止るの傾向を有す租稅の本義たる負擔力主義に照らし前者は後者に優れりとせざるを得ず

又た場合に依り俸給稅其他種々の形を有する所得稅を人稅(Personal Steuer)と名け之に對して地稅、家屋稅及營業稅の三者を物稅(Peak Steuer)と稱することあり一は人が負擔する主體稅にして他は物が負擔する客體稅なりとの意義を有すと雖も前項の如く廣く租稅の一切に對する分類に使用せられずして單に直接稅就中常收課稅の範圍内に於ける區分にのみ使用せらるゝものなり

## 第三、一般稅及部分稅(Allgemeine, u. Partielle Steuer)

此分類は一納稅者に屬する數種の稅源に對し總合的に賦課すると類別的に賦課するとに依る區別にして又た之を總合稅及類別稅若くは一般稅及特別稅の分類とも稱し得べし